

はじめに

マグニチュード 9 の巨大な「東北地方太平洋沖地震」が発生したのは 2011(平成 23)年 3 月 11 日である。この地震による巨大津波が東北地方の沿岸地帯に甚大な被害を及ぼしたが、長大な防潮堤建設や高台への移住など、人の立ち入り可能な地域の津波対策を伴った復興作業は、10 年余の歳月を経て遅々としてではあるが進められた。

しかし、送電鉄塔の倒壊による外部電源喪失とそれを補う非常用発電装置の津波被害により、冷却機能を失った稼働中の東京電力福島第一原子力発電所の 1, 2 及び 3 号機の原子炉が炉心溶融事故を起こして、周辺環境に放射性物質を拡散させるという大事故が発生し、放射性物質による汚染は、原子炉周辺にとどまらず、200 km 離れた千葉県松戸市にまで及んだ。

近年多発する局所的豪雨による河川の氾濫や土砂災害における復旧作業は、天候が良くなれば直ちに開始可能であるが、しかし放射性物質による汚染の被害では、目に見えない放射線による被ばく事故を避けるために、復旧作業は、放射線量が少なく立ち入り可能な地域から、被ばく量モニターを装着した放射線業務従事者による除染作業から開始される。事故炉と同様に立ち入り不可能な高濃度汚染地域では、放射性物質が放射崩壊により作業可能な程度に減少するまで復旧作業は行われない。また汚染した山林は、膨大な除去汚染物の保管貯蔵施設設置が困難なので除染は行われない。

福島事故は、「原子カムラ」が宣伝し、多くの国民が信じてきた原発の「安全神話」を一掃してしまった。しかし事故後 10 年余の歳月が過ぎ、ロシアのウクライナ侵略に起因する世界的なエネルギー危機の中で、最近、地球温暖化対策に便乗して、原発への回帰を図ろうとする「原子カムラ」を源流とする勢力が台頭し、第 6 次「エネルギー基本計

画」(2021)に「原子力政策の再構築」を掲げて、原発利用の再生を図っている。

地球表面の 4 つのプレート境界に立地する日本列島は、世界有数の地震大国であり、稀に起きる巨大地震に対して、原発施設の耐震設計が役に立つという合理的保障は得られない。

日本は、再生可能エネルギーと石炭を除くと、他のエネルギー資源の乏しい島国である。エネルギー自給率向上を目指して、1955 年、原子炉研究開発用として米国により提供された濃縮ウランに始まる原発の導入と、使用済み核燃料の再処理による燃料サイクル構想は、高速増殖原型炉「もんじゅ」建設の失敗と使用済み燃料再処理施設建設事業の頓挫によって、ほぼ崩壊したとみてよい。今や日本においては、原発は需要電力の数パーセントしか賄うことが出来ず、「金食いで核のゴミ製造」の亡国の発電技術であり、地球温暖化対策上化石燃料の使用が抑制される現在では、再生可能エネルギーのみが日本のエネルギー自給率向上の唯一の熱源である。

本随想録は、2012 年ごろから脱原発を目指して、所属していた日本科学者会議の京都支部機関誌に寄稿した記事の中から原発関連の記事のみを取り出して編集したものである。同じことを繰り返し別の記事に記すものが多々見られるが、その時の思いを綴ったものなのであえて残してある。なお、日本科学者会議は 2022 年 3 月に退会したが、80 歳を過ぎたころ体調を崩して、大飯原発京都訴訟の法廷出席が出来なくなったのが残念である。

全記事を通じて、文脈を乱さない範囲で福島第一原発事故を福島事故と略記し、各記事中の参照印を付けた事項の説明文は、記事毎に文末に記してある。

2023 年 6 月

## 原発の「安全神話」を忘れていないか？

(2012 年 4 月)

報道によれば、原発関連 4 閣僚<sup>\*)</sup> の 4 月 6 日の会合において関西電力の大飯原発 3 号機、4 号機の再稼働をめぐり、新しく安全基準が設けられました。

4 閣僚が了承した安全基準は (1) 地震・津波による全電源喪失という事象の進展を防止するための安全対策 30 項目が既に講じられていること (2) 「福島第一原発を襲ったような地震・津波が来襲しても、燃料損傷に至らないこと」を国が確認 (3) 30 項目の安全対策などについて、更なる安全性・信頼性向上のための対策の着実な実施計画が明らかにされていること、の 3 点が柱となっています。

ここで注目すべきは (2) の項目です。「福島第一原発を襲ったような地震・津波が来襲しても、燃料損傷に至らないこと」を国が確認すると、福島第一原発を襲ったものを凌ぐ地震・津波が来襲しないのだろうか、「安全対策は十分であり過酷事故など起こるはずがない」としてきた「安全神話」が、

\*) 野田佳彦第 1 次改造内閣 (2012 年 1 月から同年 6 月) の枝野幸男経産相、細野豪志環境相他

福島事故で崩壊したのではなかったのか。たとえ 500 年に 1 度の大地震でも、原発の過酷事故が起こると、それは周辺の土地を放射性物質で汚染し、人の住めないものにしてしまいます。1 年経た今も、福島県では数万の人たちが帰宅できないでいることを忘れてはいけないと思います。

そして、原発事故に対して最も大切なことは、起こった時にどうするのかということ。住民が納得できるように、具体的に明らかにすることではないでしょうか。この狭い日本で数十万人の人が一斉に避難することが可能なのでしょうか。また、大飯原発には万一の事故対策で重要な役割を果たす免震重要棟はなく、津波に備えた防潮堤のかさ上げも済んでいません。わずか 3 回の 4 大臣会合で決められたこの安全基準を大飯原発はまだ満たしていないのに、再稼働を云々するのは、「原発から撤退しない」証文を政府から取り付ける企みではないでしょうか。再稼働を許してはなりません。

## 日本科学者会議第 33 回原子力発電問題全国シンポジウムの報告

(2012 年 9 月)

標記のシンポジウムが 8 月 25 日 (土) 午後 2 時から 26 日正午までの 2 日間にわたり、福井県敦賀市のホテル「ニューサンピア敦賀」大ホールで開催され、参加者は、県内 115 名、県外 86 名合計 201 名で、会場に立ち席ができる盛況であった。また、マスコミの取材もあり、福井新聞と福井中日新聞が 26 日の朝刊に写真入りで、日本科学者会議の名前と共に大きく報道していた。このことから敦賀市でのシンポジウム開催は、時と場所の設定においても成功であったと言えるであろう。

このシンポジウムの現地実行委員会は、事務局を地元福井支部が担当されて、これに石川、京都および大阪の各支部が加わり構成された。滋賀支部は、8 月 1 日の原水爆禁止 2012 年世界大会・科学者集会の開催地を引き受けた関係で参加されなかった。現地実行委員会は、5 月 7 日 (月) の第 1 回から 8 月 21 日の第 7 回まで開かれたが、第 1 回の素案に対する全国実行委員会の了解を得て、第 4 回以降は、それまでに決めた大枠に沿って事務局の福井支部が実行案を作成された。

予稿集の付録によると、日本科学者会議・原子力発電問題全国シンポジウムは、1972年8月に第1回を北海道で開催してから、ほぼ毎年全国各地で開催されてきた。「安全神話」の嘘を実証した福島事故後の2011年8月に、岩手県盛岡市において第32回目のシンポジウムが「福島原発災害と再処理工場の実態 — 原子力発電を問い直す—」のテーマで開催されたが、原子力発電問題全国シンポジウムとしては初めて「原子力問題を問い直す」という副題が付いた。そして今回の第33回は、全原発停止後最初に再稼働された大飯原発のある福井県の敦賀市において、「福島原発災害の教訓をどうにかするか」のテーマで開催された。

シンポジウムの第Ⅰ部では、教訓とすべき福島の現状を知るために「福島事故は現在どうなっているのか、なぜ起きたのか」をサブテーマにして、25日の午後、次の4件の報告が行われた。基調報告として山本富士夫氏（福井支部）の「安全神話と原子カプセルの形成と崩壊まで」、舘野淳氏（東京支部）の「シビアアクシデントとしての福島事故」、伊東宏之氏の「福島の現状と再稼働問題」及び野口邦和氏（東京支部）の「福島の汚染状況」であった。

第Ⅱ部は、初日の午後5時から始まり、第Ⅰ部の報告をもとに「福島原発事故をふまえて、今後の進むべき道をさぐる」のサブテーマで次の5件の報告が行われた。最初の児玉一八氏の「原子力防災計画と防災訓練」の報告は、初日の最後に行われた。北陸電力の志賀原発を持つ石川県の「原子力防災計画」における非現実的な事故想定が福島事故を経て少しは改善されたが、今年の6月9日に行われた原子力防災訓練では地震による事故の想定を原発にのみ限り、避難先の

被害を考慮しないことなど、非現実的な訓練の実態が報告された。石川県の某市長の「実際に過酷事故が起きたら避難ができない」との言葉を紹介し、原発事故では避難のできない実態を明らかにするために各原発設置自治体に防災訓練を実施させることが重要である、との指摘に会場から拍手が沸き起こった。他の4件の講演は、26日の午前9時から始められ、坪田嘉奈弥氏の「原子力発電所と雇用問題」、本島勲氏の「原発の停止・廃止に伴う電力需給と電力システム」、和田武氏の「電力買取制度下での再生可能エネルギー普及と地域の発展」及び清水修二氏の「原発に依存しない地域づくり」の順に行われた。

各報告は30分講演の質疑5分で進められ、第Ⅰ部の4件全体の討論時間及び第Ⅱ部の総合討論時間もわずか15分という窮屈なスケジュールで実施することになってしまった。印象としては、議論による深まりのない報告者の“言いつ放し”の感を免れないものであった。

冒頭に述べたように、シンポジウムとしては成功のうちに入るとは思うが、現地実行委員として企画に加わりながら、また2日目の司会を大阪支部と共同で担当してテーマ「福島原発災害の教訓をどう生かすか」の方向性を打ち出すこともなく“言いつ放し”講演になったことに対する忸怩たる思いが残った。

原発の利用を止めるとの意見を表面化できない日本科学者会議が原子力発電問題からの撤退を基本方針とする取り組みを強化するには、エネルギー・原子力問題研究委員会主催ではなく、別の運動形態を追求・強化しなければならないとの思いを強くしている。

## 大飯原発運転差し止め京都訴訟の原告団結成総会

(2013 年 6 月)

標記の総会が 6 月 1 日 (土) 15:00 より JR 京都駅前のキャンパスプラザ第 2 講義室で開かれました。参加者 264 名の内訳は、原告 203 名、新聞記者 3 名、弁護士他が 18 名でした。また会場でのカンパは 150,125 円ありました。総会の前に、13 時より塩小路通りにある関西電力京都支社の周囲を総勢 110 名でパレードして道行く人にアピールしました。

原告団結成の経緯は、昨年 11 月 29 日に 1107 名の原告が京都地裁に「大飯原発運転差し止め訴訟」を国と関西電力を被告として提訴した後、今年になり 2 月 9 日に原告団結成準備総会が京都弁護士会館大ホールで開かれ、そこで結成準備の世話会が発足して準備が進められ、6 月 1 日の結成総会を迎えることができました。

原告への参加呼びかけ人による開会の挨拶の後、「原発のコスト」と題して大島堅一さん(立命館大学教授)の記念講演がありました。講演では「原発のコスト問題とは何か」から説き興して、原発を国のエネルギー政

策とする限り、事故補償や安全対策強化などのコストは結局国の費用となり国民に負担を強いることになることを、明快に論証されました。

休憩の後、出口治男弁護団長の挨拶があり、原告団結成準備会世話会長の事務局長より原告団結成の経過報告と今後の運営体制の提案が行われました。団長に京大名誉教授で地球物理学が専門の竹本修三さん、事務局長に吉田明生さん、さらにその他世話人 11 人の体制で当面の運営をすることが拍手で承認され、竹本団長の挨拶が行われました。その後、参加呼びかけ人と原告それぞれの発言が 3 件あり、この裁判闘争を通じて裁判官に原発の不必要性とその危険性を具体的に知ってもらうことに意義があることまた、戦いは世代を跨ぐものになるであろうことが述べられました。

最後に、吉田明生さん(原告団事務局長)より 7 月 2 日(火) 14:00 の第 1 回口頭弁論の傍聴と原告の第二次募集という行動提起が行われ、17:30 に閉会しました。

## 大飯原発運転差し止め京都訴訟の第 1 回口頭弁論<sup>\*)</sup>に出廷して

(2013 年 7 月)

昨年 11 月 29 日に提訴した標記裁判の第 1 回口頭弁論が、7 月 2 日(火)午後 2 時より、京都地裁大法廷(101 号)で開かれた。訴状提出より 7 ヶ月を経過していたが、その間、1107 名という京都地裁始まって以来の大原告団の裁判ということもあり、法廷を何処に設けるかで裁判所と原告代理人の弁護士との間で折衝が行われたそうである。

大法廷と言ってもあまり広くないので、弁護士と原告団には 52 席しか割り当てが得られず、そのために午前 11 時過ぎから傍聴整理券の抽選が行われ、101 通が発行されたが、閉廷後に弁護士会館地下大ホールで開

かれた報告集会での報告によると、傍聴したのは 80 名で、弁護士会館地下で裁判と同時並行で行われた弁護士による模擬裁判のほうに 94 名が参加され、原告・弁護士総勢 226 名が参加したとのことであった。

意見陳述の最初は、原告団長の竹本修三さんによる「地震国日本で原発稼働は無理」と題する意見陳述であった。スライドで図を示しながら、鳥取西部地震のように、活断層の存在が知られていない地域でも地震が起こる事例をあげ、原発の稼働は危険すぎるとして大飯原発の運転停止を訴えた。そして最後に次のような極めて印象深い言葉

で締めくくった、「かつて関電が原発導入を決めたときの社長芦原義重さんは、技術畑出身らしく、使用済み核燃料の処理など技術的な問題はあるが、今後 30 年の技術開発がこれらを解決してくれるであろうと言われ、私は美浜町の地層調査に協力した。あれから 40 年が経ちいまだに問題が解決できていない状況を芦原さんが見れば、もう原発はやめようというに違いない。私のこの思いを被告席の関電の方は帰って社長の八木誠さんにお伝え願いたい。」

次いで弁護団から、まず渡辺輝人弁護士が「安全神話の末の福島第一原発事故の発生」と題して、設置地元を納得させるために過酷事故は決して起こらないとしなければならなかったことから「安全神話」が形成され、ついに国の原子力委員会まで「安全神話」を公言するに至り、過酷事故対策を一切行わずに福島事故が発生した経過について述べた。特に、説明の過程では原発の爆発の様子を動画で示し、また写真による生々しい現場の様子を法廷に再現する手法が印象的であった。続いて三上侑貴弁護士から「避難の状況と 2 年後の現在の状況」について、まず事故直後から数か月にわたり 1000 兆ベクレル単位の放射性物質が海洋と陸上に放出され、とくに海洋汚染の拡大は国際的な問題となったことや、汚染による避難指示が、3 キロ圏、10 キロ圏から 20 キロ圏と次々に拡大されて、住民は複数回の避難を強いられ長時間の移動を余儀なくされ中でも避難指示を受けた病院の 146 人の患者のうち 21 人が死亡したときの避難の様子を、それぞれの場面の写真を提示しながら臨場感のある意見陳述が行われた。次に畠中孝司弁護士から「現在の避難状況について」陳述が行われた。政府の指示や自主的避難も含めて 2011 年 8 月末現在、14 万 6520 人が避難生活を強いられていること、避難している多くの人は被曝を避けるため故郷への帰還をあきらめていること、また無人となった双

葉町商店街の写真や放射線防護服姿の警官たちが震災瓦礫の間で不明者の捜索をする写真や福島第一原発敷地内一杯の放射性廃液のタンク群の写真などが提示され、原発による被害の現状が生々しく伝えられた。

以上の弁護団陳述のあと、原告で福島県から京都府へ避難している女性二人の意見陳述が行われた。最初の福島敦子さんは、福島事故直後の 2 度の避難の後、2011 年 4 月に京都府災害支援対策本部や多くの友人の力を借りて、福島県南相馬市から娘さん 2 人を連れて 3 度目の避難をしてこられた方である。震災直後の避難所の様子を、ご自身の悲惨な体験を交えて切々と訴えられた。中でも衝撃を受けたのは、貴重品よりも大切な「スクリーニング証」の所持のことであった、これは「放射性物質で汚染していないひと」という証明書で、これがなければ、避難所を移ることも病院に入ることもできない状況にあったとのこと。以下に彼女の述べた言葉のいくつかを記しておきます；

「2 人の子を持つ親として働かなくてはなりません。・・・時給 800 円の事務の仕事にしろうじてつくことができました」「あれから 800 日、なぜ事故が起こったのかの理由も責任も、誰一人問われることもなく、被災した人々は日々の生活に疲弊し、家族の崩壊と向かい合っていかなければならなくなりました。」「司法は、子どもを守ることに必死な母親たちをどうか救ってください、子どもたちに少しでも明るい未来をどうか託してあげてください。大飯原発の再稼働は、現在の日本では必要ないと断罪してください。司法が健全であることを信じています。日本国民は、憲法により守られていることを信じています。」と締めくくった。

次に陳述台にたった大場佳子さん。放射線被曝を避けるために、2011 年 8 月、福島市に仕事を持つ夫を残し、2 人のお子さんを連れて京都府に避難してこられた方である。被曝を避けるためとはいえ、故郷を捨て

て、環境の変化に適応しきれないお子さんとの苦しい日々の生活状況を訴えられ、大飯原発で放射性物質放出事故が起こればもう行くところがない、一刻も早く大飯原発止めてくださいとの言葉で結ばれた。

被災者の意見陳述の後、再び弁護団の大島麻子弁護士より、大飯原発3、4号機の再稼働を進めた国と電力会社が依然として「過酷事故は起こらない」との「安全神話」から脱却できていないとの指摘を基に、1100人を超える原告となった本訴訟の重さを受け止め、最後の砦としての司法の役割を果たすよう要望した。

そのあと応援弁論として、「原発をなくそう！九州玄海訴訟」弁護団共同代表の板井優弁護士による意見陳述が行われた。玄海訴訟の特徴をいくつか挙げられたが、その中で、「安全基準は存在しない、あるのは操業基準である」との考えは、納得のいくものである。「技術は安全に使用・利用するものであり、安全な技術というものは存在しない」というのが私の持論だからである。板井弁護士は、かつて4大公害裁判で司法が示

した理性的な判断を引き合いに出して、我が国で二度と原発事故を引き起こさないための歴史的判決を期待すると弁論を結んだ。

最後に弁護団長の出口治男弁護士が纏めの陳述を行った。一つは、選挙の洗礼を受けないたった3人の裁判官が、原発のように高度の専門的な問題について判断する能力があるのか、については議論の分かれるところであるにも拘らず、判断できるとする若い裁判官を排除する傾向が進んだこと、二つ目は福島事故が、原発の安全神話によりかかった最高裁の考え方を打ち壊したと言っていること、そして三つ目は、団長が訴訟に加わったのは、福島事故と福島の人々の苦難を見てしまい、見てしまった者の責任を果たさねばならないとの思いからであること。安全神話が打ち壊され従来の大半の裁判所の拠って立つ基礎が崩れたというところから、改めて司法の役割を考えることが、この裁判に問われていることであり、裁判所におかれては、司法の役割を誠実に、そして勇気をもって果たして頂くよう心から願っているとして弁論を結んだ。

＊）広辞苑（岩波書店 第六版）によると、口頭弁論とは「裁判官の面前での当事者の弁論」のこと、「刑事訴訟では公判と称することが多い」とある。

## 大飯原発運転差止京都訴訟第2回口頭弁論と第二次訴訟の提訴並びに 避難者の損害賠償請求訴訟の支援

（2013年12月）

### I. 第一次訴訟の第2回口頭弁論

標記口頭弁論は、さる12月3日（火）午後2時より京都地方裁判所で行われた。今回も第1回の時と同様に、原告側からのみの陳述が3人により行われたが、訴状に対する答弁書をすでに出している被告側は、いまのところそれ以上のことを述べる必要がないのであろうか？原告初体験の私には少し解かり難い進行との印象が残った。

最初に原告の宮城泰念（聖護院門跡門主）さんが意見陳述を行った。草木国土悉皆成

仏の心で山岳自然を修行道場とする修験者の一人として、大飯原発が作り出す「死の灰」を地層処理と称して地下深くに埋めるという自然破壊は許しがたいこと、また深く埋めたから安心・安全というのは、「今さえよければ良い」という草木国土悉皆成仏の心を踏みにじるもので許しがたいと訴えられた。それゆえ処理のしようのない「死の灰」を作り出す原子力発電所の稼働は絶対に認められないと結ばれた。

二番目の意見陳述は、弁護団から森田基彦さんが第一準備書面（これは“訴状の内容を具体的に実証する弁論のために準備した書面”と言う意味だそうである）に基づく弁論を行った。福島事故が明らかにした「安全神話」の虚構と日本の原子力安全対策の重大な欠陥の指摘の後、事故後に IAEA が行った「深層防護の改定」基準に大飯発電所（大飯原発の正式名称だそうです）の安全対策が不適合であることを示した。そのおり延内のモニターに映し出された第 9 回国会事故調査委員会における参考人質疑の様子は、衝撃的なものであった。参考人として出席した当時の原子力安全・保安院長の深野弘行氏は、なんと「世界の基準とはどういうものか」という質問に対してしどろもどろで答えられなかったのである。穿った見方をすれば、知っていたとしても院長の立場では答えられなかった、答えれば日本の安全対策が世界の基準を満たしていないことを認めることになるからであろうか。

三番目に同じく弁護団から谷 文彰さんが原告第二準備書面を基に、大飯原発における地震・津波の危険性について陳述した。世界の地震の 10～20%が発生している日本に世界の原発の 11%が集中している異常なこと、近畿地方でも大地震が過去にあり、若狭湾には多くの断層・活断層があり、今後も大地震が発生する可能性があることから、大飯発電所の運転は差し止められなければならないと主張した。また、津波についても、天正大地震による大津波の記録として、標高 100 メートルにある若狭の関峠の地蔵尊には「これより下に住んではいけない」旨が記されていること、従って津波が高くなる可能性をもつ半島先端部に位置する大飯発電所の対津波対策は不十分であり、運転は差し止めなければならないと主張した。第 3 回口頭弁論は、2014 年 2 月 19 日（水）午後 2 時より。

---

## II. 第二次訴訟の提訴

第一次訴訟の原告団が中心となって第二次訴訟の原告参加の呼び掛けに取り組み、12 月 7 日（土）に開かれた原告団世話人会での報告によると、11 月末に目標の 800 名を超え、12 月 3 日（火）に原告 856 名の訴状が京都地方裁判所に提出されました。これで京都の大飯原発差止訴訟の原告は、一次の 1107 名と合わせて、24 都道府県から合計 1963 名となりました。8 次まで募集した九州電力玄海原発差止訴訟（佐賀地裁）の 7137 名と川内原発差止訴訟（鹿児島地裁）に次いで、京都は第三位の原告数となりま

した。世話人会では、第三次の原告募集活動を進めることが検討されています。

## III. 避難者の損害賠償請求訴訟の支援

福島から京都に避難している 33 世帯 91 人の方が、去る 9 月 17 日、国と東京電力に対して損害賠償を求める訴訟を京都地法裁判所に提訴しました。この原告団を支援する「原発賠償訴訟・京都原告団を支援する会」が結成され、入会の呼びかけが行われています。年会費一口 1000 円で「複数口の会員歓迎」とあります。心ある方がたの入会を訴えます。

注）入会の手続きは、ブログ <http://shienkyoto.exblog.jp/>（2023 年 6 月確認）を参照してください。

## 大飯原発運転差止京都訴訟第3回口頭弁論法廷の報告

(2014年3月)

標記の法廷が2月19日(水)午後2時から京都地裁大法廷で開かれ、出廷原告34人の一人として入廷しました。今回は、昨年12月3日に提訴した第二次訴訟で新たに原告に参加された856名のうちの7名の方が入廷されました。傍聴席は前回同様に満席でしたが、報道関係者専用の席が前回の10席から5席に減っていました。今回も口頭弁論は、原告の元志賀大学学長の宮本憲一大阪市立大名誉教授による「予防の原則から運転停止を」と題する陳述と原告第3準備書面による弁護団によるものの2件のみで、被告側の陳述は行われませんでした。

最初の陳述「予防の原則から運転停止を」は、福島原発災害が、日本史上公害の原点とされ最も大きな悲劇と言われてきた足尾鉬毒事件を凌ぎ、2市7町3村の15万人以上の住民を強制疎開させる史上最大の公害であるとの指摘から始められた。そしてこのような原発の被害が続き、その全貌も把握できず原因究明も終わっていない状況下で、また汚染水問題や除染作業の目途が立たない状況下で、大飯原発の運転が再開されることは、環境政策の予防原則から許されることではないと主張された。さらに国連リオ会議で採択された予防原則が欧米でも公害対策やリスク防止の基本原則とされており、最近では水銀使用禁止の国際条約「水俣条約」もその例であることを指摘し、大飯原発の再開は、この予防原則を踏みにじる暴挙であり、その停止を要求された。また、ご自身の永年にわたる環境問題の研究を通じて得た歴史的教訓と予防原則に立ち、運転再開に反対する5つの理由を述べられました。第1に、「原子カムラの安全神話」に依拠した原発政策のせいで、いまだに放射能公害を規制する法制や行政が確立していないこと。第2に原発コストが他のエネルギーに比べて決して安くないことが明らかに

され(大島堅一『原発ノコスト』)、再稼働せねばならない理由が、国民経済の問題ではなく、電力企業の問題であること。第3に原発を再稼働させなくても経済は正常に動いていること。第4に原発は放射性廃棄物の処理やリサイクルが不可能あるいは著しく困難な産業であり、このことは科学技術的に致命的な欠陥をもつものであることを示しており、特に放射性廃棄物は10万年以上にわたり被害を出す可能性があり、将来世代に及ぼす影響が無視できない。したがって市場の論理で判断すべきことではなく将来世代に対する責任の倫理の問題であること。第5に原発立地地域の経済・財政の問題である。原発設置に伴い、電源三法により多額の交付金・寄付金と固定資産税が地域の財政を膨張させるが、固定資産税のうちの最大の償却資産税が16年でゼロになり、再び三度原発の誘致が行われ原発密集地域が形成された。このような持続不可能な地域開発ではなく持続可能な内発的な発展への模索が早期に必要であること。要旨上記のような陳述が、はっきりとした口調でしかも筋道立てて行われたので、被告席にも傍聴席の方がたにもとても解かりやすかったと思います。

二番目の陳述は、原告第3準備書面に基づく二人の弁護士によるスライドを使用した弁論でした。この準備書面は、原発の根源的な危険性の指摘と、実際に起きたチェルノブイリ原発事故による放射能被害の実相を紹介するという構成で作成されています。前半の根源的な危険性の部分は、塩見卓也弁護士により陳述されました。ウラン235の核分裂エネルギーを利用する原発のもつ根源的な危険性として、核分裂により大量の放射性物質が発生することを指摘し、それらが放射するアルファ線、ベータ線およびガンマ線が電離作用を通じて人体に与える被

害について、外部被曝と内部被曝の場合それぞれに対して詳しく述べられました。それを踏まえて準備書面の後半部分について、秋山健司弁護士から、『チェルノブイリ被害実態レポート（岩波書店、2013）』を参照しながら、同事故の被害の実相が紹介されました。中でも、原発から100キロメートル離れた場所までセシウム137による高濃度の汚染が広がっていることから、大飯原発で過酷事故が起これば、同原発から半径100キロメートルの圏内に位置する琵琶湖はもちろん、滋賀、京都、大阪、神戸など京阪神の主要都市が全て高濃度に汚染する可能性が高いことの指摘が強く印象に残りました。さらに、チェルノブイリ原発の周囲の国ベラルーシ、ウクライナやロシアにおける放射能被害として、全体の罹病率の増加が見られ、癌発生率が事故から14年後の2000年

においても増加していることや心臓病・呼吸器系疾患など癌以外の疾病も増加していることが紹介されました。そして日本の法整備の杜撰さについて、福島事故以後国際的な一般公衆の年被曝線量限度1mSvを、県民全員の避難が必要となることを理由に20mSvに引き上げましたが、これは生命・身体安全よりも避難費用などの政策的要素を重視したものであり、本来の法規制の在り方とは大きく乖離したものであることを指摘しました。最後に政府と電力会社の「安全神話」への依拠が依然として続いている状況の下で、裁判所が原発の危険性を正しく認識して、市民の生命・身体安全と健康を守るために、また子どもたちの未来を守るために、大飯原発の運転を許さない判断を下すことを求めて陳述を終えられました。

## 関西電力大飯原発福井訴訟における福井地裁の判決をめぐって

（2014年7月）

去る6月28日（土）の午後、「福井地裁判決報告集会 in 京都 大飯原発を止めよう！」が京都駅前のキャンパスプラザ第2講義室を借りて開かれ、満席の盛況でした。この集会は、5月21日（水）に福井地裁が出した「大飯原発3、4号機運転差止請求事件」に対する判決について、同様の大飯原子力発電所運転差止等請求事件を京都地裁で係争中の京都脱原発原告団・弁護団の呼び掛けで、京都の脱原発運動に取り組む諸団体・組織による実行委員会が開催したものです。

福井訴訟は、京都訴訟の提訴より1日遅れの、2012年11月30日（金）に提訴されましたが、8回の口頭弁論が開かれて2014年3月27日（木）に結審し、5月21日（水）に判決が出されました。幾度聞いても聞き惚れる判決の主文第1「被告は、別紙原告目録1記載の各原告に対する関係で、福井県大飯郡おおい町大島1字吉見1-1におい

て、大飯発電所3号機及び4号機の原子炉を運転してはならない。」は、全国で粘り強く繰り広げられている脱原発運動の成果でしょう。しかし、油断はできません。関西電力がただちに控訴したので、判決は確定せず裁判はまだ続きます。

福井訴訟に比べてスローテンポの京都訴訟は、第3回口頭弁論後に、裁判官全員が交代し女性裁判長の法廷で、福井判決と同じ日に第4回口頭弁論が開かれ、次回の第5回口頭弁論は4か月後の9月30日（火）に開かれます。

6.28実行委員会の速報によると、集会は、配付用に330部用意した資料が足りなくなり、20部増し刷りする盛況でした。また1人700円の参加費が合計23万円あまりとなり、全体として赤字会計にならずに済んだようで、近くまとめた実行委員会が開かれる予定です。

受付係りを担当した私は、一杯になった会場には入らず出入り口の近くで、会場から漏れてくる声を時々聴いていましたが、その中で一番印象に残ったのは福井訴訟の松田正原告団事務局長が「原告の仕事はお金集めです、資金援助は非常に有難かった」との言葉でした。京都訴訟でも、半数近くの原告がメールの使用ができないという状況があり、裁判日程など世話人会（事務局）が

連絡すべき事を書面送付とする場合の送料をどうするかという問題を抱えています。すでにいくばくかの寄付金がありますが、2000 人を超える原告への通信費捻出の課題があります。その意味で、上記の松田事務局長の言葉は、福井訴訟 189 人の原告団活動を控訴審でも支えなければならないという大層重みのあるものだと感じました。

## 原子力発電は日本を亡ぼす「亡国の技術」である

（2014 年 8 月）

原子力発電（原発）とは、核分裂により放出されるエネルギーを電力に変換する技術である。日本の原発では、天然ウランに 0.7%含まれているウラン 235 を 3%程度まで濃縮し、残り 97%はウラン 238 という、いわゆる濃縮ウランを核燃料として使用している。

核分裂を起して生じる核分裂生成物のうち、次のような割合で超長半減期の放射性物質の生成<sup>\*)</sup>が知られている。生成割合と半減期をカッコ内で示すと、テクネチウム 99 (6.14%, 21.1 万年)、スズ 126 (0.11%, 23 万年)、ジルコニウム 93 (5.46%, 153 万年)、セシウム 135 (6.91%, 230 万年)、パラジウム 107 (1.25%, 650 万年)、ヨウ素 129 (0.84%, 1570 万年)、これらの生成割合の合計は 20.7%である。すなわち使用済み核燃料の燃料棒の中には、燃焼（核分裂）した燃料とほぼ同質量の核分裂片が生じており、その 20.7%が半減期 20 年以上の放射性物質ということである。

さらに、使用済み核燃料の中には、ウラン燃料の大部分を占める燃焼（核分裂）しないウラン 238 から、中性子反応により放射毒性の強いプルトニウム 239 が生産され、含まれている。わが国の原子力政策では、使用済み核燃料の再処理をして、燃え残りのウランと生産されたプルトニウムを取り出し、核

燃料として再利用する「核燃料サイクル」の構築が進められている。燃料を分離・取出した後の残滓は、「高レベル放射性廃棄物」であり、これをガラス固化体にしてステンレス容器に入れ最終処分地の地中深くに埋設する、いわゆる深地層処分にするとしている。他方、日本列島の地質学的特徴は、地質学の教科書<sup>\*\*)</sup>によれば、「継続的に地殻変動をしている」地質であるという。しかも全土にわたり、多数の地下水脈と断層が分布することはよく知られている。このような特徴を持つ土地の地下深くに埋設した場合、500 年先 1000 年先まで、ステンレス容器が腐食もせずに「高レベル放射性廃棄物」を安全に保管している保障はない<sup>\*\*\*)</sup>。また、現代地質学の知見では最終処分地が破壊されるような地殻変動を予知することはできず、予期せぬ地殻変動により最終処分地が破壊されれば、「高レベル放射性廃棄物」が自然環境を汚染する可能性は十分考えられることである。したがって将来の日本の国土を考えると、日本には「高レベル放射性廃棄物」を人間社会から隔離して安全に廃棄・埋設処理する場所はないと見るべきである。

青森県六ヶ所村に建設中の再処理工場が 1993 年の着工以来 21 年経過してもなお稼働しないため、各原発施設が保有する使用済み核燃料は、2012 年 9 月現在、ウラン重量

にして合計 17,000 トン\*\*\*\*) 余りに達している。

使用済み核燃料の燃焼度は、我が国の場合、30～50GW・d/t（ギガワット・日/トン）とされている（原子力ハンドブック、124 頁、2007 年オーム社）。燃焼度とは、濃縮ウラン燃料 1 トンあたりに発生する熱量に照射（運転）した日数をかけた値で、核分裂あたりの発生エネルギーが～200 メガエレクトロンボルトとほぼ一定であることから、燃料 1 トン当たりの核分裂数に相当する物理量である。仮に燃焼度を最も小さい 30 GW・d/t として計算すると、使用済み核燃料 17,000 トンに含まれる半減期 20 万年以上の

放射性物質の量は、およそ 100 トンという巨大な量である。100 トンの巨大さは、半減期 21 万年のテクネチウム 99 の 1 グラムの放射能が、およそ 6 億ベクレルであることから想像することができるであろう。原発の運転を続けることは、過酷事故の有無や再処理をするしないにかかわらず、上述のように捨て場のない、しかも環境に放出されるところには人間が住めなくなる「高レベル放射性廃棄物」を生産し続けることであり、福島事故が示したように、遂には日本の多くの地域を人の住めないところにしてしまうのではないだろうか。原子力発電を「亡国の技術」とする所以である。

\*) [http://en.wikipedia.org/wiki/Fission\\_products\\_\(by\\_element\)](http://en.wikipedia.org/wiki/Fission_products_(by_element)) より

\*\*) 例えば『日本の地質』、木村敏雄、速水格、吉田鎮男著、（東京大学出版会、1993）288 頁

\*\*\*）ステンレス鋼は 1910 年代に発明された合金で、発明から 200 年も経過していないので、500 年先に対腐食性が残っているかの検証はされていない。

\*\*\*\*）図録原子力発電所の発電創出力と使用済み核燃料貯蔵量

<http://www2.ttcn.ne.jp/honkawa/4110.html> （2023 年 6 月確認）

## 大飯原発運転差止京都訴訟第 5 回口頭弁論の傍聴記

（2014 年 10 月）

裁判長が男性から女性に交代して 2 回目の法廷であった。定刻の 14 時に開廷され、原告・弁護団席は満席だったが、被告・代理人席は 10 名ほどの出席で、空席があった。傍聴席は、最前列中央の 4 つの記者席ともども全席が埋まり、傍聴券の抽選に外れて入れなかった人は、いつもの様に裁判所に隣接する弁護士会館の大会議室で開かれた模擬裁判傍聴に合流したようである。

今回も弁論と意見陳述は原告側のみで、被告側からは準備書面の提出のみが行われたようである。原告側弁論の一番手は、森田基彦弁護士による新規制基準の問題点の指摘であった。単一安全機器のみの故障対策がそのまま複合故障対策のないこと、立地審査基準を新規制基準から外したこと、

避難計画策定を稼働条件から外したこと等、多くの欠陥の存在が指摘された。次は渡辺輝人弁護士（弁護団事務局長）による大飯原発に過酷事故があった場合の被害状況の説明であった。特に近畿の水がめ琵琶湖の放射能汚染は、近畿地方一帯の上水道が飲用不能状態に陥ることを指摘した。3 番手は、「あす若（明日の自由を守る若手弁護士の会）」の事務局長三上侑貴弁護士による避難計画の不備・実現不可能性についての指摘や防災計画の不当性の指摘であった。現行の「原子力災害対策指針」において、重点的に防災計画を進める範囲を 30 km に限定することの不当性や大飯原発のオフサイトセンターの設置位置の不適切なこと等を指摘した。弁護団最後の弁論は、畠中孝明弁護士

により行われた。福井地裁判決が「福島原発事故の後において、この判断を避けることは裁判所に課された最も重要な責務を放棄するに等しい」と述べたことを示し、京都地方裁判所は、裁判所に課された重大な責務を放棄することなく、大飯原発の具体的危険性を認定するべきであると述べた。

次に、原告で福島県郡山市から避難している萩原ゆきみさんの意見陳述が行われた。2011年3月13日に、道路が寸断されてもいないのに物資が届かない異変に気が付き、子ども二人を連れて大阪の親戚へ避難したこと、その後の避難生活の苦しみと困難を、具体例を挙げながら切々と訴えられた。陳述を終えると傍聴席から大きな拍手が沸き起こり、裁判長の制止の声がかすむほどであった。

最後に訴訟呼びかけ人の一人で地域計画・都市計画を専門とする広原盛明京都府立大学名誉教授・元学長の意見陳述が行われた。氏は、原発立地・再稼働問題に関する3つの課題として、原発自体の安全性に関する技術的工学的検討、原発立地に関する地域計画・都市計画的な検討および万一の事故における防災計画や避難計画の検討を挙げ、ご自身の専門と係る地域計画・都市計画的な検討課題について意見を述べた。中でも最大の問題として、従来の原子炉立地審査指針が新規規制基準では適用されなくなったことを指摘した。その理由として、「原発安全神話」横行時代の審査指針の恣意的運用が福島事故以後不可能になったので、この指針を適用すると、現存の原発は全て

立地審査指針に外れて運転できなくなることが歴然としていたことを挙げた。恣意的運用の具体例として、中国電力の島根原発は、その10キロ圏内に島根県庁、松江市役所、島根大学など多くの公共施設を有し、30キロ圏内の避難計画区域には県人口の6割近い40万人が暮らしている実態を挙げた。さらに、今年2014年7月に発表された「国土のグランドデザイン2050」には、「国家の存亡」に係る2つの危機のうち、人口減少問題は詳述されているが、巨大災害問題については、原発災害・原発問題に関する記述が見事なまでに削除されていることを挙げて、原発災害・原発問題への対処がもはや政府自らの力ではできなくなっていることを指摘した。そして最後に、私たち国民の生命と財産を守るためには、司法が英断をもって日本の全原発の再稼働を中止させることを期待するとして陳述を終えた。

本訴訟の訴状が2012年11月29日に京都地方裁判所に提出されてから、半年以上経った2013年7月2日(火)、ようやく第1回口頭弁論が開かれ、第2回は、5か月後の12月3日(火)、第3回は、年明けの2014年2月19日(火)であった。そして、京都地裁で第4回法廷が開かれた5月21日、本提訴より1日遅れの11月30日に提訴した福井訴訟は8回の口頭弁論を終えて、大飯発電所の原子炉3号機と4号機の運転差止の判決を下した。私たちの裁判は、2年以上経った2015年1月29日第6回口頭弁論が行われる。進み具合のこの相違は何によるのであろうか、不思議でならない。

## 大津地裁の「原発再稼働禁止仮処分申立事件」に対する決定について

(2014年12月)

去る11月27日(木)、大津地裁は標記事件に対して次の決定を下した。

- 
- 主文 1 本件申し立てをいずれも却下する。  
2 申立費用は債権者(筆者注、仮処分申立人)らの負担とする。

上記決定に至る大津地裁の判断として、決定理由を概略以下のように述べている。

(1) 現在停止している原子炉の再稼働を差し止める仮処分命令は、その保全の必要性が証明されなければならないところだが、再稼働が差し迫っているという事情が明らかでなければ、その保全の必要性が疎明(筆者注、証明)されたものとはいえないというべきである。

(2) 債務者(筆者注、関電)は、平成25年7月8日、原子力規制委員会に新規制基準の適合性について申請をしたが、その適合性を認めた場合でなければ、再稼働することはできないものである。原子力規制委員会が本件各申請を許可する以前に、本件各発電所の再稼働が差し迫っているということはできないから、現時点でこれを認めるに足る特段の事情のあることが疎明されなければならない。

(3) 債権者らは、原子力規制委員会が早急に審査を進めており、再稼働は目前に迫っているから、これを緊急に差し止める必要性は高い旨主張する。しかしこの主張は、今後の審査の進捗によっては許可が早期になされる可能性があるというにとどまるものであり、審査中の現時点において本件各発電所の再稼働を差し止める必要性を基礎づけ

るに足る事情とはいえない。そのほか、現時点において特段の事情について具体的な主張疎明をしていない。

ところで、債務者(関電のこと)は新規制基準の合理性について何ら説明を加えていない。加えて、田中俊一委員長は、別件に関連して、新規制基準への適合は審査したが安全だとはいわないなどとも発言しており、当該発言は新規制基準の合理性に疑問を呈するものといえなくもないこと、さらには、原発事故に対応する組織や地元自治体との連携・役割分担、住民の避難計画等についても現段階においては何ら策定されておらず、これらの作業が進まなければ再稼働はあり得ないことに照らしても、このような段階にあつて、同委員会がいたずらに早急に、新規制基準に適合すると判断して再稼働を容認するとは到底考えがたく、上記特段の事情が存するとはいえない。

以上によれば、本件各発電所の再稼働を差し止める仮処分命令の申し立てについて上記特段の事情のあることが疎明されているとはいえず、保全の必要性が認められない。よって主文の通り決定する。

---

大津地裁は再稼働差止の仮処分申請を概略以上の理由により却下したが、これを見る限りでは、裁判官の判断が論理的におかしいとも偏ったものとも思えない。それとも裁判初体験の私の読み取り方が甘いのであろうか。ちなみに12月5日に高浜と大飯発電所それぞれの原発3、4号機の再稼働禁止を求めて、先の差止裁判の原告4名を

含む県民9名が福井地裁に仮処分の申し立てを行ったとの報道があつた。しかし、九州電力の川内原発のように、規制委員会の新基準に対する適合判断が既に出ているわけでもない状況では、大津地裁決定と同じことになるような気がするの、これも素人の私の読みが甘いのであろうか。

## 大飯原発（３，４号機）の運転差止を命じた福井地裁判決（2014/5/21）に対する関西電力の控訴理由の検証を試みる

（2015年1月）

全79頁におよぶ控訴理由書の目次は次のような構成になっている。

### 第1 はじめに

- 1 原判決の概要
- 2 控訴人の主張

### 第2 総論

- 1 司法判断の客観性について
- 2 人格権に基づく差止請求の要件として「具体的危険性」の存在が必要であること
- 3 科学技術の利用に関する基本的な理念について
- 4 「具体的危険性」の有無の判断において、科学的、専門技術的知見を踏まえることは不可欠であること
- 5 原判決の誤り
  - （1）原判決の判断枠組み
  - （2）「具体的危険性」が「万が一でもあるのか」との立論の誤り
  - （3）科学的、専門技術的知見を踏まえない誤り
    - ア 特定の見解を直接の理由とする事実認定
    - イ 失敗することを当然の前提とする事実認定
    - ウ 人権侵害に至る具体的経緯や機序が示されていないこと

#### （4） 小括

### 第3 各論（省略）

### 第4 結語（省略）

控訴理由を検証する前に、控訴の対象となる判決の基本的な立場を確認する必要があると思うので、福井地方裁判所の拠って立つべき解釈上の指針を以下に挙げておく。

この指針は、判決文の「第4 当裁判所の判断」の冒頭部分「1 はじめに」に次のように示されている。

「ひとたび深刻な事故が起これば多くの人の生命、身体やその生活基盤に重大な被害を及ぼす事業に関わる組織には、その被害の大きさ、程度に応じた安全性と高度の信頼性が求められて然るべきである。この個人の生命、身体、精神及び生活に関する利益は、各人の人格に本質的なものであって、その総体が人格権であるといえることができる。人格権は憲法上の権利であり（13条、25条）、また人の生命を基礎とするものであるがゆえに、我が国の法制下においてはこれを超える価値を他に見出すことはできない。したがって、この人格権とりわけ生命を

とは、当然の社会的要請であるとともに、生存を基礎とする人格権が公法、私法を問わず、すべての法分野において、最高の価値を持つとされている以上、本件訴訟においてもよって立つべき解釈上の指針である。

守り生活を維持するという人格権の根幹部分に対する具体的侵害のおそれがあるときは、その侵害の理由、根拠、侵害者の過失の有無や差止によって受ける不利益の大きさを問うことなく、人格権そのものに基づいて侵害行為の差止めを請求できることになる。人格権は各個人に由来するものであるが、その侵害形態が多数人の人格権を同時

に侵害する性質を有するとき、その差止の要請が強く働くのは理の当然である。」

上記に見るように、福井地裁判決は「人格権の根幹部分に対する具体的侵害のおそれがあるときは、その侵害の理由、根拠、侵害者の過失の有無や差止によって受ける不利益の大きさを問うことなく、人格権そのものに基づいて侵害行為の差止めを請求することになる。」としている。ここでいう「侵害の理由、根拠、侵害者の過失の有無や差止によって受ける不利益の大きさを問うことなく」とは、本件の場合、原発を規制する原子炉等規制法など行政法および原発を運営する電力会社の不利益を問うことなくという意味と見てよい。したがって、人格権の侵害の恐れがあるときは、憲法より下位にある行政法の在り方や内容に左右されことなく、侵害行為の差止めができるということを述べたものであると理解される。

ところで、控訴理由書の「第1 はじめに」において、控訴人が挙げている主張の要点は、(1) 原判決が、人格権の根幹部分に対する具体的侵害の恐れがあるときは侵害行為の差し止めをすることができるとして、大飯原発3、4号機について「具体的危険が万が一でもあるのか」を、(ア) 行政法規の在り方や内容にかかわらず、(イ) 高度の科学的、専門技術的知見を踏まえなくても、(ウ) 裁判所が独自に判断できるとしたものであり、その規範定立・法解釈の考え方において、司法の客観性を逸脱するものと言わざるを得ない。(2) 原判決の個々の事実認定において、(エ) 判断に不可欠な基本的事項についての正しい理解を欠いている、(オ) 科学的、専門技術的知見に基づく客観的証拠や確立した経験則に違背する独自の誤った認定をした、(カ) 認定の理由を何ら示していない、など司法判断として不当な点が多数ある。したがって、原判決は重大な事実誤認、理由不備が存するものであり破棄を免れない。(3) 本書面でこれらの点を

明らかにするために、(キ) 総論として「具体的危険性」の判断枠組み及び事実認定が誤ったものであること、(ク) 各論として、地震時の「冷やす」機能の維持について、(ケ) 「閉じこめる」構造について、原判決の重大な事実誤認、理由不備について述べる、というものである。

そこでこれらの控訴理由について検討を加えてみることにする。

先ず(1) 原判決が根拠とした人格権については、先に示した判決文の「1 はじめに」において、

「人格権は憲法上の権利であり」として憲法13条（個人の尊重・幸福追求権・公共の福祉）と25条（生存権・国の社会的使命）を挙げている。中でも憲法13条は「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」とあり、判決にいう人格権とは、「1 はじめに」において「個人の生命、身体、精神及び生活に関する利益の総体」を表す個人の権利であるとしている。この意味するところはまさに13条の「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」の内容そのものであり、それ故に人格権は、同条後半において「立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」と規定されていると見るべきである。したがって、原子炉等規制法など行政法規の安全基準に適合しているのに起こらないとされてきた原発の事故を招来し人格権を侵害した事実から見て、本件事案では、前掲理由書(ア)に言う原子炉等規制法など行政法規の在り方や内容にはかかわる必要がないとしたのであろう。さらに、高度の科学的、専門技術的知見を踏まえて設定されてきた施設の安全性の規制基準に適合していたにもかかわらず事故を招来したので、本件事案では、(ア) 同様、そのような(イ) 科学的、専門技術的知見を踏まえる必

要はないと判断したのである。このような状況の下では、憲法に依拠した人格権を損なう「具体的危険が万が一でもあるのか」は、（ウ）裁判所が判断することが至当であるとしたのである。したがって控訴人の主張の要点（１）における、司法の客観性を逸脱するものとの指摘はあたらない。

次に「第２ 総論」の「１ 司法判断の客観性」において、「民事裁判は、証拠に基づいて事実を認定し、これに適用すべき法規範を見出し、認定した事実法規範を当てはめて結論を導き出す」ものとしている点について検討する。ここでいう法規範とは、原子力基本法や核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（原子炉等規制法）に基づく法令・基準とみてよい。しかし、この法規範に当てはめて設置されたとする福島第一原発が過酷事故を起こしたことにより、法規範に安全性に対する不備のあることが実証され、事故後、原子炉等規制法など一連の法令・基準が改められたのは周知の事実である。このように法令・基準に適合していることが原発の安全性を保障するものではないことは、特に耐震設計基準に関してみれば明らかである。耐震設計における基準地震動という概念が、当該施設の設置場所周辺の活断層の有無や過去の地震を基に推定されるものであり、あくまでも過去の経験の上に成り立つ概念である。したがって基準地震動を超える地震はこれまでは起きなかったが、将来において起きないという科学的根拠<sup>＊)</sup>はなく、過去に起こらなかったから将来も起こらないであろうという「楽観的」観測に過ぎない。このことは判決文においても指摘されていることである。このように科学的に将来の安全性を保障できない科学的知見や経験則に依拠

＊）「地震予知は不可能である」というのが学会の常識となっている。

する法規範は、もはや合理的法規範とは言えないので、福井判決では原子炉等規制法など行政法規の在り方や内容にはかかわる必要がないと判断したと思われる。それ故「民事裁判は、証拠に基づいて事実を認定し、これに適用すべき法規範を見出し、認定した事実法規範を当てはめて結論を導き出す」とする手続きにおいて、適用すべき合理的法規範が存在しない状況にあり、控訴理由に挙げている、「司法判断の客観性」は保障し得ない現状にあることの認識が控訴人には欠落しているといわねばならない。このあたりの状況を常識的に表現すると、現行の原子炉等規制法は、憲法の規定する人格権に対する侵害行為の規制には無力である、ということなのではなかろうか。福井判決が示したことは、まさにこのことであつたと思われる。

このように見てくると控訴趣意書の他の主張や各論における主張などは、もはや検討の必要も意味もないものと思えてくるのは、筆者が訴訟事案には素人の故であろうか。

原発事業者としては原子炉等規制法に従って原発を設置運転しなければならないという事情に在り、福島事故当時の政府による国民８割の意向を踏まえた「30年以内に原発ゼロ」の閣議決定の試みが国際原子力ムラの圧力で無に帰したことを思えば、勝手に“原発は止める”と言えない政治状況にあることは理解できなくもない。

しかし関電は、仮にも近畿圏の生活に欠かせない電力供給を担うインフラ企業であることを考えれば、一旦苛酷事故が起れば近畿圏を破局的な状況に陥れる原発は、企業の社会的責任において廃棄の努力をすべきではないのだろうか。

## 大飯原発運転差止京都訴訟第 6 回口頭弁論の傍聴記

(2015 年 2 月)

去る 1 月 29 日 (木) 午後 2 時開廷で標記の裁判が京都地裁大法廷で行われたが、これに先立ち午後 1 時には、弁護団により第 3 次提訴の 730 通の委任状が裁判所に提出され、1 次 2 次と合わせて本訴訟の原告は 2693 人となった。また午後 1 時半から傍聴席入場券の抽選が行われ、傍聴席は満席だった。傍聴席最前列中央には報道の腕章をつけた記者が 9 人陣取っていた。

今回も口頭弁論は原告側のみで、被告側からの弁論は行われなかったが、翌日の京都新聞には、原告側の第 3 次追加提訴の記事の中で、関西電力側が津波への備えを整えることで「重要設備の安全機能をいずれも保持できる」と主張する準備書を提出したことが掲載されていた。

最初の原告側陳述は、森田基彦弁護士による第 7 準備書面「立地審査排除の問題」についてであった。立地審査というのは、万一原発事故が起きて放射性物質が放散されても周辺に被害が及ばないように立地しているかどうかを審査する指針という意味である。1964 年に設けられた指針では、原子炉の立地条件として、原則として人が居住しない「非居住地域」までの距離は、事故があっても全身の集積被ばく線量が 250 ミリシーベルトを越えない範囲まで離れていなければならないとしていた。しかし、福島事故による汚染の実態からみて、この指針は全く用を成さないことが明らかとなり、事故当時の原子力規制委員会委員長が見直しを公言していたことであった。それにも拘らず新しく改定された新規制基準にはこの立地審査指針がなくなってしまった。森田弁護士の陳述は、このことの意味を、旧原子力安全委員会の元技術参与であった滝谷紘一氏の国会事故調査委員会における証言を基に、現存原発の全てが立地審査指針に不適合となるが故の排除であったとの指摘であ

った。つまり、再稼働に不都合なものは除いたということの指摘であった。

原告側二番目は、高浜原発から 15 キロメートルのところにお住いの原告三澤正之氏の避難計画に関する陳述でした。氏は福島へのボランティア支援の体験から、原発事故による避難で家を失い田畑を失い、生活を奪われた人たちの苦しみを目の当たりにして、原発再稼働をさせてはいけないとの強い思いからここに立たせて頂いたと述べられた。そして、高浜原発からも大飯原発からも殆どが 30 キロ圏内に入る舞鶴市では、88,787 人が避難対象者となっているが、原発事故の場合、京都府内や阪神方面との避難方面だけは公表されているが、受け入れ施設は公表されておらず、また避難手段として、バス・乗用車となっているが、福島県浪江町の馬場町長の話では、避難のためのバスを確保したが、運転手が汚染区域への立ち入りを拒否したし運行管理者も立ち入ることができなかったとのこと。こうしたことを考えると、これだけの人が一斉に避難できるのかどうかとても心配だと述べられ、最後に、避難計画が現実に機能するとはとても思えないこと、そして、憲法 13 条 (幸福追求権)、25 条 (生存権)、29 条 (財産権) に謳われている命と暮らしの権利を守れるように司法の賢明なる判断をお願いします、と陳述を結ばれた。

閉廷前に堀内照美裁判長から、次回口頭弁論の期日を 5 月 28 日 (木) 午後 2 時とすることが述べられた。

裁判終了後、例によって弁護士会館の地下大ホールで報告集会が開かれ、100 人を超える人が参加していた。森田弁護士と三澤氏の陳述要旨の報告と質疑が行われたあと、今後の取り組みとして、原告団の吉田事務局長から第 4 次提訴の原告募集を始めるので、原告の皆様の周りの方への働きかけを

お願いするとの訴えがあった。また、参加者から、若狭原発群のどれが過酷事故を起こ畿一円が汚染することを踏まえ、原告参

しても、福島事故で 200 キロ離れた千葉県で市域全体の汚染が起きた実例を挙げて、近加を近畿一円に広げて取り組むべしとの訴えがあった。

## 学習会「高レベル放射性廃棄物の地層処分は可能か？」の報告

(2015 年 4 月)

さる 3 月 29 日（日）の午後、大飯原発運転差止め京都訴訟の弁護団・原告団の主催する標記学習会が京都弁護士会館地下のホールで開かれました。参加者は 57 名で、38 頁の配付資料を基に、「高レベル放射性廃棄物とは如何なる物質か？」と題するコメントの後、原告団長竹本修三氏により「高レベル放射性廃棄物の地層処分」について、岐阜県瑞浪の「東濃地科学センター・瑞浪超深地層研究所」で行われている「地層処分」の研究の見学報告が行われた。地下 500 メートルまで掘られた立坑に 300 と 500 メートル地点にそれぞれ横坑が掘られ、岩盤や地下水を調査する技術や解析手法の確立など工学技術の整備を目指しているとのことであ

った。しかしこの研究所は、研究を行うだけで「放射性物質は持ち込まない」約束で設置されているので、計画終了と共に閉鎖されとのことであつた。その他、配付資料には、岩波書店の雑誌「科学」に掲載された核のゴミと称される高レベル放射性廃棄物に関する論文数編の他、新聞記事、学位論文などが集められていて、1 時間ほどの報告講演の後、それらを基に会場での議論が計画されていた。しかし予定していた司会者が急遽交代したこともあり、出席者からの発言は質問が殆どで、「地層処分」の是非など「核のゴミの処分」の議論を深めるには至らなかったように思う。

## 裁判官に対する批判のすすめ

(2015 年 6 月)

司法権・裁判所、特別裁判所の禁止および裁判官の独立について規定する日本国憲法第 76 条は、その第 3 項において「すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。」として、その職権行使の独立性を謳っている。さらに裁判官は、日本国憲法第 78 条において、「裁判官は、裁判により、心身の故障のために職務を執ることができないと決定された場合を除いては、公の弾劾によらなければ罷免されない。裁判官の懲戒処分は、行政機関がこれを行ふことはできない。」とその身分が保証されている。

これらのことを踏まえると、裁判における裁判官の良心というものが判決内容に極めて重要な意味を持つことが判る。一般に良心は、善を命じ悪を退ける個人の道德意識（広辞苑）とされているが、日本国憲法の条文に記されている良心においては、退けるべき悪は、国民の基本的人権や幸福追求権・生活の安全を侵害する事物でなければならない。したがって裁判所の判決に対する批判は、担当した裁判官の良心の在りように対する国民的批判として行うことが、司法の独立性と民主主義を担保するうえで欠かせない要件であると考ええる。また同時にそれは、公の弾劾によらなければ罷免さ

れないという強固な身分保障を有する裁判官に対する国民の訴え方の一つであると言える。

裁判における判決は、事件を担当した裁判官により裁判所の判断として法廷において被告・原告に言い渡されている。例えば、福井地方裁判所に提訴された民事事件「平成24年(ワ)第394号および平成25年(ワ)第63号の大飯原発3，4号機運転差止請求事件」では、これに対する2014年5月21日の判決文において、事実及び理由の説明の最後に“第4当裁判所の判断”の見出しでの記述がある。すなわち事件を担当した樋口英明裁判長ほか2名の裁判官の判断が裁判所の判断であることを示している。

わが国の原発裁判において、設置許可取り消しを求める当初の行政訴訟は、原子炉等規制法に基づく原発設置の安全基準を満たしているとの被告側の主張に対する反証の困難さから、最終的にことごとく敗訴し、1970年代以降、我が国では原発設置が急速に進み、2010年までに54基もの原発が建設され稼働してきた。しかし2011年3月の福島事故における原子炉1号機から3号機までの炉心溶融により、過酷事故は起こらないとしてきた安全神話が崩壊し、高度に専門的な科学技術的知見に基づくとされた安全基準が実は安全を保障するものではなかったことが実証され、規制体制ともども見直しされたことは記憶に新しい。

しかし2013年に見直され施行された新規制基準は、規制委員会委員長がいみじくも公言したように、“基準を満たしているからと言って安全であるというわけではない”という“しろ物”である。とりわけこれまでの原発審査に用いられた基本的な指針類の中で、事故に際して公衆を放射線被曝から守るための立地指針が新規制基準では除かれている。その理由は、既設の原発の中には、

島根原発の様に10 km圏内に県庁など松江市の中心部が入り、立地指針を満たし得ないものがあるからであろう。

行政が設けたこのように恣意的な規制基準が果たして国民の安全を保障し得るのかということについての検証を行わなければ、裁判官が良心に従って職権を行うことにはならないのではないだろうか。川内原発の運転差止仮処分申請を、鹿児島地裁の前田郁勝裁判長は、新規制基準は専門家の審議で定められ不合理な点はないとして棄却した。しかし裁判官たる者、良心に従って国民の安全に対する責任を果たすためには、専門家の審議内容はもちろん規制基準の根拠となる行政法の在り方にも立ち入って、これらが退けるべき悪に当たらないことを自ら検証する必要があるのではないのか。その意味で本件担当裁判官の良心の在りようは、厳しく非難されなければならない。

また、裁判制度の改革など司法制度改革が1999年から取り組まれたが、その中で民事司法制度の改革として裁判の充実・迅速化・計画審理など9項目の改革点が挙げられている。その中に“司法の行政に対するチェック機能の強化”がある。しかし、原発の運転差止という民事裁判に関する限りでは、これまでのところ、元福井地裁の樋口英明裁判官が憲法に則して原子炉等規制法に基づく規制基準の妥当性をチェックした以外に、“司法の行政に対するチェック機能の強化”を实践した裁判官は見当たらない。

法科大学院制度、裁判員制度など司法制度改革で取り入れられた改革の幾つかが、実践の中でその妥当性を国民に問いかけている。平和で豊かな暮らしの実現を目指して、このような司法制度に係る諸問題への積極的な発言が期待されているのではないだろうか。

## 京都新聞の「どう見る原発再稼働」の記事から

(2015 年 9 月)

九州電力川内原発 1 号機が 2015 年 8 月 11 日に再稼働したのを受けて、京都新聞社が 11 日付け夕刊から「どう見る再稼働」と題して、各界の人たちの意見を一人ずつ連載したが、17 日夕刊に登場した内閣官房参与で京都大学大学院教授の藤井 聡氏の“原発停止リスク理解を”と題する意見は驚くべき内容であった。

驚きの第一は、「福島事故から 4 年半経って、感情的反原発の熱が冷めつつある今こそ、冷静な議論をすべき」だというものである。藤井氏にとって反原発は感情的なものなのであろうか。今なお避難している 10 万余の住民は、放射線被曝線量限度の国際標準年 1 ミリシーベルトを超える被曝の恐れがあるので避難しているのであり、このように生活を根底から破壊する事態を招いた我が国の原発は廃止すべきだという多くの国民の主張は、理性的結論であり決して感情的なものではない。

驚きの第二は、「原発を動かすデメリットは過酷事故のことで、今や全国民がリアルに理解している。」とあるが、デメリットは過酷事故だけではない。原発を運転することは、万年単位の長期間にわたり保管しなければならない高レベル放射性廃棄物を生産することであり、それを内蔵する使用済み核燃料は既に 17000 トンも溜っている。国民の多数が原発廃止を望んでいるのは、「原発は負の遺産製造装置である」ことを多くの国民がリアルに理解したからであり、理解していない（或いはしない振りをしている）のは藤井氏を含む政府・財界人などの少数だけではないだろうか。

驚きの第三は、「原発の長期停止の影響で、火力発電の燃料費など年間 3.7 兆円の国富が海外に流出している。」と輸入代金増が国富の流失との位置づけをして、これは実質 3% の増税の悪影響とほぼ同等と想定できるとしている。そして日本の GDP が年間 7.4 兆円縮小し、これがデフレ期に重なると、統計上年間 311 人の自殺者が増える計算になるそうである。藤井氏にとって国富とはお金のことらしいが、「原発再稼働の是非の議論には、福島の悲劇だけでなく、原発停止に伴う経済の悪化と自殺者の増加という非劇も直視することが必要だ。」と結んでいる。しかし、経済の悪化や自殺者の増加は、原発の経済効果云々以前に、まさに政策によって改善を図るべき課題であろう。内閣官房参与の発言としては無責任の誹りを免れない。

これらの驚きは、読後に怒りへと変わった。

原発技術は、万が一にでも過酷事故が起きると、福島において 10 万余人の住まいや広大な農耕地・山林を奪ったことが示すように、住民の暮らしを破壊するという重大な欠陥をもつものであることが明らかになった。したがって原発は、経済効果を議論する余地のない破棄すべきものである。そして、このように浅薄な発想しかできない人物を内閣官房参与に加える安倍政権は、国民の幸福のためにはならないので、即刻退陣させなければならないとの思いを一層強くした。

## 核変換による高レベル放射性廃棄物の放射毒性低減化技術の開発について

(2015 年 10 月)

### 1. はじめに

福島事故により、40 年余にわたり信じられてきた「原子力発電施設においては決して過酷事故は起こらない」という「安全神話」が崩壊し、放射性物質による未曾有の環境汚染を目の当たりにして、国民の多数が脱原発を志向している。そして脱原発運動の進展の中で、我が国の原子力発電技術に潜む避けがたい危険性が衆目の前に明らかにされてきた。

一つは、今日の地震学の知見は、過去の地震現象の集積に過ぎず、「何時、何処で、どのような規模の」地震が発生するかを予知することは基本的にできない状況にあるということが明らかにされた。すなわち地震大国日本においては、地震動に対する原子力発電施設の耐震設計基準が科学的合理性をもって決めることが出来ないことである。今一つは、使用済み核燃料の中に存在する高レベル放射性廃棄物（High-Level Radioactive Waste, 以後 HLRW と言う。）処理の問題である。これは原発導入の当初から関係機関において取り上げられてはいたが、「トイレなきマンション」の例えで知られるように、原発稼働後 45 年を経てもなおすでに発生した HLRW の最終処分は実施されていないことである。政府の原発政策の根幹をなす核燃料サイクル構想の下で提起された法定の“HLRW 埋設処理”に対して、そのための最終処分地が決められない状況が今日まで続いている。その理由は、HLRW に多量に含まれている 10 万年を超える超長寿命放射性物質の存在である。“深地層に埋設処分して、後世代から管理責任を取り除く”と称する処分方法に対して、将来にわたる安全性の科学的保障が得られないことにより、最終処分地を提供する自治体が現れないからである。

このような状況の下で、我が国では現在、国立研究開発法人「日本原子力研究開発機構（Japan Atomic Energy Agency, 以後 JAEA とする。）」において HLRW の放射毒性の低減を図る核変換技術の研究開発が進められようとしている。

JAEA は、2014 年 10 月、国際シンポジウム「放射性廃棄物低減に向けた現状と将来の展望～ゼロリリースを目指して～」を開催し、さらに 2016 年 2 月、国際シンポジウム「放射性廃棄物低減に向けた現状と将来の展望～次世代の安心に向けた挑戦～」を企画し、JAEA 所管の高速増殖原型炉「もんじゅ」と高速実験炉「常陽」、並びに「大強度陽子加速器施設<sup>1)</sup>（J-PARC）」の現状と活用を含めて、理解を深めるとしている。

公表されている資料を基に J-PARC における研究開発の現状を概観すると、その実態は、基礎研究が緒に就いた段階にあり、実用には程遠い状況にあると言わなければならない。したがって実用化の目途のない HLRW の放射毒性低減の可能性のみを根拠にして、原発の再稼働の容認や推進を主張することは、「トイレなきマンション」状態の継続を主張するに等しく、決して受け入れ難いこととは言うまでもない。

日本の全原発を廃止した後に残る多量の HLRW の放射毒性を低減化して、将来世代に対する負の遺産を削減することは、現世代の責務であり、そのための放射毒性低減化技術の研究開発は現世代の取り組むべき重要課題であることは確かであるとしても、危険な物質 HLRW の製造は中止しなくてはならない。

繰り返し強調しておきたいことは、地震大国日本のエネルギー源としての原子力発電は、耐震設計において地震動の上限を予想でしか決められないという科学的現状が

ある限り、地震による過酷事故の可能性を無視できない技術である。そしてそれは、万が一にも過酷事故を起こせば多くの住民に破局的状況をもたらすものであることが福一事故により明らかになっている。また、避けがたい困難の一つ HLRW 問題の解決の可能性が示されても、地殻変動（地震）の時刻と上限を予知できる地震学・地殻物理学の飛躍的発展がない限り、地震大国日本における原子力発電は、大陸に立地し地震のない他の原発大国における状況と異なり、安全対策の立てられない亡国の技術でしかないということである。

## 2. 放射毒性低減化技術の研究開発の現状

JAEA における HLRW に対する放射毒性低減化技術の研究開発は、同機構 6 部門の中の原子力科学研究部門において進められている。そのうちの J-PARC に設けられている核変換実験施設 (TFT-T)<sup>2)</sup> において、加速器駆動システム (ADS)<sup>3)</sup> を用いた核変換技術の基礎研究が進められている。

TFT-T のホームページの「核変換実験施設とは」には、2015 年 8 月 10 日現在、要旨次のような説明が記されている。

「濃縮ウラン燃料を使用する原子力発電所の使用済核燃料には、燃え残ったウランの他に核反応により生じたプルトニウムやアメリシウムなどのアクチノイド元素と共に、核分裂反応により生成した放射性物質が含まれている。これらの放射性物質のうち、一般にマイナーアクチノイドと呼ばれる元素には、人体に対する有害度や環境負荷が比較的大きい物質がある。これらの物質を選択的に分離し、その物質の特性に応じた処理・処分方法を採用できれば、使用済核燃料からの環境負荷を大きく低減することができる可能性がある。このような元素を分離する技術や、高速炉や加速器を用いた新しい原子力システム（加速器駆動システムなど）を用いてマイナーアクチノイドなどを核反応により異なる元素に変換す

る技術を分離変換技術と呼んでいる。この技術は、将来有望な廃棄物処分の技術オプションとして、日本をはじめ世界のさまざまな国で基礎的な研究開発や導入戦略などが議論されている最先端のものである。

J-PARC では、建設当初より加速器による核変換技術に関する基礎的な研究を行うために、加速器駆動システム (ADS) の設置を進めている。

ADS は、大強度陽子加速器と未臨界状態（単独では核分裂連鎖反応が持続しない状態）の原子炉を組み合わせた新しい原子力システムである。未臨界炉の中央部には、加速器からの陽子を導入するための核破砕ターゲットや、導入部で原子炉と加速器の境界を形成する陽子ビーム窓など、ADS 独自の設備が配置される。ビーム窓は、加速器側が真空であり原子炉側が液体鉛ビスマスに接しており材料の腐食の恐れがある上、陽子ビームの通過に伴う熱応力や構造材料の劣化が生じるなど、非常に過酷な環境で用いられることになる。この陽子ビーム窓の工学的成立性の検証および陽子ビームによる材料損傷の影響などを実験的に検討する施設として、核変換実験施設 (TEF-T) の建設が進められている。TEF-T では、核破砕ターゲットの内部に様々な構造材料のサンプルを設置し、陽子ビーム窓の運転状況を可能な限り再現してビーム窓の工学的特性を検証する試験を行う予定である。TEF-T とともに建設予定の TEF 専用のビームライン (ADS-BT) には、核変換物理実験施設 (TEF-P) のために微小出力の陽子ビームを分岐するための設備が設置される。また、陽子ビームと核破砕ターゲットからの漏洩中性子をさまざまな用途の照射に活用するための設備を TEF-T に併設することも検討している。」

以上が J-PARC の「核変換実験施設」の説明の概略であるが、要するに目的に必要な設備性能の条件を調べる計画の段階であり、実用化の目途が立つような段階ではない。

### 3. ADS で構想されている研究課題

参考資料として核変換施設のホームページに掲載されている研究開発課題の概略を以下に示しておく。

まず TEF-T の研究開発の目的として、「陽子・中性子によるビーム窓および構造材料の照射損傷」、「強放射線環境において流動する液体金属と材料の共存性」および「液体金属核破砕ターゲットシステムの制御・運転特性」の3項目が挙げられている、

TEF-P についても、同様に「核破砕中性子源で駆動される高速未臨界体系の核特性評

価 未臨界体系における出力分布」、「加速器駆動ハイブリッドシステムの運転・制御性検証」及び「マイナーアクチノイドおよび長半減期核分裂生成物の核変換特性評価」の3項目の研究目的が挙げられている。

これらを見る限り、ADS における研究目的は、いずれも、施設建設に必要な基礎データの収集を目的とするものであり、“緒に就いたばかりで、核変換技術実用化の目途は不明である”というのが現状であると言わざるを得ない。

1) 大強度陽子加速器施設 (Japan Proton Accelerator Complex ; J-PARC と略称.)

2) 核変換実験施設 (Transmutation Experimental Facility; TEF-T と略称.)

<http://J-PARC.jp/Transmutation/ja/index.html>

3) 加速器駆動システム (Accelerator-Driven System; ADS と略称.)

### 大飯原発運転差止京都訴訟において 「関電が提出した鑑定意見書における誤謬」について

(2015 年 12 月)

原発運転差止訴訟の第 8 回口頭弁論が 10 月 20 日に開かれた。その際、訴状に対する反論の一部として、被告関西電力は丙第 46 号証と番号づけられた鑑定意見書<sup>(\*)</sup>（以後、意見書と記す。）を提出した。これは、福井地裁が大飯原発 3, 4 号機運転差止を命じた 2014 年 5 月 21 日の第一審判決（以後、福井判決と記す。）に対して、被告が京都大学大学院法学研究科の高木光教授（行政法）に鑑定を要請して作成されたものである。意見書の「はじめに」に鑑定の進め方を述べているが、「訴状を瞥見しただけでも疑問を禁じ得ない」と称する疑問が 3 点挙げられている。その第 3 の疑問点としている記述に看過しがたい誤謬がある。

以下“ ”内の文章は意見書からの書写である（下線は筆者）；

“第 3 に、判決は、＜原子力発電技術の危険性の本質及びそのもたらす被害の大きさは、福島事故を通じて十分に明らかになっ

たといえる。本件訴訟においては、本件原発において、かような事態を招く具体的危険性が万が一でもあるのが判断の対象とされるべきであり、福島事故の後において、この判断を避けることは裁判所に課された最も重要な責務を放棄するに等しいものと考えられる＞と述べている。そして、この理は、＜上記のように人格権の我が国の法制における地位や条理等によって導かれるものであって、原子炉規制法をはじめとする行政法規の在り方、内容によって左右されるものではない。＞とし、この理に基づく裁判所の判断には＜必ずしも高度の専門技術的な知識、知見を要するものではない。＞としている。

しかし、このように、民事の差止めを認めるべきかどうかは「素人の代表」である裁判官の「良識」に委ねれば足りるのであるとすれば、行政規制の存在意義はないということになりかねない。このような割り切りは、

従来の同種の原発差止訴訟における他の裁判所の「苦悩」と比較するとき、「無造作」に過ぎるというべきであろう。

誤謬があると言うのは、上記下線部分の記述である。憲法第 76 条第 3 項には「すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。」とあり、裁判官は「良識」ではなく、良心にしたがって職権を行使しなければならないとされている。

広辞苑（新村出編，岩波書店 1969）によると、良識とは社会人としての健全な判断力とあり、これに対して良心とは、何が自分にとって善であり悪であるかを知らせ、善を命じ悪をしりぞける個人の道德意識とある。良心とは個人の道德意識なのである。したがって裁判官は、「素人の代表」であるとしても、何が善で何が悪であるかを自らの道德意識に基づく判断の下に職権を行使しなければならないのである。“民事の差止めを認めるべきかどうか”についても、決して“「良識」に委ねれば足りる”という安直なものではない。その点福井判決は、憲法に保障された人格権の侵害の危険性が万が一にでも具体的にあればとして、原発の安全性の 3 要件「止める・冷やす・閉じこめる」機能について証拠を基に具体的に検討して、使用済み核燃料貯蔵施設に係る安全対策の不備などを指摘し、運転の差止めを命じている。ここでは「素人の代表」である裁判官が、自らの良心に従い、他に“高度の専門技術的な知識，知見”に頼ることなく、提示された証拠に基づき何が悪であるかを具体的に検証して判決を下している。また、このように判断するに至った経緯が“行政規制の存在意義”を失なわしめた過酷事故の発生

にあることを“福島事故の後において、この判断を避けることは裁判所に課された最も重要な責務を放棄するに等しいものと考えられる”と説明している。

高木教授の意見書の狙いは、福井判決に対する誤った認識に基づく疑問点を述べることにより，“本件のような「民事の差止訴訟」を「人格権」で基礎づけるという発想にはそもそも無理があるのではないかを疑うべきであろう”とすることにあるようである。それを補完する見解として，“行政訴訟と民事訴訟の役割分担を明確にする時期を迎えているといえそうである”と述べている。そして，“民事訴訟法に基づく仮処分は、原発の再稼働の差止を求める手段として用いるのは不適切であると見るべきであろう。”と結論しているが、行政訴訟であれば、「仮処分の排除」を定める行政事件訴訟法第 44 条の規定が適用できるからであろう。そこには「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為については、民事保全法に規定する仮処分をすることができない。」と定められている。

国は、原発の設置許可の取り消しを求める住民の行政訴訟において、これまでことごとく勝訴して我が国の狭い国土に 50 基を超える原発設置を認めてきた。しかし、福島事故を経験して国民の大多数が脱原発を志向している今日、憲法に依拠した人格権に対する侵害防止を求める福井地裁における民事裁判において、関西電力は敗訴し、さらに高浜原発の再稼働差止の仮処分申請も認められてしまった。訴訟の土俵を御用学者の言を借りて何とか民事から行政に引き戻したいとの「あがき」ともとれる意見書ではある。

(\*) [http://nonukes-kyoto.net/wp/wp-content/uploads/2015/06/kanden\\_hei46.pdf](http://nonukes-kyoto.net/wp/wp-content/uploads/2015/06/kanden_hei46.pdf))

(2023 年 6 月，URL を確認)

## 裁判官の良心の在りようを問う

高浜原発 3, 4 号機事件

(2016 年 1 月)

福井地裁に提出された高浜原発 3 号機と 4 号機の運転差し止めの仮処分申請が、2015 年 4 月 14 日、樋口英明裁判長により認められた。しかし、これに対する関西電力の異議申し立てにおいて、同じ福井地裁の林 潤裁判長は、2015 年 12 月 24 日、この仮処分を取り消した。これを不服として住民側は、2016 年 1 月 6 日、名古屋高裁金沢支部に抗告して法廷闘争を続けている。このように同じ事件に対する同じ裁判所の決定でも、裁判官が異なると決定が真逆になるのは、裁判官の良心の在りようが異なることによると思われる。裁判官の独立について定めている日本国憲法第 76 条の第 3 項には、“すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。”と記されていて、裁判官の職権行使すなわち判決には良心が重要な意味を持つことになる。

それでは良心とは何かとなるが、日常的な意味として、手持ちの広辞苑（岩波書店、新村 出編 1969）の解釈を採ると、良心とは、「何が自分にとって善であり悪であるかを知らせ、善を命じ悪を退ける個人の道徳意識」とある。そして上記第 3 項の後半の規定により、裁判官の職権行使は「憲法及び法律にのみ拘束される」のであるから、憲法が保障する個人の幸福追求権や基本的人権など国民の諸権利・安全を侵害するまたは侵害する恐れのある事物に対しては、権力に阿ることなく良心すなわち個人の道徳意識に従ってこれを退けなければならない、ということになる。

従って、憲法により「公の弾劾によらなければ罷免されない」という強固に身分保障されている裁判官に対しては、具体的な個々の判決を通じて裁判官の良心の在りようを国民的に批判することが、裁判を公正

なものにしていくうえで役立つと思われる。これは原発裁判を闘う上で避けられない道ではないだろうか。

今回の判決文の中で両裁判長の良心の在りようの違いを如実に示す箇所がある。それは、2014（平 26）年 7 月 16 日、九州電力川内原発の安全審査について記者会見した際の田中俊一原子力規制委員会委員長の発言に関する評価の部分である。

樋口裁判長は、2015 年 4 月 14 日の判決文の中で“新規制基準は緩やかにすぎ、これに適

合しても本件原発の安全性は確保されていない。原子力規制委員会委員長の「基準の適合性を審査した。安全だということは申し上げない。」という川内原発に関しての発言は、安全に向けてでき得る限りの厳格な基準を定めたがそれでも残余の危険が否定できないという意味と解することはできない。同発言は、文字どおり基準に適合しても安全性が確保されているわけではないことを認めたにほかならないと解される。新規制基準は合理性を欠くものである。そうである以上、その新規制基準に本件原発施設が適合するか否かについて判断するまでもなく、債権者らの人格権侵害の具体的危険性が肯定できるということになる。”とした。

これに対して、林裁判長は、“田中俊一委員長は、原子力規制委員会の審査について「適合性を見る審査であって、ゼロリスクの安全を確保する審査ではない」との理解に立ち、かつ、「一般論として、技術ですから、これで人事で全部尽くしていますと、対策も尽くしていますということは言い切れませんよということです。」と発言したことが認められるが、これは、原子力規制委員会が新規制基準への適合性を認めたことは絶対的安全性を認めたことを意味するもので

はなく、安全対策に終わりはないという理解を明らかにしたものと解されるのであって、新規制基準に適合しても原子力発電所の安全性は確保されないことを認めたものとはいえないというべきであるから、上記発言を根拠に、新規制基準の内容や調査審議及び判断の過程等の不合理性を基礎付けることはできない。”としている。

上記両者の解釈を比べれば、安全確保について責任逃れととれるあいまいな田中委員長の状態を厳しく咎めた樋口裁判官の解釈の方が、憲法に定められた国民の諸権利に対する侵害を防ぐために良心に従った判断であるといえよう。

## 裁判官の良心の在りようを問う その2

前記高浜原発3，4号機事件の続編

(2016年2月)

昨年4月14日、福井地裁の樋口英明裁判長(現三重家裁判事)が高浜原発3号機と4号機の運転差し止めの仮処分を決定し、12月24日同地裁の林潤裁判長がこれを取り消した(以後、林決定という.)。この事件について、両者の決定文中に述べられている田中俊一原子力規制委員会委員長の原発の安全性に対する考え方から、両裁判長の良心の在りようの明らかな違いを指摘した前記1月の記事の続編である。

同じ事件に対する同じ裁判所の決定でも、裁判官が異なると決定が真逆になるのは、裁判官の良心の在りようが異なることによるとの思いは、先の稿と同じである。念のため記すがここにいう良心とは、「何が善であり悪であるかを知らせ、善を命じ悪をしりぞける個人の道德意識(広辞苑、岩波書店2008年)」であり、憲法第76条第3項「すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。」にある良心のことである。そこでこの林決定を批判するにあたって、良心の在りようととも、1999年から取り組まれた司法制度改革において提起された民事司法制度の改革点の一つ「司法の行政に対するチェック機能の強化」の視点に沿った提言を試みる。

以下《 》内の文言は林決定文からの書写である。

《主文》の後に記されている《理由》には、《争点》が《(1) 司法審査の在り方、(2) 基準地震動の合理性、(3) 耐震安全性の相当性、(4) 使用済燃料の危険性、(5) 地震以外の外部事象の危険性、(6) 安全性確保に関するその他の問題、(7) 燃料体等の損傷ないし溶融が生じた後の対策等、(8) 保全の必要性 》の8項目挙げられ、それぞれについて原告、被告双方の主張が記されている。そして、これらを受けた形で、《第3 当裁判所の判断》として林裁判長他2名の裁判官による判断がそれぞれの項目ごとに述べられ、最後に結論として決定文を記すという構成である。

そこで争点として取り上げられている《基準地震動の合理性》について検討する。基準地震動とは、「当該施設に到来すると想定される地震動のうちの最大のもの」とされている。しかしその想定値は、大飯原発3，4号機の運転差し止判決(2014年5月21日)において、樋口英明裁判長が「地震大国日本において、基準地震動を超える地震が大飯原発に到来しないというのは根拠のない楽観的見通しにしか過ぎない(判決文59頁)」と断じたように、過去の地震記録の類推から求めたもので、想定を超える地震の発生

を否定する科学的根拠は無い。従って耐震設計における《基準地震動の合理性》は無いとみるべきであり、更に、争点とされた《耐震安全性の相当性》についてもその論拠を失うとみるべきであり、新しい科学的知見に照らして改正したと称する規制基準に従って、当該施設の耐震設計の適合性を云々すること自体無意味であると言わなければならない。

地震大国日本における構造物の耐震設計という概念について、科学者の対応に参考とすべき事件があった。福島事故前の2010年9月、当時の原子力委員会が日本学術会議宛に「高レベル放射性廃棄物の処分に関する取り組みについての国民に対する説明や情報提供の在り方について」審議を依頼して、提言を求めた。日本学術会議は、高レベル放射性廃棄物の処分に関する検討委員会を設置して検討し、2012年9月、原子力委員会宛に「原子力発電をめぐる大局的政策についての合意形成に十分取り組まないまま高レベル放射性廃棄物の最終処分地の選定という個別的課題について合意形成を求めるのは、手続き的に逆転しており手順として適切でない」という意見を付けて、原子力委員会宛に6つの提言を回答した<sup>\*)</sup>。その一つに「科学・技術的能力の限界の認識と科学的自律性の確保」がある。解説によるとその意味は、高レベル放射性廃棄物の地層処分という政策枠組みが行き詰まりを示している第一の理由が超長期にわたる安全性と危険性の問題に対する科学的知見の限界にあるとの指摘と自律性のある科学者集団による開かれた討論の場の確保である、としている。

同じことが原発の耐震設計基準にも当てはまるのではないだろうか。地震と地殻物

理学を専門とする自律性のある科学者集団による開かれた討論の場において、将来発生する地震が当該施設にもたらす地震動が、基準地震動を超えることはない、すなわちそのような地震は起きないと証明・主張する科学者は皆無と想定される。

結論として、地震と火山の大国日本においては、火力発電所や高層ビルの耐震設計基準は在り得ても、万一の事故が社会に破局的に深刻な被害をもたらす「原発」に対しては、「耐震設計」という概念は成り立たないと見るべきである。裁判官は、《現在の科学技術水準に照らして》と主張するからには、日本学術会議の見識を尊重すべきではなかろうか。

人工衛星は、事前に諸条件を整えれば、予定通りの軌道に打ち上げることができる。理由は、物体の運動を定める法則と方程式が解っているからである。しかし地震学では、過去の地震の系統性を表わす近似式はあっても、将来の予知を可能にする法則や方程式は、不幸にして未だ研究の半ばにあり、解明されていない。

この点について裁判所は、民事司法制度の改革により導入された民事訴訟法第92条の2に基づき、地震学・地殻物理学を専門とする自律性のある科学者集団により選ばれた複数名の専門委員の意見を法廷において陳述させて、当該施設に設定された基準地震動を超えるような地震は発生しないという科学的根拠が存在しないことの証言を求めるべきである。この手続きを踏めば「原発を運転するということ」は、憲法に保障された人格権を侵害する恐れのあるものであることが分かり、良心に従ってしりぞけるべき悪であることを裁判官自らが理解しうるであろう。

\*) <http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-22-k159-1.pdf>

(2023年6月、URLを確認)

## 原発耐震設計指針における「残余のリスクの存在」について

(2016年3月)

福島事故後、原子力規制基準の見直しが行われたが、発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針については、1981(昭56)年当時の原子力安全委員会が決定したものを基に、2006(平18)年9月19日付けで当時の原子力安全委員会が改定したものが採用されている<sup>\*)</sup>。

その「基本方針」では、「耐震設計上重要な施設は、敷地周辺の地質・地質構造並びに地震活動性等の地震学及び地震工学的見地から施設の供用期間中に極めてまれではあるが発生する可能性があり、施設に大きな影響を与えるおそれがあると想定することが適切な地震動による地震力に対して、その安全機能が損なわれないことがないように設計されなければならない。さらに、施設は、地震により発生する可能性のある環境への放射線による影響の観点からなされる耐震設計上の区分ごとに、適切と考えられる設計用地震力に十分耐えられるように設計されなければならない。また、建物・構築物は、十分な支持性能をもつ地盤に設置されなければならない。」と述べられている。

続いてそのあとに、基本方針の「解説」が記されていて、最初に「(1) 耐震設計における地震動の策定について」として、「施設の供用期間中に極めてまれではあるが発生する可能性があり、施設に大きな影響を与えるおそれがあると想定することが適切な地震動を適切に策定し、この地震動を前提とした耐震設計を行うことにより、地震に起因する外乱によって周辺の公衆に対し、著しい放射線被ばくのリスクを与えないようにすることを基本とすべきである。」と記されている。

次いで「(2) 残余のリスクの存在について」として、「地震学的見地からは、上記(1)のように策定された地震動を上回る強さの地震動が生起する可能性は否定できない。

このことは、耐震設計用の地震動の策定において、「残余のリスク」(策定された地震動を上回る地震動の影響が施設に及ぶことにより、施設に重大な損傷事象が発生すること、施設から大量の放射性物質が放散される事象が発生すること、あるいはそれらの結果として周辺公衆に対して放射線被ばくによる災害を及ぼすことのリスク)が存在することを意味する。したがって、施設の設計に当たっては、策定された地震動を上回る地震動が生起する可能性に対して適切な考慮を払い、基本設計の段階のみならず、それ以降の段階も含めて、この「残余のリスク」の存在を十分認識しつつ、それを合理的に実行可能な限り小さくするための努力が払われるべきである。」と記されている。これは驚くべきことであると思う。

原発の新しい耐震設計指針は、基準地震動を上回る地震動の可能性が否定できないことを承知の上で作成されているということである。従って、新基準に適合するとして再稼働が認められた原発では、「残余のリスク」による被害を「合理的に実行可能な限り小さくするための努力が払われるべきである」ので、払われているはずであり、それは具体的にどのような努力なのかを検証する必要があるということになる。もし払われているとする場合には、「残余のリスク」による被害が生じて、するべきことをしたのであるからそれは止むを得ない、ということにするつもりなのであろう。そうだとすれば、何をするのか不明の「小さくする努力」が払われていれば、福島のような事故が再び起きても、それは止むを得ないということになる。この無責任は許し難く、認めがたいことである。

このことだけから見ても**新規制基準は、人格権侵害を招く「万が一の」災害を防ぐという点で規制に不合理な内容を含み、妥当**

性を欠くものと言わなければならない。そして、憲法に保障された人格権の侵害を規制することに役立たない原子炉等規制法は、憲法に反する法律と言わなければならないのではないだろうか。

\*) 改定された「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」の原本コピーは、2016（平 18）年 3 月 6 日現在、原子力規制委員会の Web サイトには旧指針類のタイトルのみが列挙されているだけで、平成 18 年改定の新しい指標は掲載されていない。しかし、最近の川内原発 1 号機に関する再稼働差し止め処分決定（2015 年 4 月 22 日）の別紙（\*\*）として添付されていた「改定耐震指針の定め」で内容を見ることができる。見出し部に「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針 平成 18 年 9 月 19 日 原子力安全委員会決定」とあるので、これが最新のものと考えられる。公表されているものはこれのみらしく、原子力資料情報室（<http://www.cnrc.jp/>）にも上記のものが掲載されている。

（\* \*）（[http://www.cnrc.jp/files/20150422\\_ketteibessi.pdf](http://www.cnrc.jp/files/20150422_ketteibessi.pdf) 2023 年 6 月 URL 確認）

## 科学者は住民の安全のために発言しなければならない 南相馬市の避難指示解除について

（2016 年 6 月）

「まだ線量高い・農地除染早く・医療施設少ない」の見出しで『しんぶん赤旗』（5 月 26 日）に掲載された記事によれば、福島事故で汚染した福島県南相馬市の避難について、政府は、7 月 1 日をめどに避難指示解除の方針だとある。政府は、解除が予定されている区域の住民 3516 世帯 10,967 人を対象にして住民説明会を、5 月 15 日から 22 日までに 4 回開いたが、参加したのは 4 回で 825 人であり、住民からは除染、生活インフラの整備などがまだ不十分であり「解除は早い」との声が出され、説明会は予定時間を大幅に超過したとある。

政府は、この地区における年間の追加被ばく放射線量が 20 ミリシーベルト以下になったことや小高地区の小高病院が 4 月から週 5 日開業するなどインフラ整備が整ったとの判断を理由にして、避難指示の解除をする方針のようである。

わが国では、放射線障害防止法の下に、国際放射線防護委員会（ICRP）の勧告を基にして、放射線業務従事者に対しては、全身の被ばく線量（実効線量）限度を 5 年間で 100 ミリシーベルト（年間 20 ミリシーベルトに相当）でかつ年 50 ミリシーベルトを超えない

ようにすることが決められている。従って、「年間の追加被ばく放射線量が 20 ミリシーベルト以下になった」から避難指示を解除するという政府の方針では、住民を一律に放射線業務従事者とみなすということになる。つまり、避難指示を解除したから、以後政府は「戻った住民は放射線業務従事者とみなす」ということに相当する。放射線業務従事者というのは、自分の意志で危険作業である放射線の取扱い業務を選択し、利益を得る者のことをいうのであって、法律では放射線取扱業務を行う場所は、「管理区域」として人がみだりに立ち入らないようにしなければならないことになっている。

「年間の追加被ばく放射線量が 20 ミリシーベルト以下になった」から「避難指示解除」という考えは、「管理区域」を取り払うことに相当し、公共の安全の確保を目的とする放射線障害防止法の目的に反していることは明らかであり、違法の考えである。

原発事故は「非常事態」なので超法規的取り扱いが許されるとする政府の考えは、法治国家の自殺行為であり権力の横暴である。政府のこの方針は、原発運転継続と同様に、個人の尊厳と公共の福祉をそれぞれ謳う憲

法 13 条及び 25 条に基づく権利，すなわち人格権を侵害する行為であり，厳しく糾弾すべきことと言わなければならない。

## 裁判官の良心と内心の自由

(2017 年 1 月)

昨年の暮れに地域の小さな勉強会で，“原発裁判における裁判官の良心の在りようを問う”という話をする機会がありました。話の内容は，大飯原発 3，4 号機の運転差止の判決（2014 年 5 月 21 日，福井地裁）を下した樋口英明裁判長他二名の裁判官の判断の根拠を基にして，川内原発 1，2 号機（鹿児島地裁）と高浜原発 3，4 号機（福井地裁，大津地裁）に対する運転差止仮処分申請の審理を担当した裁判官それぞれの判断において示された良心の在りようを批判するというものでした。話は，裁判官の職権行使を規定する憲法第 76 条第 3 項「すべて裁判官は，その良心に従ひ独立してその職権を行ひ，この憲法及び法律にのみ拘束される。」に対する私の理解から始めましたが，後の質疑のとき，良心の在りようは内心の自由の問題だと思うので，それを批判するというのは如何なものか，という意見が出されました。同様の意見は，昨年京都で開催されたある研究発表会において，同じ趣旨の講演をした時にも出されました。そこで普段あまり馴染みのないと思われる良心と内心の自由について少し考察してみることになりました。

簡潔な憲法第 76 条第 3 項の記述を解説する際には，良心の意味として，広辞苑の説明「何が善であり悪であるかを知らせ，善を命じ悪をしりぞける個人の道德意識。」を採用することにしています。個人の道德意識は確かに内心すなわち心のうち（広辞苑）の事柄ではありますが，裁判官の職権行使を規定する中での良心においては，しりぞけるべき悪は，憲法に述べられている個人の

基本的人権や学問の自由など国民の諸権利を侵害する事項でなければなりません。従って，これらの諸権利を侵害することが明らかな事項を悪としてしりぞけない裁判官の職権行使に対しては，その良心の在りよう，すなわち裁判官としての道德意識の在りようは国民的に非難されてしかるべきだと思います。そしてこのことは，憲法上強固な身分保障を有する裁判官の職権行使に対する国民の批判・接し方の一つだと思います。

学問の自由とともに，思想・信条の自由も個人の内心の自由に属する事項です。しかし，個人の生命の安全や自由を侵害する行為を正当化する思想・信条は，公共の福祉に反するものなので憲法の保障する自由の対象外のものであり，社会的に非難されて，受け入れられることはありません。これと同じように，憲法に保障された国民の諸権利を侵害する事項を悪として退けない裁判官の良心の在りようは，内心の自由の問題として避けることなく，国民的批判により正さなければ国民の諸権利を法により守ることは出来ないのではないのでしょうか。

沖縄県の辺野古において，仲井間前知事の公有水面埋め立て許可を翁長知事が取り消した事件を巡る裁判では，2016 年 9 月 16 日の福岡高裁那覇支部の判決を不服とした県が，環境や県民生活を守るため埋め立て承認を取り消すのは地方自治の本旨であり，国の対応は憲法違反であるとして最高裁に上告しました（京都新聞 12 月 21 日社説「県民の安全を誰が守る」）。最高裁第二小法廷は，一度も弁論を開かずに県側の上告を棄

却し、2016 年 12 月 20 日、県側敗訴が確定しました。この上告審を担当した鬼丸かおる（裁判長）、小貫芳信、山本庸幸及び菅野博之の各裁判官の良心の在りようは、憲法の保障する国民の生存権侵害の存否を弁論を開いて自ら確かめることをしなかったという点で、怠慢の誹りを免れがたく厳しく非難されて当然だと思います。

このように「良心に従い独立して職権を行なう」ことのできない裁判官は、もはや法の番人とは言い難いので、憲法第 79 条第 2 項に基づく次の国政総選挙の最高裁裁判官審判において、該当する裁判官に✕印を付ける国民的運動を展開し、裁判官をやめてもらいましょう。裁判所という機関の判断とは、審理を担当した裁判官一人ひとりの判断であることを肝に銘じておきましょう。

### 「児童に対する福島いじめ」について思うこと

（2017 年 3 月）

福島事故から避難している児童に対して、金品の要求や言葉によるいじめが行われているとの報道がある。これは、指摘されているように、いじめる児童の親の問題であろう。「賠償金という臨時収入があつていいな」「放射性物質による汚れはほんとに取れたのか」「低線量被ばくなんてたいしたことはないのに避難して」といった心ない大人の話を背景とする児童の行動であろう。

賠償金は、破壊された生活に対して東電が当然支払うべきものであり、賠償金によって暮らしが元に戻ることはない。付着した放射性物質は全身検査をして完全に排除されている。低線量被ばくについては、健康に大した影響はない、たとえ遺伝子が破

壊されてもすぐに復元するから大丈夫などと、心無い科学者の喧伝が行われた。しかし放射線に電離作用があることは科学的事実であり、破壊された遺伝子が復元するとしても、それは個体差のあることであり、個体によりその影響は異なることである。

児童とともに避難している親は、憲法に則り児童憲章に則り、子供の将来の安全のために、児童の基本的人権を擁護するという保護者として当然のことをしているだけである。むしろ、放射線障害防止法の下では、放射線業務従事者に対する年間被ばく線量限度 20 ミリシーベルトの環境に子供を連れ戻すことの方が、子供の基本的人権を無視した非人間的行為と言うべきであろう。

### 原道子裁判官（前橋地裁）の判断は国民的に賞賛されるべきである

（2017 年 4 月）

福島事故による被害者の国と東京電力に対する損害賠償請求訴訟は、全国で約 30 件行われているが、最初の判決がこの 3 月 17 日に前橋地方裁判所であり、画期的判決であるとして一斉にマスコミ報道が行われた。

この事件を担当された原道子裁判長の下した判決は、事故は防げなかったとする国と東京電力の主張をことごとく退けて、事故が起きた責任は対策を怠った国と東京電

力にあることを認めた画期的なものである。画期的というのは、国策として進め過酷事故が起きないよう万全の安全対策の下に運営してきたと称する原子力発電事業において、その事故が起きればその責任は国の行政にあることは自明のことなのに、その責任を認めようとしない国に対して、司法が初めて国の行政責任だと断じたという点にある。

報道（京都新聞 3 月 18 日）によると、“訴訟では国側は、規制権限の存在さえも否定していた。だが判決はこの主張を退け「07 年 8 月には東電の自発的対応や口頭指示では適切な対策を期待するのは困難と認識していた」と指摘。この時点で対策を命じれば事故は防げたと言い切った。”とあり、また“東電は、敷地が浸水するほどの巨大津波が襲来する危険性を「2008 年には実際に予見していた」と言及。簡単な対策で事故を防げたのに、安全より経済的合理性を優先させたとして責任を認め”た、とある。

福島事故以前の旧原子力法体系の下では、発電用原子力施設に関する規制及び施設に関する安全の確保に関することを所管するのは、資源エネルギー庁の「特別の機関」として設置された原子力安全・保安院とされたが、資源エネルギー庁自身は、経済産業省の外局として設置され、原子力政策課を置き原子力発電（原発）を推進する部署である。

「推進係」と「規制係」を資源エネルギー庁が所管するというこの法体系の下でも、施設に関する安全の確保に関することを所管する原子力安全・保安院は、新しい科学的知見に基づき巨大津波の到来が予見される事態となった段階で当然対策を講じるべきであり、「非常用電源を津波を避けて高台に移すなど、規制基準適合として認可された原発の基本設計を変更する権限、すなわち

規制権限はない」との国側の主張が成り立たないことは明らかである。

前橋地裁においてこの事件を担当した原道子裁判長は、自身の良心に従い、原発の安全を損なう悪として「規制権限はない」との国側の主張を退けたものと推察され、憲法第 76 条第 3 項<sup>＊)</sup>に定める裁判官の職権行使規定を遵守したものと言えよう。

ちなみに福島事故後、推進する側と同じ役所の保安院が安全確保のための規制ができるのか？という批判のもと、2012 年に原子力安全・保安院は廃止され、環境省の外局として原子力規制委員会が設置された。しかしこの規制委員会は、原発事業者に対して、事故時の避難計画の有無を問わないし原発立地規制をも問わない、そして何よりも福島事故の教訓を生かしていない欠陥だらけの新規制基準を金科玉条として、これへの適合性のみを審査し、安全性を追求審査せずに原発再稼働を推進する組織になり下がったことは明白である。

原発のない社会を目指すために、原発裁判の判決や決定について、憲法第 76 条第 3 項に規定された裁判官の職権行使の規定に照らして担当裁判官の良心の在りようを評価し、福島事故から教訓を学びとり生命の安全や人格権を尊重する者を称賛し、それをしない者を非難する国民的運動の展開が望まれる。

＊) 憲法第 76 条第 3 項「すべて裁判官は、その良心に従ひ独立して職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される」

## 山下郁夫裁判官（大阪高裁）と吉岡茂之裁判官（広島地裁）の判断について (2017 年 4 月)

報道によれば、3 月 28 日、大阪高裁の山下郁夫裁判長は、「大津地裁の仮処分覆す（京都新聞 3 月 29 日）」決定を下し、高浜原発 3、4 号機の再稼働を可能にした。さらに 3 月 30 日、広島地裁の吉岡茂之裁判長は、

住民側の伊方原発 3 号機の運転差止の仮処分申請を却下した（京都新聞 3 月 31 日）。

これらの判断を下した裁判官は、憲法第 76 条第 3 項「すべて裁判官はその良心に従ひ独立して職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される」にあるように、行政から

独立して判断を下したとは言えないのではないだろうか。福島事故後の原子力行政の基準となる新規制基準が果たして、万が一にも福島事故のような事態を招くことがないように改正されているかどうかを、福島事故を教訓にした独立した視点から自ら検証する必要があるのではないだろうか。彼らは、新規制基準は専門家・学者により最新の科学的知見を反映していて不合理とは言えないとして、それへの適合性のみを審査した。吉岡茂之裁判官に至っては、地震想定合理性には検討を要する問題もあるとしながら、審査の経緯などを調べるのは仮処分の手続きになじまないとした、とある。これは憲法の定める「その良心に従ひ独立して職権を行」う裁判官の職権行使の規定に背く行為と言わなければならない。

関西電力の高浜、大飯及び美浜の原発並びに四国電力の伊方原発は、すべて加圧水型原子炉が使用されており、この型式の発電炉では、使用済み核燃料貯蔵庫は原子炉建屋の横に補助建屋として設けられている。この建屋の構造はコンクリート壁一枚であり、使用済み核燃料の冷却不全による事故の場合、閉じ込めが不十分で環境に放射性物質が拡散する恐れがある。このことは福島事故時に4号炉で起きた使用済み核燃料の冷却不全事故が教えてくれた教訓であり、大飯原発3、4号機の運転差止を命じた樋口英明裁判長（2014年5月21日福井地裁）

の指摘した加圧水型原子炉の持つ「閉じ込める構造の欠陥」であり、新規制基準はこの欠陥について触れていない。同判決は、さらに新規制基準の欠陥として、加圧水型発電炉の一次冷却水循環ポンプを耐震構造の最重要施設に指定していないことを「冷却機能の欠陥」として指摘している。

また基準地震動を超える地震動の起きた場合のリスクすなわち「残余のリスクの存在<sup>(\*)</sup>」に対して、施設の設計に当たっては、合理的に実行可能な限りそれを小さくする努力が払われるべきであることが耐震設計審査指針に謳われているが、新規制基準は万一の事故の場合に必要な万全の避難計画立案を電力会社に求めている。

このように、閉じ込め構造や冷却機能の欠陥に敢えて触れず、また「残余のリスク」を「合理的に小さくする努力」を求めない新規制基準になぜ「不合理な点はない」と言えるのだろうか。

起こるはずがないとされた過酷事故を起こした福島事故を基に新規制基準を検証しない裁判官は、行政からの独立の喪失の点でも、また何よりも優先すべき国民の安全を保障するための努力に欠けている点でも、国民的に非難されなければならない。国民の安全に対する裁判官の無責任は、その権力が強大であるだけに、私たち国民は決して容認することができない

(\*) 発電用原子炉に関する耐震設計審査指針（平成18年9月19日原子力安全委員会決定）の解説によれば、「残余のリスク」とは、策定された地震動を上回る地震動の影響が施設に及ぶことにより、施設に重大な損傷事故が発生すること、あるいはそれらの結果として周辺の公衆に対して放射線被ばくによる災害を及ぼすことのリスクとしている。このリスクを「合理的に実行可能な限り小さくする努力を払う」とは、万が一の事故に際して、周辺の公衆を避難させること以外にはないと解される。従って発電事業者は、周辺住民に対する万全の避難計画を立てるべきである。

( [http://www.cnrc.jp/files/20150422\\_ketteibessi.pdf](http://www.cnrc.jp/files/20150422_ketteibessi.pdf) 2023年6月URL確認)

## 民意到達度から見た日本の司法制度

(2017 年 6 月)

三権分立を国の在り方の基本とする我が国において、司法権に対する民意の達し方は、他の立法権や行政権に比べて、制度上大変小さくなる仕組みである。

憲法の規定から見てみると、立法権については、国の唯一の立法機関である国会は、衆参両院とも議員の任期は、衆議院 4 年（第 45 条）、参議院 6 年（第 46 条）と決まっているので、国会が解散されなくても、任期終了による国政選挙が行われ、選挙民により議員は新たに選出される。

一方、国の行政権は内閣に属し（第 65 条）、内閣総理大臣は、選挙によって選ばれた国民の代表である国会議員の中から、国会の議決により指名される（第 67 条）。また、地方自治体の行政権を持つ知事等自治体の長は、自治体の議会議員と同様に、その自治体の住民による直接選挙により選ばれる（第 93 条 2 項）。しかし司法権については、国民ないしは住民が直接かかわる制度にはなっていない。

憲法の第 6 章司法では、「すべて司法権は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属する」（第 76 条第 1 項）とされている。

そして裁判を担当する裁判官について見てみると、天皇に任命される最高裁判所長官（第 6 条）以外は、最高裁判所裁判官は行政府の内閣（第 79 条第 1 項）が、下級裁判所裁判官は、最高裁判所が指名した者の名簿により、やはり行政府の内閣が任命（第 80 条）することになっている。そして第 79 条第 2 項により、最高裁判所裁判官だけが直接国民により審査されるが、しかし、最高裁判所の裁判官以外の裁判官を国民が直接審査する制度はない。

憲法第 79 条第 2 項による最高裁判所裁判官に対する国民審査は、「最高裁判所裁判官国民審査法」に基づき実施されるが、就任後

初めて行われる衆議院議員総選挙の際及び 10 年経過後の衆議院議員総選挙のとき再審査が行われるのみなので、70 歳定年で定数 15 人の裁判官のうち国民審査に付される裁判官は限られていて、国民審査の実効性は極めて低いものになっている。

裁判官に対する国民的な唯一の審査制度にあまり実効性がないとすると、国民審査制度のない下級裁判所裁判官を含めて、司法権に対する民意の直接的反映は制度上ほとんど行われないことになる。これは、立法権や行政権の場合と大きく異なり、我が国の司法制度における民意到達度に関する欠陥であり、法体制の歪みではないだろうか。

民主主義国家を標榜するわが国において、三権に対する民意の働きかけに不公平があるのは見逃し難いことであると考え。その意味でも、個々の訴訟事件に関して裁判官の下す判決について、判決に至るまでの職権行使の過程を吟味し、裁判官に対する唯一の法的規範である憲法第 76 条第 3 項「すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。」に基づき、「良心<sup>(\*)</sup>に従い独立して善を命じ悪をしりぞける判断を下したかどうか」について市民的批判を行なうことが必要であると考え。そのためには、裁判官が命ずべき善と退けるべき悪をどのように見極めたかを判決文から市民自らが読み取る必要がある。そして読み取った結果を基にして、担当裁判官の職権行使についての評価を何らかの方法で公表し、司法に対する民意反映強化の努力をすることが重要である。憲法に照らした民意の反映強化は、司法権の独立、とりわけ行政権からの独立を支える意味でも重要であると言えよう。

このことは原発裁判など公害訴訟のように、また沖縄の辺野古基地裁判など広範な

市民の暮らしにかかわる裁判に対しては、一層その必要性が強調されてしかるべきではないだろうか。そしてこのような担当裁判官に対する市民的批判の広がりや積み上げこそが現行の法体制の下で司法に対する民意到達度の歪を補う唯一の方法ではないかと考える。

原発や公害裁判のような集団訴訟の判決に対して行われる原告団や弁護団による声明は、しばしば裁判所という機関の行為に対する評価として公表され、担当裁判官に対する評価は見られない。この傾向は、民主的団体<sup>(++)</sup>が行う抗議声明や決議においても同様のものである。

ところで、裁判所に提訴された事件は、その裁判所に所属する裁判官が担当して審理をして判決を下すというのが裁判の流れであり、判決文を書くのは担当裁判官である。従って判決に対する評価を裁判所という機関名で行うのは、憲法第 76 条第 3 項に規定

されている裁判官の職権行使の在り方を問わないことになる。

高度情報化社会を迎えた日本においては、集団訴訟の判決文は市民が誰でも容易に見られるようにするべきでありまた、それは可能である。原告数が一定の数以上の集団訴訟の判決文は、当該裁判所がそのホームページ上に公開すれば済むことである。多くの市民生活に係る裁判の判決文の公開は、司法に対する民意反映強化のために是非実現されるべきである。ちなみに最高裁判所のホームページの裁判例情報の頁には、下級裁判所も含めて、「本裁判例情報には、すべての裁判例が掲載されているわけではありません。」との断り書きが記されているまた、さらに、裁判に関する専門知識がない一般人には扱いにくいものになっている。これでは、判決文一般公開には到底役立たない。判決文の一般公開では、事件名称、判決年月日や裁判所名だけで判決文の検索ができるようにすべきであろう。

(\*) 広辞苑 (岩波書店) によると良心とは「何が善であり悪であるかを知らせ、善を命じ悪をしりぞける個人の道德意識」とある。

(\* \*) 例えば、

(ア) 全日本民主医療機関連合会の声明 (2015 年 4 月 22 日) 「川内原発 1 号機、2 号機の再稼働差し止めを認めない鹿児島地裁仮処分決定に抗議する」

<https://www.min-iren.gr.jp/?p=23198> (URL 2023 年 6 月確認)

(イ) 日本科学者会議第 46 回定期大会決議 (2015 年 5 月 31 日) “福井地裁による「高浜原発 3、4 号機運転差し止仮処分決定」を力に、原発の再稼働を阻止するたたかいを強めよう”

<http://www.jsa.gr.jp/03statement/20150531e.pdf> (URL 2023 年 6 月確認)

## 常識を欠く原子力規制委員会と裁判官

(2018 年 2 月)

裁判官吉岡茂之 (裁判長)、久保田寛也及び田中佐和子の 3 氏 (広島地方裁判所) は、2017 年 3 月 30 日、四国電力伊方原発 3 号機の運転差し止仮処分の申し立てを幾つかの不当判断の下に却下した。

これに対する原告側の即時抗告を審議した広島高裁の裁判官野々上友之 (裁判長)、

太田雅也及び山本正道の 3 氏は、2017 年 12 月 13 日、却下の原決定を変更し、2018 年 9 月 30 日まで、上記 3 号機の運転の差し止めを決定した。その理由は、火山噴火に対する規制基準が不合理であるとの判断である。

この決定に対して、伊方原発運転差し止広島裁判弁護団が声明<sup>(\*)</sup>を出している。その

中で、稼働中の原発の運転禁止を命ずるのは、高裁として史上初であり、また、被爆地ヒロシマの裁判所においてこれ以上放射線により苦しむ人々を増やさない決定がなされた意義はひとまず大きいとした上で、しかし、原発の危険性について正しく認定していない点も見られ、特に、地震動に対する原発の安全性については、地震科学の不確実性を見誤って事業者の楽観的な主張を踏襲している点など、福島事故の教訓を活かしきれておらず、再び深刻な事態が生じかねない内容となっている点で極めて不当であるとした。

私の見た不当な判断の具体例として次のことを指摘したい。すなわち、原子力規制委員会の定めた設置許可基準規則第42条には特定重大事故等対処施設の設置が定められているが、その規則の附則において、現に設置されている発電用原子炉施設については、経過措置により、設置許可基準規則施行日（平成25年7月8日）以後最初に行われる工事計画認可の日から起算して5年を経過するまでの間、同42条は適用されないこととして、その設置を猶予するとしている。これは、施設が未完成でも猶予期間中の原発運

＊）伊方原発運転差止広島裁判弁護団 声明

[http://saiban.hiroshima-net.org/pdf/karishobun/20171213\\_bengodan\\_seimei.pdf](http://saiban.hiroshima-net.org/pdf/karishobun/20171213_bengodan_seimei.pdf)

（上記URL，2023年6月確認）

## 原発「ふげん」の廃止措置と使用済み核燃料

（2018年3月）

日本原子力研究開発機構は、2月26日、福井県の敦賀半島に設置され、現在廃炉作業中の原発「ふげん（2003年3月運転終了）」の使用済み核燃料搬出が当初の計画どおり2017年度中に終了することができなくなったと発表した（2月27日京都新聞朝刊）。理由は、同機構の東海再処理施設が廃止になり、未処理の使用済み核燃料466体の新たな搬出先が見つからないので、海外での再処理事業者への委託を検討中とのことである。

転を認めるということであり、猶予期間中に重大事故は起こらないことを認めることであり、不合理は一目瞭然である。

この点について裁判官は、決定文の183頁上から9行目に「特定重大事故等対処施設の設置が経過措置で猶予されたことをもって新規基準が不合理といえない」としている。しかし常識的に考えて、予測不能な地震等による特定重大事故対策に5年間の設置猶予期間を設ける設置許可基準が果たして合理的と言えるのだろうか、自然現象が人間の計画とは無関係であることから見て、不合理は自明のことであろう。これを作成した原子力規制委員会の非常識もさることながら、それを鵜呑みにする裁判官の見識も大いに疑問である。

この原因は一に、裁判官自身が福島事故のように悲惨な状況を二度と起こさないように法体系が改正されているかどうかを検証することに懸かっている。検証抜きに規制基準への適合性のみを見るか、規制基準の合理性に矛盾はないかどうかを検証する見識が裁判官にあるかどうかであると言える。

日本原子力研究開発機構は、ずさんな安全管理が原因で東海再処理施設の廃止に追い込まれ（2014年）、また同じ理由で高速増殖炉「もんじゅ」をも失うことになった（2016年）。東海再処理施設の廃止計画に関する原子力規制委員会への同機構の報告書には、施設の放射線被ばくを管理しなければならない管理区域を全て解除するまでに約70年を要するとしている。

原発を持つ電力会社の共同出資による日本原燃の再処理工場（青森県六ヶ所村）は、1993 年の着工以来、竣工が何度も延期されて、28 年後の 2021 年によろやく竣工の予定としている。使用済み核燃料の再処理工場への搬出ができない各原発には、2017 年 12 月時点で平均して貯蔵の管理容量の約 70% にも達する使用済み核燃料が貯蔵されている<sup>\*)</sup>。容量に対する貯蔵量の比率は、電力会社のうち、関西電力が高浜原発 70.5% 及び大飯原発 70.3%，中国電力が島根原発 67.6%，四国電力が伊方原発 65.7%，そして九州電力が、玄海原発 79.6% 及び川内原発 72.1% となっている。

原発の使用済み核燃料からプルトニウムを取り出す再処理やウラン濃縮を非核保有国である日本に認めるなど特権的な内容の現在の日米原子力協定（1968（昭 63）年 7 月 17 日発効）は、その第 16 条において、30 年間の継続期間を定め、期間終了 6 か月前の 2018 年 1 月 17 日までに当事者の一方が通告することにより終了することができるが、

\*) 電気事業連合会のホームページ；

[http://www.fepec.or.jp/resource\\_sw/chozo.pdf](http://www.fepec.or.jp/resource_sw/chozo.pdf) (URL, 2023 年 6 月確認)

通告がなければ自動延長されることが決められている。また期間終了の 2018 年 7 月 17 日以降は、6 か月前までに一方が通告すれば協定を終了できると決められている。報道（2018 年 1 月 17 日京都新聞朝刊）によれば、日米双方に見直しの動きがなく期限（2018 年 7 月 17 日）後も協定は存続することが確定した。また同じ記事の中で、日本が大量のプルトニウムをため続けていることに米国内で懸念が強まっており、日本の再処理を制限すべきだとの声もあることが報じられている。

日米原子力協定が、6 か月前通告によりいつでも終了できる状況となる今年 7 月以降、日本の使用済み核燃料再処理事業は、極めて不安定な状況に陥ることになる。

搬出先が 30 年近く「建設中」にもかかわらず、原発を再稼働し、使用済み核燃料を増やし続ける電力会社は、市民の社会生活を支える基盤的企業というよりは、今や核のゴミを生産して社会基盤を破壊する企業に変わりつつあると言うべきであろう。

## 国民守るのが裁判所の使命

(2018 年 9 月) <sup>\*)</sup>

去る 8 月 26 日の京都新聞朝刊に標記の見出しで福井地裁元裁判長樋口英明氏のインタビュー記事が載っていた。その中で氏は、今年 7 月の控訴審判決で名古屋高裁金沢支部が大飯原発 3，4 号機の運転差止めを命じた一審判決を取り消したことについて、一審判決では何処が危ないか具体的に書いたが全く無視されたと述べ、原子力規制委員会の審査を通ったから心配するなというのでは答えになっていないと控訴審判決を批判している。

控訴審の判決を下したのは裁判長内藤正之ほか 2 名の金沢支部の裁判官である。「国

民守るのが裁判所の使命」と言っても、人格権侵害の排除と予防のために原発の運転差止めを命じた一審判決を取り消す不当判決の責任は、裁判所という機関にあるのではなく判決を下した裁判官にあることは、判決文の末尾に裁判所の所属部名と裁判官名が記されていることから明白である。

控訴審判決<sup>\*\*) 64 頁</sup>に、「新規制基準の内容面に関し、一審原告らが縷々不合理な点として挙げる事柄については、(中略)、合法・違法の問題が生ずるとは解せられないのであって、およそ採用の限りでない。」と述べているが、一審原告が新規制基準の不

合理的な点として指摘した事項を新規規制基準に対する合法・違法の問題にはならないとして、採用しなかった。つまり新規基準の不合理を問わないことにしたのである。

新規規制基準の不合理な点として原告が指摘した一例を紹介すると、福島事故後 2013（平 25）年に公布され、その後 2022（令 4）年まで 10 数回の改正を経た「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則<sup>\*\*\*</sup>」の第 3 章

は、重大事故等対処施設についての規定が第 49 条から第 78 条まで定められている。そして最後の第 79 条の後の附則第 4 項において、この「規則施行の際現に設置され又は設置に着手されている発電用原子炉施設については」施設変更工事の「認可の日から起算して 5 年を経過する日までの間は、第 53 条及び第 72 条第 2 項の規定は、適用しない。」とある。第 53 条は

53 条 工場等には、次に定めるところにより特定重大事故等対処施設を施設しなければならない。

- 一 原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対してその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないこと。
- 二 原子炉格納容器の破損を防止するために必要な設備を有すること。
- 三 原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムの発生後、発電用原子炉施設の外からの支援が受けられるまでの間、使用できること。

また、第 72 条第 2 項は

- 2 発電用原子炉施設には、第四十五条第一項の規定により設置される非常用電源設備及び前項の規定により設置される電源設備のほか、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するための常設の直流電源設備を施設しなければならない。

これらの重大事故等対処施設についての規定を 5 年間適用しない規制基準は、重大事故が人間の計画・意図とは無関係に起こるものである以上、合理性のないことは自明である。この不合理を容認する裁判官の行為は、重大事故はめったに起こらないだろうという根拠のない期待に基づく不当行為であると言わなければならない。

憲法第 76 条第 3 項「すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、こ

の憲法及び法律にのみ拘束される。」と定められた裁判官の職権行使の規範に悖る不当行為と言わなければならない。広辞苑（岩波書店、第 7 版）によれば、良心とは「何が善であり悪であるかを知らせ、善を命じ悪をしりぞける個人の道德意識」とある。担当裁判官の良心すなわち道德意識の在りようを問わなければならない。

\*）起草時の技術基準閲覧は困難なので、2023 年時点の規則に生きている附則の条項を参照した。

\*\*) 脱原発弁護団全国連絡会のホームページ：(URL 2023 年 6 月確認)

<http://www.datsugenpatsu.org/bengodan/news/18-07-04/> より入手。

\*\*\*）電子政府法令検索：(URL 2023 年 6 月確認)

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=425M60080000006>

## 関電，九電，四国電の3電力会社， 新規制基準の適用猶予期限延長を求める

(2019年5月)

福島事故後，改正された原子力基本法の下に原子力規制委員会が設置されました．この規制委員会が定めた新規制基準の一つが2013（平25）年7月8日に施行され，旧基準にはなかった重大事故等対処施設の設置が定められました．しかしこの新規制基準には，施行の当初からその附則によって，重大事故等対処施設の設置に関する条項を，これら施設の設置工事の認可から5年間適用しないという猶予期間が設けられていました．したがって，これらの対処施設が完成していなくても，新規性基準に適合するとして，原発の再稼働を認めてきたわけです．すなわち原子力規制委員会は原発再稼働を早めるために，いわゆる「規制の抜け道」を設けていました．

報道（しんぶん赤旗，4月19日）によれば，標記の電力3社は4月17日，原子力規制委員会との意見交換会において，5年間という期限の延長などの対応を求めたとあります．

電力3社の資料によると，鹿児島県の川内原発，福井県の高浜，美浜，大飯の各原発と愛媛県の伊方原発の都合10基で工事が長期化したため，設置期限を1～2年半超過するとしています．もし期限内に工事が完了しなければ，新規制基準に適合しなくなりますから，これらの原発は運転ができなくなります．

原子力規制委員会は，これまでも基本設計の変更が必要となる施設の耐震重要度分類の見直しなど，施設改修に時間と経費の掛かる抜本的な安全対策を避けて，非常用外部電源や非常用給水設備の設置など，付加的な補修のみの安全対策で済むようにして，原発の再稼働を推進してきました．重大事故等対処施設にはテロ対策のみでなく地震や火災等の対策も含まれており，その設

置に猶予期間を設けたことは，重大事故を招くような地震は人間の計画とは無関係に起こるとの認識に基づき，また不特定なテロリストがテロ攻撃を5年間待ってくれる保障はないとの認識に基づき，高浜原発3，4号機の運転差止めを命じた樋口英明元福井地裁裁判長が，仮処分決定（2015年4月14日）理由の中の一つに挙げた新規制基準に存在する不合理でした．

上記の報道では，原子力規制委員会の更田委員長は，期限延長は認められないような発言をしたようですが，「委員会で方針を議論する」と述べたとしています．

その後の報道（京都新聞4月24日夕刊）によると，24日の原子力規制委員会の定例会合において，「原発本体の工事計画の認可から5年」の完成期限の延長を認めないことを決め，その上で，期限を超えた場合は，新規制基準に適合しない状態に陥るため原子炉を利用できないとする見解を5人の委員でまとめたとあります．これに標記電力3社がどう対応するか見ものです．期限内に設置工事を終了することができれば，これまでは工事に手抜きをしていたことになり，原子力規制委員会はこれまでのように「ヨイショしてくれる」ものとナメラレていたことになります．さらに基準不適合で原発が停止されれば，原発の不要性が一層明らかになります．

いずれにしてもこの状況は，新規制基準に重大事故等対処施設の設置条項を設けたものの，その条項の一部を設置工事の認可から5年の間適用しないとの猶予期間を設けてまで，国民の安全を優先するよりも原発の再稼働を優先してきた原子力規制委員会の規制行政の破綻を示すものと言わなければなりません．

またさらに、現在の原子力規制委員会の在り様は、以下に示すとおり原子力規制委員会設置法第一条に述べられた目的、とり

わけ下線部の内容にも反するものと言わなければなりません。

---

#### 「第一条

この法律は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故を契機に明らかとなった原子力の研究、開発及び利用（以下「原子力利用」という。）に関する政策に係る縦割り行政の弊害を除去し、並びに一の行政組織が原子力利用の推進及び規制の両方の機能を担うことにより生ずる問題を解消するため、原子力利用における事故の発生を常に想定し、その防止に最善かつ最大の努力をしなければならぬという認識に立って、確立された国際的な基準を踏まえて原子力利用における安全の確保を図るため必要な施策を策定し、又は実施する事務（原子力に係る製錬、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業並びに原子炉に関する規制に関すること並びに国際約束に基づく保障措置の実施のための規制その他の原子力の平和的利用の確保のための規制に関することを含む。）を一元的につかさどるとともに、その委員長及び委員が専門的知見に基づき中立公正な立場で独立して職権を行使する原子力規制委員会を設置し、もって国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資することを目的とする。」

---

原発は、運転により半減期 10 万年超で捨て場所未定の大量の高レベル放射性廃棄物をつくり出し、一旦過酷事故を起こすと福島事故のように、放射性物質による汚染のため人の住めない地域を創りだして、日本

社会を破滅させる技術です。原発を使用しない政府を作りましょう。それが選挙権を持つ者の後世代に対する責任ではないでしょうか。

## 福島第 2 原発の廃炉と使用済み核燃料貯蔵施設の設置

—日本の原発をすべて廃止するには—

(2019 年 8 月)

東京電力は、7 月 24 日、福島県知事に対して福島第 2 原発全 4 基の廃炉を正式に表明しました（京都新聞 7 月 25 日朝刊）。また同時に、敷地内に空冷式の使用済み核燃料貯蔵施設を新設する方針も伝えたとあります。この方針を地元の檜葉町、富岡町の両町長と内堀県知事が小早川東電社長と面会して受け入れるとの意向を伝えました（京都新聞 7 月 31 日朝刊）。これを受けて東電の取締役会は 31 日、福島第二原発全 4 基の廃炉を決定しました。

各原発施設の使用済み核燃料の貯蔵施設は、沸騰水型では格納容器の内部に、加圧水型では、補助建屋にそれぞれ設けられているので、いずれにしても廃炉計画では使用済み核燃料の搬出先を決めなければ、廃炉計画が原子力規制委員会に承認されません。廃炉が完結するまでには、使用済み核燃料は県外に搬出するとの東電側の明言を信じて地元自治体は貯蔵施設の設置を受け入れたと報じられています。

他方、報道によれば、両町にとって廃炉は歓迎すべきことではありますが、国からそ

れぞれの町に入る年間約 10 億円の交付金が徐々に減らされて 10 年後にはゼロになります。宮本皓一富岡町長は「交付金がなくなると町は立ち行かない」と危機感を隠さないそうです。しかし事故後に廃炉を主張してきた両町は、交付金無しでもやってゆく方策を今こそ町民を挙げて真剣に探る必要があるのではないのでしょうか。また、第一原発の事故で全町避難を余儀なくされた両町の財政健全化には国が責任を持って対処支援すべきでしょう。

よく知られているように使用済み核燃料は原発のアキレス腱的存在です。原発の運転開始以来半世紀近く経っても、使用済み核燃料から出る高レベル放射性廃棄物の最終処分地は決まっていません。それどころか、日本原燃（株）が 2 兆円を超える巨費を投じて 1993 年に始めた青森県六ヶ所村での使用済み核燃料再処理工場の建設は、25 年経過してもしゅん工することができません。そのために全原発施設には、一部イギリスやフランスの再処理事業者に依頼して再処理をして減量して来ましたが、それでもなお搬出再処理待ちの使用済み核燃料が、ウラン換算で総量 20000 トン近く貯蔵されています。

原発の運転を取りやめることは、高レベル放射性廃棄物の製造を中止することであり、社会の安全にとって重要な処置です。しかし、これまでに製造された半減期 10 万年超の多量の高レベル放射性物質を含む使用済み核燃料の保管廃棄は、人類史的課題であり、とりわけ小さな島国であり地震大国の日本にとっては、世紀をまたぐ数百年の時間単位で考えなければならない重要な社会問題です。すなわち日本に比べて人口密

度が小さく、広大な砂漠地帯のある米国やユーラシア大陸諸国とは異なり、人里離れて保管廃棄をする場所は、たとえ地下 300 メートルに地層処分をするにしても、それに適した場所が日本の国土には存在しないことは明白です。高レベル放射性廃棄物の最終処分地が決められない理由は、ただ一つこの事実につきると言えるでしょう。さらに、ウランとプルトニウムを分離製造する使用済み核燃料の再処理は、原発ゼロの社会にとっては無用の作業であり、再処理によるプルトニウム保有量の増加は、核兵器に絡む国際的な問題を派生させます。

したがって現状では、原発施設の原子炉を廃炉にするには、とりあえず施設内の使用済み核燃料の貯蔵施設を地上に新設して安全に保管廃棄をする以外、使用済み核燃料による被害を防ぎ安全を保つことは不可能に近いと言わなければなりません。

沸騰水型、加圧水型に限らず、原発の廃止に伴う廃炉では、各電力会社はその施設内に地上の使用済み核燃料貯蔵施設を設置して安全を確保する処置を講じる必要があると考えます。

そしてエネルギー施策として原発を位置づけ推進してきた国は、時間単位が数百年にわたる貯蔵施設の維持管理責任を負わなければなりません。理由は、維持管理費を消費するだけで利益を全く生まない施設を電力会社という民間企業が保有することは、企業の目的にそぐわず、かつ将来の長年月にわたる安全確保が保障されないからです。

廃炉とともに生じる使用済み核燃料の処理法として、この提案が原発ゼロ実現に役立つことを祈念して、この機会に繰り返して提案<sup>\*)</sup>します。

\*) “日本の原発をすべて廃止するには”，『日本の科学者』（2013）48 巻 11 号 44 頁

## 「老朽原発動かすな！キャンペーン協賛学習会」に参加して

(2019 年 10 月)

標記学習会が、10 月 5 日（土）の午後、ひと・まち交流館京都で開かれました。これは、“原発の電気はいらない署名@関西”が主催し、原子力市民委員会、原発動かすな！実行委員会@関西・福井、使い捨て時代を考える会及び大飯原発差止訴訟原告団の 4 団体が協賛するものでした。参加者は 61 名との報告でした。

「電力システム改革と原発延命政策」と題して大島堅一龍谷大学教授（原子力市民委員会座長）による 2 時間余りの講演がありました。

内容は、電力自由化など、電力システム改革に名を借りて、老朽原発をはじめとする原発の延命政策がすすめられている実情を、1) エネルギー政策の現状、2) 電力システム改革と新しい市場形成、3) 原子力関連の問題、4) まとめの 4 つの項目を挙げて、具体的な資料を基に解説するものでした。

エネルギーミックスを特徴の一つとする第 5 次エネルギー基本計画（2018）では、再生可能エネルギーを主力電源化するという方向を初めて打ち出してはいるが、他方では原子力政策に「安定的な事業環境の確立等」を取り入れて原発の延命策を一層進めようとしていることの指摘は参考になりました。「安定的な事業環境」とは、平たく言えば、原発事業を円滑に進められる環境整備のことです。これまでも「廃炉会計を改変」（2013）して、廃炉で原子炉が解体されてなくなるまでは炉の減価償却費を計上して電力料金に加算できるようにしたり、あるいは

「再処理等拠出金法」を制定（2016）して、使用済み核燃料再処理費用を電力会社が拠出する仕組みを構築したりしてきました。しかし、これからの延命策の特徴として、原子力人材・産業基盤の維持・強化、原子力損害賠償制度の改変（有限責任化）と電力システム改革へのビルトインすなわち「容量市場」・「非化石価値取引市場」の導入を挙げました。これらの詳しい内容はよく理解できませんでした。しかし、最後のまとめで興味深かったのは、全国紙 5 社が福島事故後に毎年行った読者アンケートによると、2017 年までの原発再稼働に対する賛成対反対の比率は 1：2 であるというデータでした。中でも保守層読者が多いと思われる産経新聞社はアンケートの度に再稼働反対が増えるので、2015 年でアンケート調査を打ち切ったとのこと。また「エネルギー政策の転換の基本原則は、環境の持続可能性の観点から政策を抜本的に見直すことである」との主張は、自分なりに納得のいくものでした。

質疑の後、吉田明生さん（事務局）から「競争で新電力が後退していく現状」の報告が行われ、全国で約 40 社ある「自治体新電力」が大手電力会社の様々な圧力により、苦境にある実態が資料とともに提示されました。他方、関電からの小口顧客離れは、2019 年 8 月末で 269.4 万件となり、小口顧客の 20% 余りに達しているが、まだまだ新電力のシェアは小さいとのことでした。

## 運転を再び差止められた伊方原発 3 号機

(2020 年 2 月)

広島高裁の野々上友之裁判長他 2 名の裁判官は 2017 年 12 月 13 日、阿蘇火山で巨大噴火が起きた場合、その火砕流が到達す

る危険性があるとして、伊方原発 3 号機の運転を 2018 年 9 月 30 日まで差止める仮処分を決定しました（以後、野々上決定とい

う.). しかし 2018 年 9 月 25 日, 同じ広島高裁の裁判官三木昌之(裁判長)他 2 名の裁判官は, 四国電力の即時抗告審でこの決定を取り消したので, 同機は再稼働されましたが, 現在は定期点検により運転を停止しています.

今回の広島高裁での運転差止めの仮処分決定は, 山口地裁岩国支部が原告らの運転差止仮処分申立てを却下した(原審)ので, これに対する即時抗告審が原審を取り消し, 同時に提訴された本訴の第一審判決が言い渡されるまでは伊方原発 3 号機を運転してはならないとしました. 抗告審を担当した裁判官森 一岳(裁判長), 鈴木雄輔および沖本尚紀の三氏は, 四国電力の安全対策を審査した原子力規制委員会の審査に不合理があるとして再び運転差止めの仮処分を決定しました(以後, 森決定という.). 同じ原発の安全性評価について裁判官によって違いが生じるのは何故か? これまでも大飯原発 3, 4 号機および高浜原発 3, 4 号機について同じことが起きています. 大飯・高浜両原発の裁判について, 裁判官の記した判決・決定文を詳細に検討してみると, その理由は, 電力会社の安全対策や原子力規制委員会の安全審査について, 裁判官が福島事故のような事故を二度と起こしてはならないとの観点から, また憲法の定める職権行使の規範に則り, 安全対策や安全性審査を検証するかどうかにかかっていることが判りました\*).

裁判官の職権行使の規範を定めた憲法第 76 条第 3 項には「すべて裁判官は, その良心に従ひ独立して職権を行ひ, この憲法及び法律にのみ拘束される.」と記されています. 「良心に従ひ独立して」の「良心」とは, 広辞苑(岩波書店, 第 8 版)によれば, 「何が善であり悪であるかを知らせ, 善をすすめる悪をしりぞける個人の道德意識.」とあります. また「独立して」とは, 当然他の権力からの独立と解すべきです. 裁判官は審理

にあたり, 自身の道德意識に従って事件における善と悪を見極め, 行政からも独立して, 判決を下さなければならないと憲法は定めているのです. その意味で森決定は, 一部分でも安全対策とその審査に不合理があると指摘したことにより, 憲法順守の立場を明快に示したと言えるでしょう.

今回の森決定について山口裁判弁護団は 4 項目にわたる声明を出しています\*\*\*) が, その中にこれまでにない表現が見られます. 声明の最初に担当裁判官 3 名の氏名を記し, 項目 3 に「上記 3 名の裁判官は, 双方の主張に真摯に向き合い, 疑問点を当事者にぶつけ, 証拠を丹念に検討して事実を認定し, 法律に基づき, 伊方原発 3 号機の危険性を認めた. 行政から独立した司法の役割を見事に果たしてくださった 3 名の裁判官に改めて敬意を表したい.

今後四国電力が申し立てる異議審を担当する裁判官らも, 上記 3 名の裁判官らが見事に果たしてくださったように, 決して行政の後を追って従うのではなく, 独立した司法としての役割を果たしていただくよう切に願う.」と記されています. 具体的に裁判官の氏名を挙げ「3 名の裁判官に改めて敬意を表したい.」というように, 弁護団が裁判官に対して敬意を表明するのは珍しいように思います. 前回(2017 年 12 月)の野々上決定の際に広島裁判弁護団の出した弁護団声明の第 2 項目の前半を原文のまま記すと「高等裁判所として現実に原発の運転禁止を命ずるのは, 史上初であり, また, 被爆地ヒロシマの裁判所においてこれ以上放射線による苦しむ人々を増やさない決定がなされた意義はひとまず大きい.」と決定についてその「意義はひとまず大きい」とは認めますが, 裁判官に「敬意を払う」表現はありませんでした.

司法判断に市民の関心と批判が求められるとの弁護士井戸謙一氏の主張(『日本の科学者』2020 年 1 月号の「ひろば」47 頁)に

応えるには、多くの住民の安全にかかわる原発裁判の場合には特に、「司法ムラの方言書式」で記された判決・決定における不当の問題点を原告ではない一般市民にも解かりやすく「標準語」で示し広めるという事が欠かせません。これは当該弁護団の仕事であり、市民の関心と批判を期待する以上、市民への広報の責任は重くかつその効果は大きいと思います。また、判決・決定を下すのは事件を担当した裁判官であり、司法判断

＊）“市民の目から見た福島後の原発民事裁判” 富田道男著、ウィンかもがわ出版（2019）

＊＊）伊方原発運転差止山口裁判弁護団のホームページより

（ア）弁護団声明

[https://saiban.hiroshima-net.org/yamaguchi/pdf/20200117\\_bengodan.pdf](https://saiban.hiroshima-net.org/yamaguchi/pdf/20200117_bengodan.pdf)

（イ）「決定」文入手先

[https://saiban.hiroshima-net.org/yamaguchi/pdf/20200117\\_kettei.pdf](https://saiban.hiroshima-net.org/yamaguchi/pdf/20200117_kettei.pdf)

に市民の関心と批判を求めるためには個々の事案に関する判断の当不当について、裁判官が職権行使規範に則り判断したかどうかについても検証して、裁判官に対する批判も市民に解かり易く示して広報することも当該弁護団の責務ではないでしょうか。判決・決定直後に弁護団が出すA4版2頁ほどの弁護団声明だけで済ましてはならないと思います

## 原子力発電（原発）からの撤退と使用済み核燃料の処理について

（2020年3月）

使用済み核燃料には、半減期10万年超の高レベルの放射性物質が含まれていることはよく知られている。使用済み核燃料を再処理してこれらの超長半減期の放射性物質を高レベル放射性廃棄物として分離して固形化し、地下深くに埋設する方針だけが決まっっていて、具体的に埋設する最終処分地は、原発運転開始から半世紀たった現在、まだ決めることができないでいる。いわゆる「核のゴミ」の捨て場も決めずに、原発を再稼働して「核のゴミ」生産を続けているのが現状であり、この状況は「トイレなきマンション」と例えられているように、原発運転の当初から多くの関係者の指摘するところであった。

危険なゴミの出ることが判っているのにその最終処分場も決めずに危険ゴミの生産を続けることは、社会通念上、許されない反社会的行為と言わなければならない。この点に関して、原発推進政策をとる現政府の不作为責任は厳しく追及されなければならない

ない。そしてまた、世論調査では“原発不要の国民的要求”の割合が5割を超えていることを政府が無視し続けることは許されないことである。我が国のエネルギー供給源から原発を排除して、早急にすべての原発施設を廃止にするべきである。

他方、脱原発を言うとは電力をどうするのかという異論が財界筋から出されるが、福島事故後しばらくすべての原発は止まった。しかし電力不足を何とか乗り切れた。この時の経験を生かして、政府・財界、特に電力会社は、多くの人たちが主張するように再生可能エネルギーの普及に積極的に注力するべきである。

現存する「核のゴミ」の最終処分場が決まるまでには様々な段階での国民的合意の形成が必要であり、かなりの時間を要するものと考えられる。この状況の下では、各原発の敷地内に多量に貯蔵されている使用済み核燃料を廃棄して安全に保管する方法、す

なわち「保管廃棄」の方法を決めなければならない。

東京電力は、2019 年 7 月、福島第二原発にある全 4 基の原子炉を廃炉にすることを決めたが、その際当該自治体との間で使用済み核燃料の貯蔵施設を別途設置する合意を取り付けている。現行の原子炉等規制法の下では核燃料を原子炉施設から取り除かなければ廃炉工程を進めることができないので、我が国のすべての原発の原子炉を廃炉にする場合にも、使用済み核燃料は福島第二原発のように「現地別途貯蔵方式」が現実的であろう。当時の報道によれば、東京電力は廃炉が完結するまでには使用済み核燃料を県外に搬出すると明言したとあるが、廃炉完結までに 30 年～40 年を要する事業においてこのような約束事を決める双方の考え方は市民を欺く方便でしかない。理由は、高レベル放射性廃棄物の最終処分地が決められないのと同様に、「核のゴミ」を引き取る自治体などまず無いと考えられるからである。

着工（1993 年）から 25 年を過ぎても稼働出来ない青森県六ヶ所村の再処理工場がたとえ稼働可能となっても、ウランとプルトニウムを分離する使用済み核燃料の再処理は行わず、そのまま冷却保管する「直接処分」として保管廃棄する方式を採るべきである。「非核三原則」を国是とする我が国が核兵器の原料となるプルトニウムの保有量をこれ以上増やさないためにも、使用済み核燃料の「再処理」ではなく、「直接処分」方式が、経費的にも安全性の面からも優れていることは論を俟たないであろう。すべての原発を廃止にして、使用済み核燃料の生産

及びその再処理を行わなければ、プルトニウムの保有量が増えることもない。

さらに核燃料をめぐる米国との関係も変化している。現在の“米国との原子力の平和的利用協力協定”（通称“日米原子力協定”）は、1988（昭 63）年 7 月に効力が発生しその有効期間は協定第 16 条第 1 項において 30 年とされている。それから 30 年が経過し、2018 年 7 月、改訂されることもなく最初の 30 年の有効期間を過ぎたので、同協定第 16 条第 2 項の規定<sup>\*)</sup>に基づき米国に文書通告をすれば、それから 6 か月後に協定の効力を消滅させることができる。福島事故当時、日米原子力協定はその有効期間内であり、政府は原発ゼロ政策を閣議決定することができなかった。しかし、同協定の効力の消滅が可能となった現在においては、原発ゼロ政策の実現を妨げる条約上の障壁を取り除くことができる。したがって、私たち国民が国政選挙を通じて原発ゼロ政策をとる政府を作りさえすれば、その政府は、“原発ゼロ”実現に向けて具体的計画を立てることができるようになっている。

なお、これまでに行われた使用済み核燃料の再処理により、日本が保有する分離されたプルトニウムの量は、2017 年時点で、再処理を委嘱した英仏に 37 トン在り、国内に保有する 10 トンと合わせて合計 47 トンに達している。これらは、日米原子力協定第 16 条 3 項<sup>\*\*)</sup>の取り決めにより、同協定終了後も効力の残る事項に基づき、米国の了承の下に米国に移管することが可能である。日本の原発施設において MOX 燃料として現有のプルトニウムを消費する必要は全くない

\*) “日米原子力協定”の正式名称は、「原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定（公式略称「米国との原子力の平和的利用協力協定」）」である。その第十六条の第 2 項には次のように書かれている。

「いずれの一方の当事国政府も、六か月前に他方の当事国政府に対して文書による通告を与えることにより、最初の三十年の期間の終わりに又はその後いつでもこの協定を終了させることができる。」

\*\*) 協定第十六条 3 には、「いかなる理由によるこの協定又はその下での協力の停止又は終了の後においても、第一条、第二条 4、第三条から第九条まで、第十一条、第十二条及び第十四条の規定は、適用可能な限り引き続き効力を有する。」とあり、第一条で定義された核物質を移管する手続きについては第二条の 4 に取り決めがある。

なお日米原子力協定の全文は、文部科学省のウェブサイト、

[https://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/science/anzenkakuho/micro\\_detail/\\_icsFiles/afieldfile/2009/04/23/s630702\\_05.pdf](https://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/anzenkakuho/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2009/04/23/s630702_05.pdf)

からダウンロードすることができる。

## 脱原発への道と日米原子力協定（条約）

(2020 年 7 月)

今から丁度 32 年前の 1988 年 7 月 16 日、それまでの「原子力の非軍事的利用協力協定 (1968 年締結)」に代わり、現在の日米原子力協定が発効した。協定の公式名称は「原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」\*) であり、16 ヶ条と付属書 A、B 及び「原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定に関する合意議事録及び同協定第 11 条に基づく両国政府の間の実施取極\*\*\*)」(以下「取決め」と言う。)並びに付属書 1 から付属書 5 の 31 頁からなるものである。条約第 5 号として 1987 (昭 62) 年 11 月 4 日に双方が署名し、1988 (昭 63) 年 7 月 16 日に発効した日米間の条約である。この協定の有効期間は、第 16 条第 1 項に 30 年間効力を有すると定められ、その後は、日米のどちらかが相手国に文書による通告をすれば 6 か月後に協定を終了させることが

できると定められている。報道\*\*\*)) によれば、協定の見直しをすることもなく 2018 年 7 月 16 日に 30 年の有効期限が来たので、その後は自動延長することで日米双方が合意したとある。

条約については、憲法第 98 条第 2 項に「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。」と定められている。したがって、2011 年 3 月に発生した福島事故により、政府は、脱原発実現のためにエネルギー政策の変更を試みたが、日米原子力協定による制約が効力を有していて、保有する核燃料やプルトニウムを期限を切って処分することは政府の一存で決められない状況にあった。それ故に脱原発のエネルギー政策を閣議決定することができなかったと推察される。では、条約による制約とはどのようなものかについて日米原子力協定に目を通して見た。

---

有効期間と終了手続きを定める第 16 条を参考までに以下に記す；

- 1 この協定は、両当事国政府が、この協定の効力発生のために必要なそれぞれの国内法上の手続を完了した旨を相互に通告する外交上の公文を交換した日の後 30 日目の日に効力を生ずる。この協定は、30 年間効力を有するものとし、その後は、2 の規定に従って終了する時まで効力を存続する。
- 2 いずれの一方の当事国政府も、6 箇月前に他方の当事国政府に対して文書による通告を与えることにより、最初の 30 年の期間の終わりに又はその後いつでもこの協定を終了させることができる。

- 3 いかなる理由によるこの協定又はその下での協力の停止又は終了の後においても、第1条、第2条4、第3条から第9条まで、第11条、第12条及び第14条の規定は、適用可能な限り引き続き効力を有する。
- 4 両当事国政府は、いずれか一方の当事国政府の要請に基づき、この協定を改正するかしないか又はこの協定に代わる新たな協定を締結するかしないかについて、相互に協議する。

この協定の驚くべき特徴は、上記の第16条第3項により、条項の大部分が協定終了後も「適用可能な限り引き続き効力を有する。」とされていることにある。核不拡散を前提にする協定なので核物質の処理が終わるまでは協定に効力を持たさなければならぬということであろう。

協定終了後も効力を有する条項は、第1条、第2条4、第3条から第9条まで、第11条、第12条、及び第14条の計12条である。これらの条項のうち脱原発への道に重要と思われるものは原文を「」でくくり、その他は概略を記すこととして、それぞれの条項は以下の通りである。

(1) 第1条は用語の定義であり、この協定で使用されている用語の定義が(a)から(j)までの10項目にわたり示されている。その項目だけを挙げると、(a)「両当事国政府」、(b)「者」、(c)「原子炉」、(d)「設備」、(e)「構成部分」、(f)「資材」、(g)「核物質」、(h)「高濃縮ウラン」、(i)「秘密資料」、(j)「機微な原子力技術」である。

(2) 第2条4では、「資材、核物質、設備及び構成部分が、次の場合にはこの協定の適用を受けないこととなるものとする。」として(a)、(b)および(c)の場合を定めている。中でも(b)核物質については、「(i)機関が、2に規定する日本国政府又はアメリカ合衆国と機関との間の協定中保障措置の終了に係る規定に従い、当該核物質が消耗したこと、保障措置の適用が相当とされるいかなる原子力活動にも使用することができないような態様で希釈されたこと又は實際上回収不可能となったことを決定した場合。た

だし、いずれか一方の当事国政府が機関の決定に関して異論を唱えるときは、当該異論について解決がされるまで、当該核物質は、この協定の適用を受ける。(ii)機関の決定がないときにおいても、当該核物質がこの協定の適用を受けないこととなることを両当事国政府が合意する場合」としている。

「機関」とは国際原子力機関(IAEA)の略称と協定前文で定義しているが、「保障措置」とは、「核兵器の不拡散に関する条約第3条1及び4の規定の実施に関する日本国政府とIAEAとの間の協定(保障措置協定)」における取り決めである。

我が国の脱原発への道程では(ii)の「合意する場合」の実現を図れば、核物質の処理をすることができるものと考えられる。

(3) 第3条では、「プルトニウム及びウラン233(照射を受けた燃料要素に含有されるプルトニウム及びウラン233を除く。)並びに高濃縮ウランであつて、この協定に基づいて移転され又はこの協定に基づいて移転された核物質若しくは設備において使用され若しくはその使用を通じて生産されたものは、両当事国政府が合意する施設においてのみ貯蔵される。」としている。ここで言う「両当事国政府が合意する施設」は、「取決め」の成立した1988年当時の施設について、「取決め」の付属書1～付属書4までに挙げてある。付属書1には再処理関連施設、付属書2にはプルトニウム関係の施設、付属書3に「第1条に係るその他の施設」として、軽水炉及びガス冷却炉の一覧表が、所有者の名称や施設名(原子炉番号)ならびに所在地を含めて、示されている。付

属書 4 には「いずれか一方の当事国政府の領域的管轄内にある計画又は建設中の施設であって必要とされる時点において附属書 1, 附属書 2 又は附属書 3 に追加されることが予定されるもの」が挙げてあり、その中に北海道電力の泊発電所 1, 2 号機と北陸電力の能登原子力発電所（現在の志賀原発の旧称）が挙げてある。この 2 件を付属書 3 のものと合わせると、9 電力会社の名と所有する原子炉施設が全て「両当事国政府が合意する施設」として挙げられたことになる。

使用済み核燃料は、本条の後半部分「協定に基づいて移転された核物質若しくは設備において使用され若しくはその使用を通じて生産されたもの」に該当する。よって、東京電力が福島第二原発の廃炉を決めるにあたり付属書の「合意する施設」の一つ当該原発の施設内に使用済み核燃料を貯蔵することとしたのは協定に沿った措置である。

(4) 第 4 条は、日米が合意すれば、原発を核物質と共に輸出することができるということを決めている。

(5) 第 5 条では、日米合意の下で使用済み核燃料の再処理ができることを決めている。

(6) 第 6 条では、ウラン 235 の濃縮が日米合意のもとに可能であるとしている。

(7) 第 7 条では、核物質や使用済み核燃料の防護の措置が付属書 B に定める「防護の水準」と同様の水準で維持されなければならないとしている。

(8) 第 8 条では、この協定の下での協力は、平和的目的に限って行い、核物質の軍事利用を禁止するとしている。

(9) 第 9 条では、第 8 条の軍事的利用の禁止規定の遵守を確保するための処置が定められている。

(10) 第 11 条では、第 3 条、第 4 条又は第 5 条の規定の適用を受ける活動を容易にするため、両当事国政府は、「取決め」を締結し誠実に履行することを定めている。

(11) 第 12 条では、いずれか一方の当事国政府が、この協定の効力発生後のいずれかの時点において、(a) 第 3 条から第 9 条まで若しくは第 11 条の規定若しくは第 14 条に規定する「仲裁裁判所」の決定に従わない場合又は (b) 国際原子力機関との保障措置協定を終了させ若しくはこれに対する重大な違反をする場合の処置が決められている。

(12) 第 14 条では、協定の解釈又は適用に関して問題が生じた場合に相互に協議することと定められ、解決できないときは「仲裁裁判所」を設置して解決を図り、「仲裁裁判所」の決定は両国政府を拘束するとしている。

現在の日米原子力協定というのは、これら上記の条項が協定終了後も「適用可能な限り引き続き効力を有する」すなわち、我が国が核物質を保有する限り、事実上協定の効力は無くならないというものである。

我が国が全ての原発を廃止する脱原発の道を進むには、保有する大量のプルトニウ

ムや使用済み核燃料を含む核物質の処理が不可欠であり、この処理には相応の日米交渉が必要となるであろう。そのためには、現協定に基づく日米間の協議を行い、核物質廃棄のみを目的とする新しい協定を締結する必要があるのではないだろうか。

\*) 協定の付属書を含む全文は、文部科学省の Web サイト；

[https://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/science/anzenkakuho/micro\\_detail/\\_icsFiles/afieldfile/2009/04/23/s630702\\_05.pdf](https://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/anzenkakuho/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2009/04/23/s630702_05.pdf)

からダウンロードすることができる。(2023 年 6 月確認)

\*\*) 昭和 63 年 7 月 2 日 (外務省告示第 355 号), 最終改正昭和 63 年 11 月 18 日 (外務省告示第 572 号)

\*\*\*) 京都新聞 2018 年 7 月 17 日の朝刊

## 北海道寿都町で起きた「核のゴミ」問題の教えること

(2020 年 9 月)

高レベル放射性廃棄物いわゆる「核のゴミ」は、再処理を委託した英仏で生じたものを引き取り、ガラス固化体として青森県六ヶ所村の日本原燃中間貯蔵所(容量 2,880 本)に保管されている\*)。

さらに、竣工を 25 回目の延期で 2022 年度上期とした再処理工場\*\*) が稼働して、19,000 トン\*\*\*)にも達している使用済み核燃料の再処理が始まると、「核のゴミ」は一気に増える。原発の運転を止めない限り、「核のゴミ」は際限なく増え続けるのである。その放射能が半減するまでに 10 万年を超える年月を要する「核のゴミ」の最終処分をどうするかの国民的議論の開始は、「核のゴミ処理、原発廃止か継続かの決着を付けてからにしろ!」との文言がネット上に見られるように、ゴミがこれ以上増えない、すなわち原発を止めない限り、世論が許さないであろう。増え続ける危険な「核のゴミ」を子や孫の代まで回収し続けて、故郷に残すことを承諾する地域住民はいないと思われるからである。

北海道の道漁業協同組合連合会(道漁連)が先月の 8 月 26 日、片岡春雄寿都町町長の最終処分地選定調査の受け入れ提案に対して、「断固反対」の抗議文を手渡したことが新聞やテレビで報道された。この事態は決して地域エゴと言われるものではない。「安全神話」の下で「電源三法交付金」をばら撒きながら、「核のゴミ」処理を先送りにして原発設置に邁進した政府の失政の「つけ回し」を、地域住民の将来の安全な暮らしのためにその「支払い」を拒否するよう求めただけ

である、これはエゴではなくて自らの暮らしを守る当然の権利であろう。

交付金に目が眩み、「原発を止めたくない」経済産業省の作成した「処分場適性マップ」などに惑わされてはならない。沖縄県辺野古の海の埋め立て許可の取り消しを求めて最高裁まで争った翁長雄志元沖縄県知事の言葉「住民の安全を図るのが地方自治の本旨である。」が思い出される。

「核のゴミ」の最終処分地選定の国民的議論は、上述のように「核のゴミ」がこれ以上増えない状況を作らない限り、始められないであろう。

「核のゴミ」をこれ以上増やさない唯一の方途は、原発の運転を終了させて、日米原子力協定 4\*)を終了させることである。そのためには、核拡散防止条約に加盟している日本が核兵器の素材となる核物質の拡散を防ぐために、プルトニウムや使用済み核燃料など、日米原子力協定により日本に移転された核物質及びそれにより生産された核物質を、使用済み核燃料と共に核保有国の米国に移管して日本から撤去するのが筋であり、「日本からの撤去」が協定終了の欠かせぬ要件である。間違っても日本の「使用済み核燃料貯蔵施設」を米国の管理下に置くことにしてはならない。これには困難が伴うであろうが、国民が相応の政権を選択する努力をすれば、日米原子力協定を終了させることができ、「核のゴミ」を増やすことはなくなる。現有する「核のゴミ」処理の国民的議論はそれからでも遅くはないと考える。

\*) 日本原燃の公式ウェブサイト、

<https://www.jnfl.co.jp/ja/business/about/hlw/summary/> より

\*\*) 2020 年 8 月 23 日付「しんぶん赤旗」

\*\*) 下記の電機事業連合会（電事連）のウェブサイト、

[https://www.fepec.or.jp/resource\\_sw/chozo.pdf](https://www.fepec.or.jp/resource_sw/chozo.pdf)

に 2020 年 3 月末の各原発施設における貯蔵量が示されている。

4 \*) 私のウェブサイト <http://web1.kcn.jp/decomings/> で協定の全文が閲覧できる。その第 16 条 3, 4 項に注目されたい。核拡散防止を前提に締結された協定は、その有効期間 30 年が過ぎても、終了通告だけでは協定を終了させることができないようにしてあるが、終了のための協議のできることが決めている。

## 原発再稼働を認めた自治体は 周辺自治体住民の原発事故被害に責任を負えるのか？

(2020 年 12 月, 2 編)

### その I) 老朽原発の稼働

京都新聞 11 月 27 日の朝刊に、「老朽原発の稼働」と題する社説が掲載されていた。社説には、「延長は例外のはずでは」との見出しが付けられている。そして冒頭で「安全への懸念を置き去りにしたまま再稼働させてはなるまい。」として、懸念を具体的に記している。法定の運転期間 40 年を過ぎた老朽原発について、「原発の心臓部の圧力容器の中性子による強度劣化を診断する技術は確立されていない。」こと、先月開かれた福井県原子力安全専門委員会の会合で「原子炉が熱変化に弱くなっていないかとの声上がり、委員長が現時点では安全性を評価できないとの見解を示した。」こと、これらはいずれも原子炉の内部の状況は「実際に検査することができない根本的な問題」に起因することを指摘している。また避難経路への住民の不安が解消されないままであり、「再稼働の条件が整っているとはいえない。」と結論付けている。そして「その結果、事故が起きれば、影響が及ぶ範囲は原発の地元にとどまらない。政府や再稼働に同意した立地自治体は、他地域の被害にまで責任を負えるのだろうか。」との批判的見解を述べている。この最後の批判的見解が私の意に叶うものだったので、この一文の起草を思い立った。

原子力規制委員会とは、規制基準に適合しているかどうかを審査するだけで、「政府御用達の専門家委員会」が決めた規制基準の当不当を検証・批判することは「自分たちの仕事ではない。」という組織である。田中俊一元同委員会委員長がいみじくも口にした言葉「適合したからと言って安全が保障されるわけではない。」が思い出される。

原子力規制委員会が老朽原発の再稼働をみとめたのは、基準に適合すると判断したのであって、安全を保障したわけではないということを知るべきである。

自分の身の安全は自分で守れという「自助」を主張する政権の下では、国民は身の安全を守るために「共助・公助」の下に結束して、これに対抗しなければならない。

そのために、再稼働に同意権のない周辺自治体住民は原発の再稼働に同意した自治体に対して、万一事故が起きれば、あなた方は「責任をもって被害賠償ができるのか!」、「放射能汚染で住めなくなった私たちの土地を元に戻せるのか!」、「放射能汚染で失った私たちの漁場を元に戻せるのか!」、「放射能汚染した私達の山林・農地を元に戻せるのか!」との怒りを大きな声で届けようではありませんか。

## そのⅡ) 大飯原発3, 4号機の運転を許可したのは違法である

大阪地裁の森 鍵一, 斎藤 毅, 豊臣亮輔の三裁判官は, 2020 年 12 月 4 日, 大飯原発 3, 4 号機の耐震設計における基準地震動の算定において, 規制基準の定める事項を無視しているとして, 規制基準に適合とした原子力規制委員会の判断は法律違反であるとの下に, 設置許可取り消しの判決を下した。

この判断に対して, 原告団, 弁護団がそれぞれ声明を出しているが, 両者とも, 上記三人の裁判官の判断の正当性を支持せずに裁判所という機関の判断についてのみ触れている。これは憲法第 76 条第 3 項に定める裁判官の職権行使の規範を無視する行為である。憲法には「すべて裁判官はその良心に従ひ独立して職権を行ひ, この憲法および法律にのみ拘束される。」と規定されており,

判決に対する批判は, この規範に則り行われたかどうかについてのみ行われるべきである。それをしないのは法曹界という「司法村」の憂慮すべき慣習の押し付けであると言えるであろう。

裁判官個人の判断を批判しないという憲法と相容れない手法は, 「馴れ合い」の慣習であると思われる。それは, 裁判官, 検事及び弁護士はいずれも最高裁判所の司法研修所の卒業生であり, 世に言う同窓生である。同窓生を批判することを「差し控える」のは美德なのかもしれないが, 裁判官の判断で人生を狂わされる市民は, 「司法村」という村社会の被害者に他ならない。「司法村」という市民社会から隔絶した権力によるこのような振る舞いは厳しく糾弾されて然るべきであると思う。「憲法を暮らしの中に生かす」ためにも。

## 3.11 からの 10 年, 将来世代に「負の遺産を作る」これからの 100 年

(2021 年 5)

### そのⅠ) 3.11 から 10 年の現状

世界でも例のない福島事故は, それまでの「原発安全神話」を打ち砕き, 原発の危険性を白日の下に晒した。そして 2021 年の調査<sup>1)</sup>では, 原発不要が国民の 6 割を超える多数意見となっている。

事故から 10 年の節目を迎え, 福島の状況はどう変化したのだろうか。特徴的な二つの事について以下にその概要を記す。

#### (1) 事故による環境汚染・住民の被害

(ア) 事故後 10 年経過しても, 原子力災害対策特別措置法第 15 条による「原子力緊急事態宣言」は解除できないのが現状である。環境省や自治体の除染作業により, 居住制限区域や避難指示解除準備区域で「人が住める」状態に回復したところもあるが, 浪江町, 双葉町, 大熊町の大部分は未だに人が住めない帰還困難区域のままである。「人が住

める」と言っても, 解除基準が年積算被ばく線量 20 mSv 以下という平常時の職業被ばくの基準に相当する被ばく量を適用しており, その値は公衆に対する国際基準「年 1 mSv」の 20 倍である。事故後, ICRP 勧告に沿った平常時の線量限度に関する 2007 年の規定適用を止めて, ICRP の原発事故等の非常事態における線量限度<sup>2)</sup>, 20 ~100 mSv/年を採用している。「原子力緊急事態宣言」下の現在, 平常時の規定は適用できない状態である。また, 汚染土壌の表層 5 cm を削り取ったものやその他の汚染物を詰めた多数のフレコンバッグが現地の仮置き場に残されたままである。環境省の除染情報<sup>3)</sup>によると, 2021 年 2 月時点で 295 か所の仮置場が福島県内に残されている。

(イ) 原発事故による県外への避難者は、復興庁発表では2021年3月10日現在、28,372人となっている。

## (2) 事故炉の処理

福島事故の前は、運転を終了した炉の解体処理を「廃炉」と呼んでいたが、事故後はこれを「廃止措置」と呼び、事故炉の処理を「廃炉」と呼んで「事故」という文言を避けている。

廃炉・汚染水対策関係閣僚等会議（以下、閣僚等会議という）が2019年に改訂した東京電力（TEPCO）の「福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」（以下、2019ロードマップという）によれば、高放射線量で作業者が原子炉に近寄れない箇所の作業は、ロボットを利用する計画が進められている。事故後10年経過してようやくロボットによる作業が具体的になった。

### (2-1) 燃料デブリ（以下、デブリという）の処理

前回の閣僚等会議（2017年9月）で決められたデブリ取り出し方針は、

① 取り出しを進める中で得られる情報・経験に基づき柔軟に対処する。ステップ・バイ・ステップのアプローチ、② 現場における他の工事等との調整を行い総合的な計画として進める、③ 格納容器底部には横から、圧力容器内部には上部からなど各号機ごとに複数工法を組み合わせる、④ 現時点では冠水工法は技術的難度が高いので実現性の高い気中工法に軸足を置いて取り組む、⑤ 格納容器底部に横からアクセスするデブリ取り出しの先行である。

上記方針の下で、10年経過してようやくロボットがデブリに触れることができるようになった。この方針を引き継いだ2019ロードマップでは、2号機から作業を始めて、デブリを少しずつ取り出し、デブリの加工も考慮に入れながら進め、取り出したデブ

リは容器に収納の上、福島第一原発の施設内に整備する保管施設において乾式保管を行う予定としている。いずれにしても手探り状態で取り出しに関わる技術の開発・研究を進めながらの困難な作業である。

取り出したデブリの処理・処分方法は、デブリの性状の分析を基に2019ロードマップの第3期すなわち、2号機のデブリ取り出し開始から廃炉作業終了までの期間に決定するとしている。目標は取り出し開始から30～40年後としている。デブリの取り出し片を収納する容器、保管する施設が整っていないなければならないことを勘案すると、2019ロードマップで予定されているデブリ取り出しの開始は、2021年より大幅に遅れると想定される。それに伴い廃炉終了時期も遅れて、2050年以降になると想定される。手探り状態での廃炉作業であり、終了時期の目標は、単なる希望的予測に過ぎないと言えるであろう。

### (2-2) 汚染水処理

デブリの冷却に使用した汚染水は、多核種除去装置（ALPS）を使用して放射性核種を取り除いたのち、流入地下水・雨水分（～150m<sup>3</sup>/日）を貯蔵タンクに貯蔵している。その貯蔵タンクが1000基を超え、貯蔵量は125万m<sup>3</sup>を超えて、2022年末にはタンク増設の余地がなくなると東電は主張している<sup>4)</sup>。

これを受けて政府は、「ALPS処理水」を「トリチウム以外の核種について、環境放出の際の規制基準を満たす水」と定義し、第5回閣僚等会議（2021年4月13日）を「廃炉・汚染水・処理水関係閣僚等会議」と名称変更して、貯蔵している汚染水を、2年後を目途にして海洋放出することを決めた。この決定は、全漁連や福島漁連など各方面の反対意見を見做すものである。さらに、上記の閣僚等会議の了承した2019ロードマップの基本原則の一つ「・・・、地域及び国民の皆様の御理解をいただきながら進めていく」

にも反するものであり、「約束不履行」との政府に対する非難は免れ得ない。

ALPS で処理したタンク中の処理水の 7 割には、トリチウムを含め数種類の放射性核種が残っている<sup>5)</sup>。これらの核種を ALPS で環境基準値以下に再処理したのち、希釈して海洋放出する方針としている。一般の原発から放出されている「処理水」は、燃料に直接接触したことの無い水なので、デブリ冷却水に含まれるような超長半減期の放射性核種は含まれていない。自然には存在しないこれらの核種を「環境基準値以下に再処理」したからと言って「一般の原発で放出している」ように放出すると言うごまかしは許されない。

東電が行う 2019 ロードマップの汚染水対策は、第 1 回閣僚等会議（2013 年）で決定した汚染水問題に関する 3 つの基本方針、すなわち、① 汚染源を取り除く、② 汚染源に水を近づけない、③ 汚染水を漏らさない、の下に対策を進めてきているとしているが、汚染水を増やさないために重要な方針は、② 汚染源に水を近づけない、に基づくものである。

汚染源に地下水を近づけないための対策として、サブドレインや陸側遮水壁等を設けて、建屋周辺の地下水を安定的に制御するとしている。また雨水浸透防止対策として敷地舗装に取り組み、2023 年度内に 1～4 号機の陸側遮水壁内側の 5 割程度の敷地舗装を完了し、その後も残りのエリアの敷地舗装を進め、この取り組みにより、2020 年以内に汚染水発生量を 150m<sup>3</sup>/日、2025 年以内に 100m<sup>3</sup>/日以下に抑制することを目指すとし

## そのⅡ） 将来世代に「負の遺産を作る」これからの 100 年

国民多数が望む「原発のない日本の実現」、すなわち「原子力発電から撤退をする（以下、脱原発という）ために何を為すべきかについて考えてみよう。

ている。しかし 2021 年になって汚染水が減量したとの報告は見当たらない。

### （3）2019 ロードマップ（工程）に対する批判

原子力市民委員会<sup>6)</sup>は、工程のデブリの処理と汚染水処理に関して概略右記のような対案を示している。

デブリ取出しをせずに、建屋を囲む密閉した建造物を別途に設ける。デブリ冷却法を汚染水の生じる水冷から空冷に切り替えて、発熱量・放射能が減衰するまで、そのまま燃料「デブリ長期遮蔽管理」<sup>7)</sup>を行うというものである。要するに「現地保存方式」の提案である。デブリの取り出しには、その作業・運搬・保管において多様なリスクが想定される。これを回避する為に、工程に予定されている施設内保管をするのと同様の長期間にわたり保管する「長期遮蔽管理」方式がより安全性に優れているとの提案である。

汚染水対策でも、現在の小さなタンクではなく、石油貯蔵で実績のある大型タンクを施設内の資材置き場に行っている場所に設置することや汚染水をモルタル固化して貯蔵する方式を採用して、汚染水の海洋放出を避けるべきであると提言している。

これらの提案は、手探りで進める 2019 ロードマップに比して、放射能と崩壊熱の低減するのを待つという自然法則に従う、より安全な方法として優れていると考えられる。

これからの廃炉工程が 2019 ロードマップでの見込み通りに、デブリの取り出しから 30～40 年で終わるかどうかは、希望的見込みに過ぎないというのが現状と言うべきであろう。

### （1）高レベル放射性廃棄物<sup>8)</sup>（以下、高レベル廃棄物という）の最終処分

北海道の寿都町が「特定放射性廃棄物の処分に関する法律（以下、特廃法という）」に基づく「原子力発電環境整備機構（NUMO）」の提起している高レベル廃棄物最終処分場募集

に応募したことにより、全国的に高レベル廃棄物の問題に関心が寄せられている。

高レベル廃棄物は原子力発電から生じる半減期 10 万年以上の放射性物質を多量に含む高線量の「核のゴミ」である。この「核のゴミ」処分のために 2000 年に特廃法が制定され、これにより高レベル廃棄物は、300 メートルより深い地層に埋設することが決められている。日本の商業用発電炉の営業運転が 1970 年から始まっているが、特廃法制定は運転開始より 30 年も遅い。我々が直面する最終処分問題は、必ず発生する「核のゴミ」の最終処分方法決定を先送りにしたまま原発建設を進めた日本のエネルギー政策に起因する困難である。

日本には英仏に委託して行った再処理により、大量の高レベル廃棄物が、ガラス固化体として日本原燃六ヶ所村の高レベル廃棄物貯蔵管理センター（中間貯蔵施設）に既に存在している。この「核のゴミ」を増やさないためには、再処理を行わず、何よりも再処理の材料となる使用済み核燃料の生産を停止、すなわち全ての原発の運転を停止することが必要である。「核のゴミ」は、100 年はおろか 1000 年単位の年月にわたり、日本列島のどこかで何世代にもわたり存在する負の遺産である。その処分方法は国民的合意の下に行われなければならないであろう。合意形成のための議論は、原発の運転を止めて高レベル廃棄物の生産を終了させ総量確定ができてからでなければ始められない性格の事案であると考ええる。

超長期の半減期を有する大量の「核のゴミ」を深地層に埋設する処分方法は、日本には不適切である。地球規模でみても日本は、太平洋プレート・ユーラシアプレートなど 4 つのプレート境界に立地している地震大国と言われる島国であり、しかも山地と火山地域が国土の大部分を占めている<sup>9)</sup>。また日本は、将来にわたり安全の保障ができる深地層に関する科学的知見を有していない。

従って特廃法第 2 条第 2 項の趣旨に適合する埋設処分の可能な場所は、日本には存在しないというのが実態であろう。このような事情の下で我々にできることは、埋設処分ではなく、取り出し可能な処分法を採用して、将来の世代にも「核のゴミ」の状況を知る権利を保障し、負の遺産として継承してもらう以外に彼らの安全を保障する方法はないと考えられる。

高レベル廃棄物を深地層埋設処分とする根拠は、人間社会からの隔離と後世代にその管理責任を負わせないことに在ると言われている。しかし、この処分方法は、自国内で核実験ができて人里離れた広大な砂漠地帯を持つ国または地震のない国でのみ可能な処分方法である。狭い国土と地殻変動すなわち地震の大国日本には、埋設ではなく、状態把握のできる取り出し可能な状態での保管が合理的な処分法であろう。

（2）日本の全原発の運転を停止して解体すること

全原発の運転を停止する為にまず実現すべきは、世論調査で 6 割を占める原発不要意見を背景にして、脱原発をエネルギー政策とする政府を実現させることである。その政府の下で、原発ゼロ・自然エネルギー推進連盟（原自連）<sup>10)</sup> が 2018 年に衆議院に提出した原発ゼロ基本法案を審議・成立させることである。この法案は、法成立後 5 年以内に全ての原発の運転を停止させ、自然エネルギーの普及に力を注ぎまた消費電力を年 10% の割合で削減する等としている。

全原発の運転を停止した後、原発施設を解体する。1 機の解体作業には約 30 年を要するとされている。また解体のためには、原子炉から燃料を取り出し移動しなければならないので、施設内に燃料貯蔵施設を別途新設して核燃料を使用済み核燃料と共に貯蔵しておく。すなわち原発解体後も核燃料・使用済み核燃料は、各原発施設に貯蔵しておくという提案である。使用済み核燃料は、

上記の高レベル廃棄物の元となるものであり、その最終処分は、国民的合意が得られるまで、安全に配慮して、原発のあった場所に保管しておくことが適切である。

### (3) 再処理施設の解体処分

原発を運転しないので、燃料は不要となる。従って MOX 燃料を製造する必要がないので核燃料製造施設を含む再処理施設は、不要となり、解体する。再処理技術は、日米原子力協定（以下、協定という）において「公衆が入手することができない資料」の一つに指定されており、使用しない再処理施設は解体しなければならない。

### (4) 協定を終了させる

現在の協定は、1988 年に改訂された新規の条約であり、締結から 30 年経過した最初の有効期限 2018 年に自動延長されたものである。協定の下では、核燃料、プルトニウム

などの核物質や再処理施設が日本にある限り、最初の有効期間 30 年が過ぎても協定を実質的に終了させることができない仕組みになっている。核不拡散条約締約国である日本は、協定の下では核物質の出納管理と国際原子力委員会 (IAEA) の査察受け入れが義務付けられている。

原発から撤退する日本は、不要となったプルトニウムやその原料となる使用済み核燃料を核保有国へ移動させ、日本から撤去することが核不拡散条約締約国としての責務であると考ええる。経費を要するとしても移動は行われなければならない。

プルトニウムなど核物質と再処理工場がなくなった時点で、核兵器製造と核拡散の可能性が消滅するので、現行の協定を終了させることができる。

1) テレビ朝日 (2021 年 2 月 13, 14 日) <https://www.tv-asahi.co.jp/hst/poll/202102/>

2) 国際放射線防護委員会 (ICRP) は、原子力発電所事故に伴う住民避難目安の放射線被ばく線量に関して、年 20mSv～100mSv の範囲で、各国政府が状況に応じて適切に設定することを提唱している。日本政府は、福島事故に伴う緊急時被ばく状況において、次の 3 つの避難区域を指定し、住民に対し避難指示を行った。

帰還困難区域：放射線の年間積算線量が 50 mSv を超え、5 年間を経過しても年間積算線量が 20 mSv を下回らないおそれのある地域

居住制限区域：放射線の年間積算線量が 20 mSv を超えるおそれがあり、引き続き避難の継続を求める地域

避難指示解除準備区域：放射線の年間積算線量が 20 mSv 以下となることが確実であると確認された地域

3) 「データで見る福島再生」[http://josen.env.go.jp/plaza/info/data/pdf/data\\_2104\\_03.pdf](http://josen.env.go.jp/plaza/info/data/pdf/data_2104_03.pdf)

4) 東電 <https://www.tepco.co.jp/decommission/progress/watertreatment/>

5) ALPS 処理水について (経済産業省 2020 年 7 月)

<https://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/osensuitaisaku/pdf/2020/20200701a1.pdf>

6) 原子力市民委員会 <http://www.ccne-japan.com/>

7) 「長期遮蔽管理」 [http://www.ccne-japan.com/CCNE\\_specialreport8.pdf](http://www.ccne-japan.com/CCNE_specialreport8.pdf)

8) 特廃法の定義する第一種特定放射性廃棄物のことで、ガラス固化体として日本原燃六ヶ所村の中間貯蔵施設に貯蔵されている。

9) 理科年表 2021 (丸善出版, 2020) pp834-835

10) 原発ゼロ・自然エネルギー推進連盟 <http://genjiren.com/>

上記資料の全ての URL は、2023 年 6 月に確認した。

## 日本の原子力発電事業を規制する国際条約と日米原子力協定 — 原発からの撤退に向けて —

(2021 年 10 月)

我が国の原子力発電事業（以下、原発事業という）は、1955 年、日米原子力協定を締結して米国から濃縮ウランの提供を受け、原子炉の研究開発を進めることから始められた<sup>1)</sup>。

### 1. 原子力国際機関の設置

第二次世界大戦終了後、原子力の平和的利用の国際的機運が高まり、1953 年のアイゼンハワー米国大統領の国連における提案を契機として、国連全加盟国が原子力国際機関の設立に同意した。これを受けて国連は、原子力の平和利用に関する「第一回ジュネーブ会議（1955 年）」を開催し、国際機関設立の準備を進めた<sup>2)</sup>。我が国は、18 か国から成る国際原子力機関憲章会議に加わり国際機関の設立にかかわった。国際原子力機関（International Atomic Energy Agency 以下、IAEA という）は、1957 年の第 1 回総会において本部をオーストリアの首都ウィーンに置くことにして発足した。加盟国は、総会時の 59 か国から 2020 年には 172 か国になっている。我が国は、原加盟国として IAEA の意思決定を行う理事会の指定理事国<sup>3)</sup>である。

IAEA の目的は、「原子力の平和的利用を促進するとともに、原子力が平和的利用から軍事的利用に転用されることを防止することを目的とする。」としており、これに加盟した核兵器を保有しない非核兵器国は、IAEA との間で保障措置協定を締結することが義務付けられている<sup>4)</sup>。IAEA の保障措置協定とは、原子力が平和的利用から核兵器製造等の軍事的目的に転用されないことを確保することを目的として、IAEA 憲章に基づき、IAEA が当該国の原子力活動について実施する査察を含む検認制度を規定する協定である。我が国の締結する保障措置協定は、「包括的保障措置協定」と呼ばれている

もので、当該国の平和的な原子力活動に係るすべての核物質を対象とした保障措置協定である。

### 2. 核兵器不拡散条約と新しい日米原子力協定の締結

その後我が国は、発電用原子炉を輸入して原発事業を進める政策を採ったので、1990 年代には稼働する発電用原子炉施設（以後、原発と言う）が 54 基に達していた。その間、国連の核兵器不拡散条約（以下、条約という）を 1976 年に批准し、1977 年の発効により条約の締約国となった。我が国の原発事業は、条約を前提として 1988 年に更新締結された日米原子力協定<sup>5)</sup>（以下、協定という）の規制を受けて運営されている。協定は、「原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定並びに付属書 A 及び B」と「原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定に関する合意議事録」及び「協定第 11 条に基づく両国政府の間の実施取極（以下、実施取決めという）」の 3 部で構成されている。従って、原発事業からの撤退は、憲法第 98 条第 2 項に基づき、これらの条約・協定を順守するとの立場の下で行われなければならない状況にある。

我が国の原発事業に対する条約上の「核兵器不拡散の縛り」は協定条文最後の第 16 条により行われている。第 16 条には以下「」内の 4 項目が記されている；

「1 この協定は、両当事国政府が、この協定の効力発生のために必要なそれぞれの国内法上の手続を完了した旨を相互に通告する外交上の公文を交換した日の後 30 日目の日に効力を生ずる。この協定は、30 年間効力を有するものとし、その後は、2 の規定に従って終了する時まで効力を存続する。

2 いずれの一方の当事国政府も、6箇月前に他方の当事国政府に対して文書による通告を与えることにより、最初の30年の期間の終わりに又はその後いつでもこの協定を終了させることができる。

3 いかなる理由によるこの協定又はその下での協力の停止又は終了の後においても、第1条、第2条4、第3条から第9条まで、第11条、第12条及び第14条の規定は、適用可能な限り引き続き効力を有する。

4 両当事国政府は、いずれか一方の当事国政府の要請に基づき、この協定を改正するかしないか又はこの協定に代わる新たな協定を締結するかしないかについて、相互に協議する。」

問題の縛りは第3項目に在りそこでは、「いかなる理由によるこの協定又はその下での協力の停止又は終了の後においても、第1条、第2条4、第3条から第9条まで、第11条、第12条及び第14条の規定は、適用可能な限り引き続き効力を有する。」とされている。16個の条文の12個は、協定終了後も「適用可能な限り引き続き効力を有する」とされ、「適用可能な限り」事実上協定は終了できないことになっている。

協定が原発事業の継続を目的として締結された経緯から、原発事業からの撤退は核兵器不拡散を前提として行われなければならないことを意味している。そのためには原発事業に係る「適用可能」なものを我が国から撤去する必要がある、撤去する必要があるものを明らかにするために、第1条、第3条及び第5条から関連する事項を拾い出して以下に記す。

### 3. 我が国から撤去する必要がある原発事業に係るもの

(1) 第1条は協定で使用する用語の定義が記してある。その中の撤去に該当するものを挙げる。定義された用語を『』で示す。

(1)-1) 『原子炉』とは、ウラン、プルトニウム若しくはトリウム又はその組合せ

を使用することにより自己維持的核分裂連鎖反応がその中で維持される装置と定義しており、発電用原子炉が対象になる。

(1)-2) 『設備』とは、原子炉の完成品及び原子炉压力容器、燃料交換機、制御棒、一次冷却材ポンプ等としている。我が国の原発がこの設備に相当するので、我が国に原発がある限り、「適用可能」であるということになる。

(1)-3) 『核物質』を『原料物質』及び『特殊核分裂性物質』に分けて定義している。それぞれの定義は、『原料物質』とは、(ア) ウランの同位元素の天然の混合率から成るウラン、(イ) 同位元素ウラン235の劣化ウラン、(ウ) トリウム、(エ) 金属、合金、化合物又は高含有物の形状において前記のいずれかの物質を含有する物質、(オ) 他の物質であって両当事国政府により合意される含有率において前記の物質の1又は2以上を含有するもの、(カ) 両当事国政府により合意されるその他の物質、と6種類に分類されている。『特殊核分裂性物質』は、(キ) プルトニウム、(ク) ウラン233、(ケ) 同位元素ウラン233又は235の濃縮ウラン、(コ) 前記の物質の1又は2以上を含有する物質、(サ) 両当事国政府により合意されるその他の物質、の5種類に分類されている。『核物質』は原発の燃料として使用する。従って原発の燃料がある限り「適用可能」となる。

(1)-4) 『機微な原子力技術』とは、「公衆が入手することのできない資料であって濃縮施設、再処理施設又は重水生産施設の設計、建設、製作、運転又は保守に係る重要なもの及び両当事国政府の合意により指定されるその他の資料をいう」と定義されている。これによれば、再処理施設の設計・運転・保守に係る重要なものは「公衆が入手することのできない資料」とされ、我が国に濃縮施設・再処理施設がある限り「適用可能」であるということになる。

(2) 第3条は、「プルトニウム及びウラン 233 (照射を受けた燃料要素に含有されるプルトニウム及びウラン 233 を除く.) 並びに高濃縮ウランであつて、この協定に基づいて移転され又はこの協定に基づいて移転された核物質若しくは設備において使用され若しくはその使用を通じて生産されたものは、両当事国政府が合意する施設においてのみ貯蔵される。」と記され、核物質の貯蔵施設を限定する規定である。ここでいう両当事国政府が合意する施設とは、第11条に基づき日米間で締結された「実施取決め」の付属書1から付属書4に施設の具体名を挙げて指定されている。付属書1には再処理施設が、英仏の施設を含めて指定され、付属書2にはプルトニウムのおかれる施設として、高速増殖炉「常陽」、美浜1号機などが指定され、また各電力会社の当時の原発施設は付属書3に指定されている。

「実施取決め」の第2条には、付属書の内容は、両国の文書による合意の下に、「実施取決め」を修正することなく加除できるとしている。東電と日本原電の共同出資会社「リサイクル燃料貯蔵(株)」が2013年8月に青森県むつ市に設置した使用済み核燃料の中間貯蔵施設は、付属書に追加された施設の一例である。

上述のように各原発施設が核物質の貯蔵施設に指定されているので、原発がある限り第3条は「適用可能」ということになる。

(3) 第5条に係るもの

以下「 」内の2項目から成っている；

「1 この協定に基づいて移転された核物質及びこの協定に基づいて移転された資材、核物質若しくは設備において使用され又はその使用を通じて生産された特殊核分裂性物質は、両当事国政府が合意する場合には、再処理することができる。

2 プルトニウム、ウラン233、高濃縮ウラン及び照射を受けた物質であつて、この協定に基づいて移転され又はこの協定に基

づいて移転された資材、核物質若しくは設備において使用され若しくはその使用を通じて生産されたものは、照射により形状又は内容を変更することができるものとし、また、両当事国政府が合意する場合には、照射以外の方法で形状又は内容を変更することができる。」

第1項は、日米の合意の下に使用済み核燃料の再処理ができることを規定している。従って、我が国に再処理施設がある限り、第5条は「適用可能」であるということになる。

上記の協定の検証から我が国が核不拡散を前提として原発事業から撤退する際に、運転停止後の核物質及びこれに関連する施設の適切な処理が必要となることは明らかである。

#### 4. 「撤退シナリオ」の策定

そのために原発事業から撤退する工程、すなわち「撤退シナリオ」の策定が必要になる。その1例として原発ゼロ・自然エネルギー推進連盟が作成し2018年3月、野党代表6名の議員により衆議院に提出された原発ゼロ基本法案<sup>6)</sup>(以下、基本法案という)がある。しかし、付託された衆議院の経済産業委員会は、第204国会<sup>7)</sup>(2021年3月～6月)まで、基本法案を「閉会中審査」とすることを決めて、審議していない。従って「撤退シナリオ」を進めるには、原発ゼロ実現をエネルギー政策とする政府(以下、脱原発政府という)の実現が必要である。

脱原発政府の下で法案を審議成立させ「撤退シナリオ」を策定することができる。

「撤退シナリオ」に取り入れるべき基本的な事項として、(1) 全原発運転停止の期限を定めること、(2) 使用済み核燃料の再処理を行わないこと、(3) MOX 燃料など核燃料の製造施設並びに再処理施設を廃止・解体すること、(4) プルトニウム、濃縮ウラン及び使用済み核燃料などの協定上の特殊核分裂性物質は全て条約上の核兵器国米国に引き渡すこと、の4項目は欠かせない。特

に（４）の事項は、日本が非核兵器国として条約に加盟しており、また使用目的を失った特殊核分裂性物質を将来世代にわたり安全に埋設保管できる場所が、広大な砂漠地帯のある大陸諸国や地震の無い国と異なり、地震大国日本には存在しないと考えられることから、核保有国に引き渡すことが条約上の責務であると考ええる。

#### 5. 高レベル放射性廃棄物の国内保管

使用済み核燃料の再処理により生成する高レベル放射性廃棄物（以下、高レ廃棄物という）は、核爆発のエネルギーを利用する核兵器には転用できないので、協定により条約の対象外である。従って日本国内で保管しなければならない。現有の高レ廃棄物は、英仏の再処理業者への委託処理により発生したもので、ガラス固化体に加工し円筒状ステンレス容器に収納されている。英仏から返還されたものは、青森県六ヶ所村にある日本原燃（株）の中間貯蔵施設「高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター<sup>8)</sup>」に貯蔵されている。

国内での保管は、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（2000 年制定）」により、最終処分として地下 300 メートルより深い地層に埋設して行うことを決めている。そして最終処分に関する基本方針（2015 閣議決定）では、高レ廃棄物に『含まれる物質を長期にわたって固定する天然の働きを備えた地層（天然バリア）とを組み合わせることによって、特定放射性廃棄物を人間環境から隔離し、安全性を確保する「多重バリアシステム」により実施するものとする。』としている。

しかし日本列島は、太平洋プレートなど 4 つのプレートの接する位置にあり、地層の変動による地震の多発する島国である。この地に「長期にわたって、固定する天然の働きを備えた地層」の存在を確認する手段を我々は有していない。従って、埋設ではなく、将来世代が自ら安全の確保ができるように取り出し可能な処分を実施するべきである。「撤退シナリオ」は、そのための法整備を含むものでなければならない

1) JSaE マガジン No. 3 「原子力発電導入の歴史と撤退に向けて」

[https://jsa.gr.jp/04pub/booklet/2012111001\\_preface.html](https://jsa.gr.jp/04pub/booklet/2012111001_preface.html)

2) 原子力百科事典 ATOMICA

[https://atomica.jaea.go.jp/data/detail/dat\\_detail\\_16-03-01-03.html](https://atomica.jaea.go.jp/data/detail/dat_detail_16-03-01-03.html) より

3) 外交白書

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hakusyo/02\\_hakusho/ODA2002/html/siryo/sr3320015.htm](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hakusyo/02_hakusho/ODA2002/html/siryo/sr3320015.htm)

4) IAEA 保障措置協定

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/atom/iaea/kyoutei.html>

5) 経産省にある以下の URL から協定のファイルを取得できる

[https://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/science/anzenkakuho/micro\\_detail/\\_icsFiles/fieldfile/2009/04/23/s630702\\_05.pdf](https://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/anzenkakuho/micro_detail/_icsFiles/fieldfile/2009/04/23/s630702_05.pdf)

6) 原発ゼロ・自然エネルギー推進連盟提出の法案は、参議院の議案情報から入手

<https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/196/pdf/t051960071960.pdf>

7) 衆議院の立法情報ホームページより

[https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\\_kaigiroku.nsf/html/kaigiroku/0098\\_1.htm](https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kaigiroku.nsf/html/kaigiroku/0098_1.htm)

8) 日本原燃(株) <https://www.jnfl.co.jp/ja/business/about/hlw/summary/>

この施設の返還廃棄物貯蔵容量は、ガラス固化体 2,880 本と記されている。

## プルトニウム (Pu)・使用済み核燃料の処分に関する国際動向

### — 日本の脱原発の道を探る —

(2022 年 2 月 12)

昨年 12 月 18, 19 日の二日間にわたり「増え続けるプルトニウムと六ヶ所再処理工場—核燃料サイクルの現実と東アジアの安全保障」<sup>1)</sup>と題する催しが通訳付きのリモート(有料)参加で行われた。主催者は「新外交イニシアチブ<sup>2)</sup>(New Diplomacy Initiative)」という民間のシンクタンク<sup>2)</sup>である。

初日の第Ⅰ部では、「核燃料サイクルの現実—英独の経験と六ヶ所再処理工場」というテーマで、日・英・独の現状についての報告が行われた。翌日の第Ⅱ部では、「増える Pu と東アジアの安全保障」と題して米、中、韓の報告があり、日本からは鈴木達治郎氏(長崎大学核兵器廃絶研究センター<sup>3)</sup>(RECNA))による「日本のプルトニウム政策: 出口なき迷走」の報告が行われた。各報告の中で、英国とドイツが原発の使用済み核燃料の再処理を中止したことや米国の報告の中で専門家たちの中には日本が東アジアのプルトニウム問題のリーダーになり得るとの意見があることの紹介の他に、日本からの第Ⅰ部と第Ⅱ部の報告が興味深いものであった。

第Ⅰ部の飯田哲也氏(環境エネルギー政策研究所)の報告「核燃料サイクル国際評価ハネル(ICRC<sup>4)</sup>)から 16 年後の再レビュー: 何が変わり、何が変わらなかったか」では、2004 年ごろには使用済み核燃料の再処理をやめようという機運が政府関係者や東京電力の勝俣社長にもあったが、日本の「潜在的核兵器保有」を目指す隠然たる勢力の抵抗があり、2005 年の原子力政策大綱で再処理路線が継続されたこと、また福島事故後、ゼロからの見直しが行われた原子力政策でも、

結局全量再処理政策は変わらず、再処理施設建設を止めるには至らず、当時の民主党政権の脱原発政策は実らずに終わったことが報告された。

第Ⅱ部の鈴木達治郎氏による「日本のプルトニウム政策: 出口なき迷走」の報告で、使用済み核燃料再処理によりウランと Pu を回収し再利用する日本の核燃料サイクルの中で、「ウラン濃縮」と「再処理」は核兵器製造能力に直結するので、核不拡散・セキュリティの観点から極めて機微な技術<sup>5)</sup>・施設であること、またコスト的にも再処理は、使用済み核燃料をそのまま貯蔵する直接処分の約 2 倍の経費を必要とし、年 2000 億円以上の追加費用が必要<sup>6)</sup>となるので、再処理はやめるべきであると述べている。そして再処理がやめられない理由として、①貯蔵容量が不足して使用済み核燃料の行き先がない、②立地自治体との約束、③潜在的核抑止、④独立した評価機関の欠如、をあげて、政府(経済産業省)、原子力産業界、青森県等設置自治体がそれぞれリスクを回避して三すくみの「出口なき迷走」の状態にあると指摘している。しかし、国策として民営化方式で原発を導入したのは政府であり、リスクの全責任は政府が負わなければならないことは当然のことであり、これらの理由を消去する政策を政府に取らせるのは政権を選ぶ国民であることもまた自明である。

飯田・鈴木両氏が再処理をやめない理由の一つに挙げている「潜在的核保有」や「潜在的核抑止」の意味は、核兵器に転用可能な「民生用 Pu」の保有にあることは明白である。「民生用 Pu」は、Pu239 を 60%程度含む

7) ものであり、容易に核兵器級の 90%程度に濃縮できるからである。

周知のように高速増殖原型炉「もんじゅ」が廃炉となり、Pu を資源として増殖利用する燃料サイクルは破綻したので、再処理をして Pu を分離生産する必要は無くなっている。このような状況下でも原発推進勢力は、MOX 燃料サイクルで Pu を消費するとして再処理をやめないが、しかし法定耐用年数を過ぎた原発を再稼働しても現有 46 トン余の Pu を消費する用途は不明確であり、使用済み MOX 燃料の処分方法も確定していない状況では、この燃料サイクルも早晚行き詰まり、破綻することは目に見えている。

また鈴木氏の報告では、これまでの再処理により生じた民生用 Pu の主な保有国は、仏・日・露・英の 4 か国<sup>8)</sup> であるとして米国を除外した上で、非核兵器国<sup>9)</sup> である「日本は新たな国際規範の提言を」と呼び掛けている。この提言の意味するところは、民生用 Pu を IAEA の管理下に置き米国を除く核兵器国仏・英・ロシアを巻き込み「潜在的核兵器保有」を目指す日本が「仕切る」Pu 国際管理体制の構築と言えよう。民生用 Pu 保有量が日本より多い米国<sup>8)</sup> を除外する提言は、様々なことを憶測させるが、米国の Sharon Squassoni (ジョージワシントン大) 氏が報告の中で述べたように日本には東アジアをリードできる条件があるとの米国の見解に沿った提言に見える。

さらに鈴木氏が中心に纏めて政府への提言として公表した笹川記念財団研究会の提言書 (2019 年 5 月) の紹介があった。提言内容は、以下の 5 項目にまとめられている。

1. プルトニウム国際貯蔵の追求: 「余剰」なプルトニウムを国際原子力機関 (IAEA) の管理下におく。
2. 現在の国際規範である国際プルトニウム管理指針の強化: 日本の原子力委員会の決定に基づき既存在庫量の削減を新たな国際規範として提言し、再処理を抑制する。

3. 既存の在庫量削減に向けての国際協力: 処分のための国際フォーラムを設置する。

4. 使用済み核燃料管理として「乾式貯蔵」を最優先にすすめ、核燃料サイクルの選択肢評価を第三者機関が実施する。

5. プルトニウムの新たな国際規範を世界に普及すべく主導的役割を果たす。

上記 5 項目のうち最後の「プルトニウムの新たな国際規範を世界に普及すべく主導的役割を果たす。」では、「主導的役割を果たす」上で如何なる国際規範を設けるかが重要である。

日本やドイツのように非核兵器国が原子力発電から撤退する場合の国際規範は、提言のように、国際協力の下に保有する Pu を放棄し、使用済み核燃料管理を「直接貯蔵」とする体制が安全保障上優れた方法である。IAEA が管理する場合、安全保障の観点から非核保有国の Pu は核兵器国に貯蔵施設を設置して移すのが妥当であろう。また使用済み核燃料貯蔵施設の設置場所選定は、人類の数千世代にわたる長期間貯蔵の必要性から地球上で億年単位の期間損傷の記録の無い岩盤のある地域とするのが妥当であり、安全保障の観点から該当する核兵器国に設けるのが妥当であろう。

上記の国際規範が認められる場合、IAEA の理事国でもある非核兵器国日本が原子力発電から撤退する為には、核兵器不拡散条約締約国の責務として、また本事業が日米原子力協定の下で行われてきた経緯から、Pu や濃縮ウラン等の核物質と使用済み核燃料は米国に移して貯蔵することが適切である。核兵器不拡散条約締約国として米国は、核兵器転用の可能性を持つこれらを引き取る責務があると考ええる。不要となる日本の再処理施設と関連施設は、安全保障上廃棄・解体することは必須条件である。他方これら一連の事案は、国際規範成立以前に日米原子力協定第 16 条第 4 項<sup>10)</sup> に基づき日米間交渉により解決することが可能である。

この考えは、すでに公表<sup>11)</sup>してあり、日本が原発から撤退する「出口」は、条約及び国際法規遵守（憲法第98条2項<sup>12)</sup>）の立場に立つ限り、ここにしかないように考えられる。また鈴木氏の指摘する「Pu政策、出口なき迷走」も日米原子力協定に基づく協議を行い保有するPuを放棄すれば「出口」を開

くことが出来る。日本の「迷走状態」はPuを放棄しない限り解消することはできない。そしてこの「出口」を開き進む道程は、飯田氏の言う「潜在的核兵器保有」を目指す隠然たる勢力が支える日本の「原子カムラ」を解体することでもあると考える。

1) 新外交イニシアチブのイベント <https://www.nd-initiative.org/event/10121/>

2) 新外交イニシアチブ <https://www.nd-initiative.org/about/>

3) 長崎大学核兵器廃絶センターRECNA (Research Center for Nuclear Weapons Abolition)

4) ICRC : International Critical Review Committee on the Long Term Nuclear Program

ICRC 報告とは、原子力委員会が2004年に「原子力研究開発利用長期計画」見直しのために設置した「新計画策定会議」の吉岡斉委員が座長として、高木仁三郎市民科学基金委託研究として行った「核燃料サイクル国際評価パネル」と「政治的に実現可能な代替案の策定」の報告書の前者である。ICRCによればこのパネルは、「新計画策定会議」において吉岡委員の提起にもかかわらず実施されなかった、同会議作成の「中間とりまとめ」の国際的レビューを実施する為に発足したパネルである。

5) 日米原子力協定第1条用語の定義において、「機微な原子力技術」とは「公衆が入手することができない資料であって濃縮施設、再処理施設又は重水生産施設の設計、建設、製作、運転又は保守に係る重要なもの及び両当事国政府の合意により指定されるその他の資料をいう。」と定義されている。要するに秘密の技術を意味している。

6) 核燃料サイクルの諸量・経済性評価について（解説資料）63頁

[http://www.aec.go.jp/jicst/NC/tyoki/hatukaku/keisan/kaku\\_cycle.pdf](http://www.aec.go.jp/jicst/NC/tyoki/hatukaku/keisan/kaku_cycle.pdf)

7) 長崎大学核兵器廃絶センター「世界の核物質」頁の「核分裂性物質」解説

[https://www.recna.nagasaki-u.ac.jp/recna/fms/pu\\_202106](https://www.recna.nagasaki-u.ac.jp/recna/fms/pu_202106)

8) 同上頁の「分離プルトニウム」保有量一覧

[https://www.recna.nagasaki-u.ac.jp/recna/fms/heu\\_pu](https://www.recna.nagasaki-u.ac.jp/recna/fms/heu_pu)

主な国の保有量（トン）は英国115.8、ロシア103.1、フランス74.8、米国49.3、日本45.5であり、5か国である。

9) 核不拡散条約第9条3項：「核兵器国」とは、1967年1月1日前に核兵器その他の核爆発装置を製造しかつ爆発させた国をいう。」米・露・中・英・仏の5か国が核兵器国

10) 第16条第4項は「両当事国政府は、いずれか一方の当事国政府の要請に基づき、この協定を改正するかしないか又はこの協定に代わる新たな協定を締結するかしないかについて、相互に協議する。」となっている。

11) 富田道男：「原子力発電からの撤退—日米原子力協定による制約」

『日本の科学者』Vol. 56, No. 10, pp34

12) 憲法第98条2項「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。」

上記すべてのURL2023年6月確認した。

### 編集後の所感

この10年間を通じて、私の原発関連記事は、裁判に関するものが多いことに改めて驚いた。

初めて原告として大飯原発運転差止裁判に係り、独特の裁判用語に関する知見を得ることが出来たように思う。刑事裁判は原則公開で行われるので公判と言い、民事裁判で原告・被告双方の代理人が裁判長の面前で主張を述べ合うことを口頭弁論と言い、また開廷日を期日と言うなどである。これらの言葉は、法律家集団のSLANG(Lawyer's Language)である。言うなれば法曹界すなわち「司法ムラ」の方言であり、同業者間の専門用語である。法曹界を「司法ムラ」と言う理由は、憲法に定める下級裁判所の裁判官、検事及び弁護士は、司法試験に合格し、最高裁判所司法研修所での特別な訓練を受けた司法修習修了者であり、世に言う同窓生のみで構成された集団だからである。

日本では原発の運転を裁判で差し止めることは不可能のように思われる。原発導入が国策として進められている以上、民主主義国家では、国政選挙で多数派を形成した政権勢力が最終判断をする仕組みになっている。三権分立と言っても、憲法には、最高裁判所長官を任命権者天皇に対して指名するのは内閣と定められており、他の最高裁判所裁判官を任命するのも内閣と定められている。内閣総理大臣を指名するのは国民を代表する衆議院である。下級裁判所の判決は、最高裁判所において最終的に決定される。国策事業に関する最高裁判所の判断は最高裁判所裁判官を任命した内閣の意思を代弁することになる。

また、国会で制定された最高裁判所裁判官国民審査法に基づき衆議院総選挙時に行われる国民審査は、×印で罷免者を選ぶ方法で行われ、無記入票は信任扱いとなっているので、国民審査の実効性が殆どなく、国民審査で罷免された裁判官はいない。

国策となっている事業からの撤退には、国民多数の合意が必要である。国策として進められてきた原発利用からの撤退には、脱原発の政権を選ぶしか方法はないように思う。

現在取り組まれている原発の運転差し止め訴訟や事故責任を問う訴訟、事故被害者の損害賠償請求訴訟など、一連の原発関連訴訟を通じて脱原発が国民世論として広がり、脱原発政権を求める国民的運動として結実すれば幸いである。